

今鏡證註

中下

五止

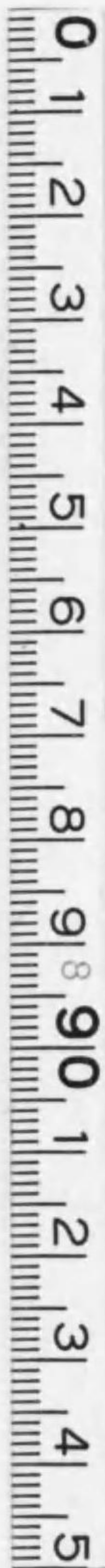
913.42-Se367



1200500757398

13.42

SE36



始



913.42
SE36

J13
27

24976

24. 3. 29
寄贈

定校
今鏡 中卷 證註

關根正直著

◎ 第四

(廿八) 藤なみ
此の段より藤原氏の列傳なれば、藤波と名つけしなり、波に列をきかせたるにや、

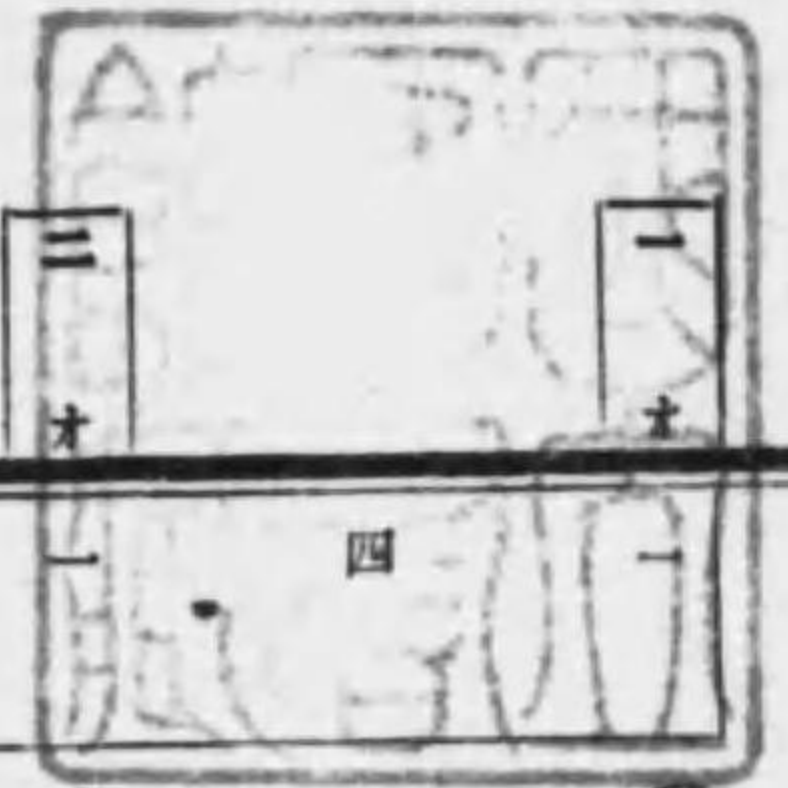
おろく
あらくといふ詞と、語原同じかるべし、少々、また俗に、ザットなといはん程の意なり、

隆家の帥
道長公の兄なる、道隆關白の次子なり、眼病を患ひてつくろひがてら、太宰帥になりて、筑紫へ下りし也、委しくは榮花物語大鏡等に在り、

いきの松原(歌)
筑前、國早良郡に、生、松原とてある名所なり、

皇后宮に云々
これは、一本、中宮とある方宜しきにや、さるは此の宮、後朱雀帝御即位ありし長曆元年二月に、中宮に立ち、その三月女御嬪子入内して、中宮になりければ、改めて皇后と申したり、されば始めは中宮、後に皇后と申したるなり、

夢かうつゝか
古今集十三戀に、「業平朝臣の、伊勢國にまかりたりける時、齋宮なりけ



ニ
ウ
ニ

六
三

今鏡中卷證註 第四

る人に、いとみろかにあひて、又の朝に、人やるすべなく、思ひをかけるに、女のもとよりおてせたりける、

君やこし、われや行きけむ、おもほえず、ゆめかうつゝか、ねてかさめてか、「返し業平朝臣、

かきくらす、心のやみに、感ひにき、夢うつゝとは、こよひ定めよ、「とある歌の意をいふ、此の贈答、伊勢物語にもあり、

三ウ

(廿九)梅のにほひ

題號は、文中にある、紅匂ふ梅の花、といふ歌の詞によりて名づく、

内舍人なども隨身に賜はらせ云々

職原抄に、内舍人九十人、可然之侍任之、攝政

關白給内舍人隨身時、殊選其器召仕之、帶劍之官也と見え、同標注に、隨身に三色あり、本府隨身、小隨身、内舍人隨身なり、本府隨身は、攝關大臣等召仕はる、小隨身は武官みな仕ふ、御免に及はず、古注云、夕拜至要抄云、先行小除目、被任内舍人、云々、今按本府隨身者、扈從之時留陣口、自是至奥、召仕内舍人隨身也、とあるを考へ合すれば、これは内舍人を御隨身として給はりしにて、内舍人隨身のとなるべし、

内覽乃職事

校本に内覽は内辨の誤か、又は内覽乃とある、乃の字は、及の誤かとあり、

職事は藏人をいふ也、内覽のと、此の卷五枚の裏に在り、

まうけの關白

行く未必と、待たる、關白といふ意也、

一夜ばかりを七夕の

こ 歌は、後拾遺秋上に、七月七日よめる、左大將通房、

四オ

十 八

十四

十三

待ちえたる、一夜ばかりを七夕の、逢ひ見ぬほど、思はましかば、とある是れなり

後拾遺

後拾遺集廿卷あり、白河天皇の應徳三年に、中納言通俊卿、選進する所なり、天曆

以後、當時に至る迄の歌、千二百十八首あり、と拾芥抄に見ゆ、

(三十)伏見の雪のあした

題號は、京極の大殿、修理大夫俊綱の、伏見のなり所訪らひ

たる事を、かけるにより名づく、

御報に押され

師實の子孫、執柄大臣を相繼がる、程の果報あれば、それに押されて、

通房は兄なれども、執柄どもならず早世せり、との意なり、

橘直衣

橘を名のりし人の、俄に藤原姓に改めたるを、直衣着て出でらる、毎に、橘直し

と、戯れ云ひて、直衣を直しにとりはやし、なり、

道にあひておりて居たる

途上車馬をおりて、禮せし事にて、昔は官位卑き者の、貴

きに道に會ふ時は、車馬を下り、或は馬を飲めて立ちなどして、敬禮を致す制なりき、委しくは儀制令、彈正式、拾芥抄等に見ゆ、

せためられ

せためられは責め矯むる意なり、

昔の行ひ

前世僧たりし時の、修行の功をいふ、

ふけらかす

清水濱臣の説に、ふけらかすは、今俗語に、ひけらかすといへり、語の原はほ

こらかすなるべし、自慢する也、とあり、

五オ

十二

七 四

十三

七

十三

十二

十一

五ウ

十三 むび 無期の字音にて、時はづれ、又いつまでも、などいふ語意に同じ、
かうづ 異本にかぶつ、又かうぶつともあり、勘物を、音便にかくいへるにや、又は勘當の

字を、かう云ひたる、當時の俗語にもあるか、詳ならねど、とにかくに責め叱する意、勘當のこ
とにてはあるべし、

ねんに 流布本には、糸んよどかきて、いよくと假名付けたり、按ふに初め彌々よどかき
たるを、糸んにと寫し僻めながら、付きたる假名は、元のまゝにさしかきたるか、されど古本寫本
ともに、ねんにとあれば、再び按ずるに、おねんにとありし、おの字を脱せしにか、おねんは自然
なるべし、

費殿 もとは食料設備の場所をいふなれど、轉じては費殿に伺候する、庖丁の者をも、まか
云へり、こゝは食事の設けに、殿より料理人來らむとの意なり、

御臺 臺盤の略にて、今の膳といふ器の如く、食物を据うる臺なり、

あこめ 和どかく、あひこめの略にて、春冬の中装束の間に、こめ着るものなり、委しくは
装束圖解にいへり、

高坏 たかつきは、腰高とも云ひて、食物を盛る器なり、惣体木にて作り、皿の下に臺を付
けて、高くしたる如きものなり、貞丈雜記に委し、

銚子 酒をいる、器なり、但し瓶子の如くはあらで、鍋に口を付け、銚ありて手にとるや

六オ

四 四 十一 十四 六 三 二 十三

六オ

五 蔵人所 これは宇治殿の蔵人所なり、禁中の蔵人所と、まがふ可らず、當時は關白家にも、
蔵人所といふありて、調進の物などを置かれしと、記録類、拾芥抄にも見えたり、

音羽の山の 後拾遺集春上に、春立つ日よみ侍りける、橘俊綱朝臣、
あふ坂の、關をや春もこえつらむ、音羽の山の、けさは霞める、とあり、

石田 古事談に、石田殿は泰憲民部卿、近江住之時、撰勝地、構造之別庄也、云々と見ゆ、

平等院 山城國宇治にあり、もと頼道公の別業なりしを寺にしたりしなり、

見よき所なり 古本に、びよき所とあり、便よき所の義なり、この方よく聞てゆ、
名簿 名札の事なり、わが名を人に知られんとてなり、榮花物語初はなの巻などに、名簿す
るといふところあるは、皆追従して、交際を求むるとにいへり、こゝも我が名を知られ置きて、後の
爲をはかれるなり、

(卅一)雲のかへし 題號は「雲のかへしの嵐もぞ吹く、といふ歌の物語あれば、名づけし
なり、

装着 昔女子六七歳に至れば、袴着する式を行ふ事あり、之を装着といふ、その作法、源氏
榮花の物語等に、多く見ゆ、

ありし昔の 後拾遺集夏の部に、祺子内親王、かものいつきと聞えける時、女房にて侍り

七ウ

九 二 八 三 十三 五 二 十一 五

けるを、年へて後三條院の御時、齋院に侍りける人のもとに、昔を思ひ出て、祭の歸さの日、神館につかはしける、皇后宮美作、

聞かばやな、その神山の時鳥、ありしむかしの、同じ聲かと」とある歌をいふなり、

本院 加茂の齋院の御居所なり、袖中抄に、有栖川は齋院のおはします、本院の傍に侍る

小河なりと見ゆ、有栖川は嵯峨の邊に在り、(猶末の卅一の表を見よ)

雲のかへしの 金葉集春の部に、後冷泉院時、皇后宮の歌合に、櫻をよめる、堀河右大臣、

春雨に、ぬれて尋ねん山櫻、雲のかへしの、嵐も吹く、とあるをいふ也、

(卅二)白川わたり 題號は、篇末に教通公白川邊に、花見せさせ給ふとあれば、これを

名とせしなり、

半臂 半臂は、兩袖なき短き衣にて、正装の時は、上の袍と、下襲との間に、着すべき定め

なり、委しくは装束圖解にいへり、然るに、略して着ざるともあるは非禮なり、按ずるに、此の事

右事談にも出でたり、後冷泉院御時、有卒爾之御遊、及袒裼時、大二條殿着半臂、伴日日記云、今日

予一人着半臂、衆人有耻色也、云々とある是れなり、

志やく 和名抄に、笏和名佐久とあり、長さ一尺六寸、ひろさ三寸、厚さ五分の板なり、元

正天皇の御時、五位以上牙笏、六位木笏を把らしめし事、國史に見えたり、束帯の時に把るなり、

委しくは装束圖解に説明せり、

八
オ

十

八
ウ

十一

九
オ

一

衣冠 束帯よりは略式なる服装なり、袍に指貫の袴着て、冠を被りたるを、衣冠の装ひと

いふ、下襲を用ひず、表袴を略するなり、

殿居装束 朝服に對して、家居する時の服装なり、まづは直衣のたと心得べし、禁中名目

抄も此の趣なり、

上達部はなちては云々 令式、または續紀などに據れば、昔は五位以上牙笏を把り、

六位以下は職事ある者に限りて、木笏を把らしめられしなり、さるを當時より、公卿ならでは把

笏せしめざるとなりつる也、

大宮の右のおどゞ 堀河右大臣頼宗の子俊家なり、

いさかひ 争ふとなり、此のいさかひは、古事談に、經輔卿被打事ハ、寛徳二年正月三日、

殿上淵辭問事也、頭中將俊家被放屁、人閉口、其後頭中將、橘をとりてならさんと被食けるが、な

らざりければ、頭辨經輔微音に、是は不鳴と云たりける時、人々咲之云々、仍頭中將成怒、以笏打

頭辨、依之頭中將被除籍云々、と見えたる、此の事をいふ也、

御座の覆ひかくる棹 禁秘御抄殿上の條に、倚子覆、出納且暮奉仕之、懸棹、云々と

あり、御座とは御椅子をいふ也、扱此の棹は、昔は、どりはなちにしたる由なり、

其の棹をぬきて打たんとし 此の事は、百鍊抄に見ゆ、鳥羽天皇保安元年七月廿一

日、少將實衡、與兵部大輔資信、於殿上鬪争、實衡以扇打資信、資信取御倚子棹、追實衡、云々とあ

十一

九

八

八

七

四

二

九ウ

一 是れなり、
勾欄うちをらせ 欄干のまがりたる所を、勾欄といふ、こゝは御椅子の臂かけなり、扱
この業平とすまひのとは、大鏡にも見えたり、

十オ

二 (卅三)はちすの露 題號は、末に靜圓僧都が、「蓮の上の露予我が身は、」とよめる詞に
よれり、

十一ウ

三 あはづの、云々 後拾遺春上に、春駒をよめる權僧都靜圓、

十二ウ

四 粟津野の、すぐるのすゝき、つのがめば、冬たちなづむ、駒ういばゆる、」とある歌なり、すぐるは
末黒の意にて、草の冬枯れて、葉末の黒くなりたるをいふ、

十三ウ

五 (卅四)小野のみゆき 題號は、白河院小野、皇太後の宮へ、雪見に御幸ありし事をかけ
ればなり、小野は、北山の邊なる由、拾芥抄に見ゆ、

十四ウ

六 おのが影をや云々 後拾遺集春下に、長久二年弘徽殿、女御、歌合し侍りけるに、春駒を
よめる、源兼長、

十五ウ

七 立ちはなれ、澤べにある、春駒は、おのが影をや、友と見るらむ、
いのちは事の云々 これも同集戀一に、長久二年弘徽殿、女御の、歌合しけるによめる、
永成法師

こひ死なん、命は事のかすならで、つれなき人の、果予ゆかしき、」とある歌をいふ、

十一オ

六 うちいで 押出しとも云ひて、女房の居並びて、簾の下より、わざと袖口を押出だすなり、
其の作法桃華葉、女房装束抄などに見えたり、

十二ウ

七 はしかくしの間 貞丈雜記に、是は御殿の前に、柱を二本立て、上に屋根をふき出だ
したるをいふ、階の、雨にぬれぬ様、屋根にて階を隠すこゝろなり、とあり、寢殿の表、真中に
あり、

十三ウ

八 かざみ 汗衫の字を、かざみとよむなり、童女の上に着る服にて、くびかみ狩衣の如く、後
甚だ長くして、帯をするなり、枕草子に、櫻のかざみ、萌黄紅梅など、いみじう長くしり引きて、云
々とあり、又新葉集に、

もろ人の、遊ぶなるかな、をどめ子が、かざみの裾の、長きようかし、」などいふ歌あるにても、
志り長きを知るべし、装束圖解には圖を出せり、

十四ウ

九 折敷 今の盆の如きものなり、角なるも、角切なるもありて、縁を付けたり、平折敷足付の
折敷などあれど、足なきを本の折敷とす、委しくは貞丈雜記にあり、

十五ウ

十 月を雪とも云々 上の、雪見に云々、とあるを受けたるにて、月見を雪見とも、云ひ傳へ
たりとの意なり、

十六ウ

十一 御庄の券 御庄は莊園の事にて、當時貴顯の人の、所有せし私領の地なり、券はその證狀
をいふ、

六

三昧行ふ

三昧は佛典の語なり、書言字考に智度論を引きて、善心一處住不動是名三昧、とあり、こゝも一心念佛の意にいへるなり、

十

淨土

極樂の事なり、無量壽經に在りとぞ、書言字考に白氏文集を引いて、極樂國號淨土、是以無三毒五濁之業故也、と記せり、

十二

(卅五)うす花櫻

題號は、筑前の御が「紅のうす花櫻にははずは」とよめる物語を記し、次に又師實大臣の「うす花さくら心に予しむ」といふ歌をもつたれば、かたぐこの詞を名とあたり、

四

内覽の宣旨

禁中名目抄註に、奏書以前、其文先見關白、謂之内覽、蒙此宣旨、内覽宣旨と云ふとあり、

十一

中の重

中の重とは、宮城内、別に皇宮を圍へる、外構をいふ、南面に建禮門あり、北面に朔平門あり、その圖拾芥抄に見えたり、上にも出だせり、

一

うす花櫻の歌

詞花集春上に、京極前、太政大臣の家に、歌合し侍りけるによめる、康資王、母、

十二ウ

王、母、

紅のうす花さくら、にははずは、皆しら雲と、見てや過ぎまし、とあり、

二

白雲と云々

この歌も、同書に、同じ歌合によめる、大藏卿匡房、白雲と、見ゆるにしるし、みよしの、吉野の山の、花さかりかも、とあるを云ふなり、

二

まけ侍りしを云々

此のわけも、同じ集、紅のうす花さくらの歌の次に、「此の歌を、判者大納言經信、紅の櫻は詩には作れど、歌にはよみたるとなむなき、とありければ、あしたにかの康資王、母のもとに、つかはしける、極京前太政大臣、とありて、「白雲は立ちへだつれと云々の歌と、その返しとをのせたり、高陽院歌合にも此のといと委し、

十

鞠も見しらぬはぎの

萩野に、脛を云ひかけたるなるべし、此の間答凡て秀句に云ひなしたるならめと、今にしては其の趣味を得がたし、

十一

こそくど撫て奉る

こうくどある本もあり、何れにても此のさるがう詳ならず、

十一

もとのさるがう

もとのといふ詞、解しがたし、さるがうは猿樂の轉音にて、諧謔のとするをいふ、按ずるに、もとのさるがうは、舊の猿樂の意にて、舊より言ひなれ珍しからぬ由なるか、或はもは上につけて、「どのさるがう」にて、殿猿樂、などいひし詞のありしにか、是は唯試みに云ふのみ、

十二

ものごちなきまう

物骨なき主なり、無骨なる事、風流の心なきをも、こちなしといふ、物はろへていへる詞なり、總体の意を考ふるに、珍しくもなき滑稽ながら、無骨なる人には、之れにも優り得じ、となるべし

十三

かゝり

蹴鞠の庭を、懸りといふと、鞠の書どもに見ゆ、親長卿記に、四本懸り松に柳、梶、と見わたたり、庭の四方に、松柳櫻楓を立つるを、通例とする由、舊記にあり、

二

うつし 移鞍とて、唐鞍を摸して作れるをいふ一種の鞍なり、源氏筆注に、うつしは鞍のこしらへ様なり、とある宜し、其の製諸鞍日記に委し、

さしき

名義は狭敷なるが、物見の場所を云ふ、音便にさんじきと云ひて、古くより機敷とかけども、字を充てたるまで也、

ほりけ

隄の事をいふ、堀池の義なり、

つちがたよ

此の詞詳ならず、按ずるに、土がちにの轉音か、尙尋ぬべし、

おかひ

禁中名目抄註に、居飼は牛馬を預る人也、御馬飼ふ者なり、馬寮にては飼丁と云ふ、居飼に同じ、とあり、物具装束抄に、居飼の服装を掲げて、紅水干、紺袴、藁沓と記せり、

(卅六)波の上の盃

曲水宴催し給ふとをかければ、此の名あり、

玄上

また玄象ともかけり、琵琶の名器なり、枕草子拾芥抄等に見ゆ

曲水宴

公事根源三月三日の條に、是れは王卿など参りて、御前にて詩を講せられけるに

や、御溝水に盃をうかべて、文人以下是れを飲む云々、周の世より始まりけるにや、文人ども水の岸になみ居て、水上より盃を流して、わが前を過ぎざるさきに、詩を作りてその盃をとりて、飲みけるなり、と見ゆ、我が朝にては、顯宗天皇の時、始めて行はれし也、

鸚鵡の盃

鸚鵡貝を、盃にしたるを、略してあうむの盃といふなり、

じきみ

和名抄瘡類に、瘡、和名運岐美、小瘡也、とある是れなり、年山紀聞に云はく、舊記

一

二

四

五

七

十

十五

五

二

四

五

七

十

十五

五

八

十四

十四

二

五

十一

に二禁といふは、何にてもすべて瘡なり、長秋記元永二年九月廿日、參梁園、御二禁有増氣云々、宮仰云、於瘡者不知増減、此兩三日辛苦甚、敢不可存命、云々、前田夏蔭の説に、惡瘡なるをも、權貴の方には憚りて、にきみといへるもあるべし、と云へり、

(卅七)宇治の川瀬

題號は、忠實公宇治川の邊に、富家殿作りて住み給へるより、かくは名づけたり、

宇治の川瀬波靜に

忠實公の家の、靜穩なるをいふ、此の君、かの川の川の邊に住みたればなり、

白河の水へだてなく云々

白河院と、忠實公との間、互に隔心おはしまさしりし程をいふ、上に宇治の川瀬といへば、又その縁に白河の水、云々とはかける也、さて院の御不興蒙られし事情は、本文と、次に引ける愚管抄の文にて、知るべし、

こうたう

關自家の雜務をなす者に、勾當といふあり、それなるべし、琵琶管絃などを業とする盲法師に、檢校、勾當などいふもあれど、こゝは盲官の勾當にあらしと思へど、姑く記して後考を竣つ、

古き跡にも似ぬ御心

延喜の帝の大堰河行幸を始め、大かたかゝる御遊覽などには、必歌よませ給ふとなるに、此の度は、さるともなければ、古の跡に似ぬ、とはいへるなり、

關白うちとめさせ給ふ

院の御勘氣にて、關白を召上げられしなり、その事情は、愚

管抄を参照せば、明瞭すへければ、節略して左に掲ぐ、

白河院の、鳥羽院位のはじめに、后立あるべきに、知足院殿の女を、参らせよと仰ありけるを、固く辭して、参らせざりけり、人はれを心得ず思ひけり、是れを推するに、鳥羽院は幼くおはしましける時、ひあいなる事ども有て、瀧口が顔に、小弓の矢射たてなどせさせ給ふと、人申しけるを、恐れ給ひけるにや、○鳥羽院はあやにくにおとなしく成らせまして、殊にめでたき、御心ばへの君におひなりてこそおはしけれ、扱白河院は、公實の女をとりて、御子にして持たりけるを、鳥羽院に入内立后してぞおはします、待賢門院と申す、○保元元年十月十日に、(白河院)御熊野まうで有りける時、その間に鳥羽院御在位の末つ方に、關白にておはしける知足院殿の女を、なほ入内あれど内の御心より興りて、仰せられけるを、うちく悦びて、出立せ給ひけるを、熊野へあしさまに人申したりけるに、はたと御腹を立て、我が参らせよと云ひしには、肩をふりて辭して、我に知らせで、かくすると思召て、御歸洛の即日、知足院殿の關白なるを、勅勘ありて、十一月十三日に、内覽とよめて、閉門せられけり云々、

三千の寵愛云々

長恨歌の中に、後宮佳麗三千人、三千寵愛在一身、の句あり、これによりて書けるなり、

うれしきいはひを

姉妹の名なり、

ふりう

風流の字音なり、こゝは狩衣に物好したるをいふ、

十五

二

十五

六

雑仕

下仕への女房にて、雜役に使はるゝ者の稱なり、

透笠

網代笠の、透きて見ゆるやうに、編みたるものなるべし、網代車の、透きて見ゆるやうに作れるを、透い車とて、狭衣物語に見えたる類ひかと思はる、

これ女車にて

古本に、これは車にて、とあるを、傍に注せしに、活字傍訓の如くなりて、

讀者の疑ひを結ぶべければ、一言いひとせかく、

冠にてこそ云々

皇后の御前、また供奉などするには、常に衣冠きてあるべきを、烏帽子布衣の略服になされしなり、

ほうい

布衣は狩衣の事なり、もと布にて製せしものなるからに、布衣ともいふ也、委しくは、別に装束圖解に辨じおけり、

佐保川(歌)

奈良にあり、其の川邊に佐保殿とて、淡海公も冬嗣公も、住み給ひし第あり

しと、拾芥抄に見ゆ、忠實公は藤氏の嫡統なれば、佐保川の流れ絶えせぬ身とはよまれしなり、

本書ばかりは傳へさせ

天台止観といふ經の、本文だけを傳受ありしにて、いまだ論

疏までは、受け給はざりし也、

わらうだ

和名抄に、圓座、一云和良布太、とあり、藁にて作れる敷物なり、

同じさまなるはじめにや

忠實公の見そめし始めは、白川殿といふ女御と、同じ様

なりとの意なるか、定かならず、按ずるに、はしめは、はしためとありし、たの字の落ちたるにか、

十六

六

十六

十三

十一

六

六

六

四

三

十六ウ

一

此の播磨といふ女も、白川殿と同じさまなる、はした女にやおはしけん、との意にてあるべき、
ゆかり 縁者なり、此の女御の縁者たちまで、院には捨て難きものに、覺し召さるとなり、

下北面 上の、きたおもてに候ふとある註を見よ、禁中名目抄註に、下北面五六位、皆譜
代侍、云々、昔は諸國の武士たり、と見ゆ、

五節奉りける年 毎年、新嘗會の五節は、四人にて、京官より二人、受領より二人出だす
を、例とす、こゝは五節の舞姫を、出だしたる年といふ意なり、

受領 孟津抄に、諸國の守をいふ、國衙莊園の事を、執り行ふ者なり、とある、簡にして明
らかなり、

爲盛爲業 尊卑分脈に、爲業の次に、弟頼業を掲げて、此兄弟三人共有和漢才、世人號大
原三寂、共皆歌人也、と註せり、三寂とは、寂念、寂然、など兄弟法名に、寂の字を付けたればなり、

中にも爲業は、世繼、作者とあり、世に大鏡は、此の人の筆といはるゝ也、

知綱といひしがうまご 長良中納言の末にて、これが子を知信といふ、孫はすなはち
爲忠なり、系圖に見ゆ、爲忠も歌人にて、その詠、金葉、千載、新古今などに入れり、

近くつかはせ給ふ女房 これは、爲忠の妻の素姓をいふなるべし、妻はもと待賢門院
の女房なりしかば、院にも近く仕はせ給ひしなり、爲盛爲業等兄弟四人を生めり、

字佐使 豊前、國、宇佐八幡宮へたてまつる勅使をいふ、是れ御一代一度の儀なり、江次第

十二

十

九

六

五

四

三

一

十七オ

十三

二

四

五

七

十

に宇佐使の事あり、爰には略す、

長輔 六條修理太夫顯季の孫也、尙後に委し、

をどここそ籠もりたれども云々 此の一句詳ならねど、強ひて一説をなし試みん
に、をつとは家に籠居してあれども、妻の宮仕すれば、加階ゆるし給ふ、と仰せられたり、との意
ならむ、をどこといひ、女といふは、唯男女の事にはあらじ、夫妻のとを、をどこ女といふ事、常な
るをも思ひやるべし、

大原うどく覺ゆ これも能くは知られぬとされど、例の愚考をいはんに、先づ大原は、
皇后の春日へ參らせ給はんに、本社遠きにより、都近き所に移し奉りて、行啓あるなれば、謂は
れ、女の參詣あるべき社なり、さるに上文の如く、女の宮仕へ事繁くして、自然神詣もうどくなる
べければ、かく戯れ言せられたるにか、これも強ひて言ひ試むる迄なり、

大夫の大工なるべし 大夫にして、大工なりと、大の字を重ねていへるが、秀句に聞き
なざるゝならむ、かく戯言したるに、折しも木工、權頭を兼ねられしは、いよく大工に縁あるが
をかしきなるべし、大夫は五位の通稱、かけつかさは兼官のとなり、

高大貳 成章は高階氏、業遠の男にて、太宰大貳なりしかば、かくいふ也、

みなもどなるる雲の上云々 此の歌、出處詳ならず、

平氏の子ども 前後の文を鑑みるに、忠盛の子どもをいふと聞てゆ、それは清盛を除

十七ウ

十二

七

十

き、家盛は早世せしかば、あとには、頼盛教盛などあり、されど、相並びて藏人になれりしと、所見なし、

十三 在方

系圖にかゝる名の人見えす、次の文に、宮内卿平氏、とあるより考ふれば、在方は直方の誤りか、在と直と草書の体相似たり、直方は貞盛より三世の孫にて、宮内卿と系圖に記せり、御きそく、院の御氣色なり、二度離れしをも、院の御思召を以て、とり寄せしかと、遂に住みつかざりき、となり、住むとは、妻の家に在るをいふ、

十四 院の御めのと子の帥

六條修理大夫藤原顯季、白河院の御乳父、と系圖に見ゆ、其の子長實、太宰、權帥なりしかば、御めのとこの帥といふ也、さて長輔は長實の三男なり、

三三 ふる里のせうとに

故郷の兄をいふ、顯經顯盛といふ二人あり、せうとは兄人の義、天の橋立わたりにし、これは長輔が、丹後守なりしを召し上げて、其の兄なる人に、

四 渡し授けられしを云ふなるべし

天の橋立は、丹後國の名所なる事、誰れも知る所なり、橋立といふより、わたりと縁語を取り出でしなり、さて長輔の丹後守なりし事は、系圖に見えたり、始め甲斐守より、丹後守になり、右馬頭兵衛佐を歴て、右京大夫までいたりし人なり

四 宮内卿平氏のむこ

長輔のとなるべし、宮内卿平氏は前にいへり、長輔に御いとほしみの残れるより、その官を、兄へうつし賜はりし由ならむ、

◎第五

一 (卅八)みかさの松

題號は、周防の御といふ女房の、「いかばかり神もうれしとみかさ山、とよめる歌あれば、其の詞によりて、名つく、

三 一つ御はらから

忠通公と、覺法々親王とは、異父同腹の御兄弟なり、本文を能く讀み行きて知るべし、

五 御母のわらは名

御母君の名、師子と申して、従一位し給へり、

十三 藤氏の長者さまたげられ

忠通公嫡長なれば、氏の長者になるべきを、父の忠實公押し妨げて、二男の頼長公に授けしと上にあり、

十三 左のおとゞ事にあひ

左大臣頼長公、害に遭ひしかば、忠通公遂に再び氏の長者となられし也、

四 春日の祭の使

春日の社は和州三笠山にあり、祭りは二月十一日に行はれ、近衛の中少將御使を勤むる由、公事根源に見ゆ、

五 行事の辨

當日の行事にして、右大辨なればかくいふ、爲隆右大辨なること、後に見ゆ、

六 ふたばの松(歌)

草木の初生の時、多く二葉にて出づれば、若き時の譬にしかいふ、忠通公此の時十二歳なりしかば、それをよめる也、

十一 いにしへの宮

前中書王と申しし、醍醐の皇子兼明親王と、後中書王と申しし、村上の

十九オ

十九ウ

二十オ

廿
ウ

皇子具平親王を申すなるべし、共に才學すぐれし聞こえ高く、詩歌の御作も多かる君たちには
はしますなり、

十一 帥殿 菅原道真公の事なり、太宰権帥になり給ひたれば也、

十三 箏のこと 十三絃の琴なり、和名抄に見ゆ、

一 今めかしき方 當世風といふに同じ、

二 内裏の額 拾芥抄に、或本云、嵯我天皇弘仁九年戊戌、諸門懸額、東面額橘逸勢書之、南面

並談天門弘法大師御手跡也、西面道風書之、北面嵯峨天皇書之給、云々、或記曰、弘仁九年戊戌、起
殿門等額、寛弘之比、依勅、參議左大辨行成卿、修飭美福門額字、元大師之手書也、云々などあれば
古くより殿門等の額ありしと、知るべし、

三 色紙がた 障子の繪の上にあるなり、屏風などにもあり、これに歌をかきて、繪の意など
よめること例なり、

四 御願 御願寺を略していふ、祈願のため、建立したる寺院なり、

四 横河 叡山三塔とて東塔止觀院、西塔寶幢院、横川楞嚴院、是なり、此の横河は、九條殿の建
立にて惠心の住みたるに、拾芥抄に在り、

五 むかへ講 古事談に、迎講者惠心僧都始給事也、三寸小佛を、脇足の上に立て、脇足の足
に緒付けて、引き寄せ々々て泣給ひけり、寛印供奉それを見て、智發して、丹後迎講をば始行云々

九 どあり、佛を迎へて、講を催すことと思はる、後世の、出開帳などいふに、類するものか、

九 御厩舍人 菊方といへる男なりき、古事談に、此の事菊方の高名と記せり、

十一 柱をにらみけん 蘭相如の故事なり、春秋の世、趙の惠文王和氏の璧をもてり、秦の
昭王十五城を以て、璧に代へんと請へり、蘭相如璧を奉して秦に使せしが昭王の城を償ふ意なき
を察し、昭王の信なきを責め、臣が頭璧と共に碎けんとして、柱をにらみて立てりといふ、昭王遂
に璧を奪ふと能はず、相如則璧を全くして趙に歸りぬとぞ、委しくは史記列傳廿一に見ゆ、

十三 三衣篋 釋氏要覽法衣篇に、僧伽梨即大衣一つ、罽多羅即七條二つ、安陀會即五條三つ、是
れを三衣といふ由見たり、五條七條は袈裟の名なり、

六 人丸か島かくれ行く 古今集福旅の部に、人磨の歌とて、
ほのくくと、明石の浦の朝霧に、島かくれ行く、舟をしり思ふ、とあるをいふ、

九 金玉集 四條大納言公任卿の歌集なり、

十一 ふみの心ばへ ふみとは、書簡、書籍のともいふは固よりなれど、多くは廣く漢詩漢
文のことをさしても云へり、中にも當時のならひ、打ちまかせて詩の事をいへるは、源氏枕草子
などに證多かり、こゝも詩のとなり、

十四 御集 法性寺關白御集とて、群書類聚文筆の部にあり、

十四 唐の白氏の文集 白氏は唐の憲宗の時の人なり、名は居易、號は樂天といふ、幼き時よ

廿一ウ

り、長慶年中迄の詩文を集めて、長慶集と名け五十卷ありしを、後に長慶以後のをも加へて、七十卷とし、白氏文集と稱す、今の世に行はる、

鏡をかけて

事物に明らかなるを然いふ、こゝは日記に通曉したること也、

てづゝ

手の活きの鈍きをいふが本にて、不調法なといふ意となる、

うちはへ

打ちはめの通音語と思はるれば、打ちはべと濁りて讀むべし、打ちはめとは、

押しこめおくとなり、雅言集覽に、落窪物語の、「落くぼの君とつけられて、中のおどりにて、打ちはめられて」とあるを引いて、是れらも打ちこめ置きて、物の數にせぬ意と、とあり、

(卅九)菊の露

題號は、「たぐひなき御法をきくの」といへる、歌の詞によれり、

大とこ

大徳とかく、唐肅宗の時、天下の名山に大徳七人を置かるとぞ、河海抄に見えし、

修行の功つみて、法徳高き僧の稱なり、

わづらはしく

俗にいふ面倒にて、氣のおかるゝをいふ、

どりがたき御心

機嫌のとり入り難きをいふ也、

長吏

拾芥抄諸寺部に、座主、檢校、別當、謂之長吏、とあり、有職小説には、園城寺、勸修寺の司を、長吏と云ふ、延暦寺の統領を座主、高野を檢校といふ類、寺によりて、其の稱のかはる由を記せり、

廿二オ

一

二

三

六

八

十四

十四

四

四

四

六

馬を失ひて歎かざりけん翁

塞翁が故事を云ふ、淮南子人間訓に、近塞上之人有善

術者、馬無故亡而入胡、人皆吊之、其父云、此何遽不爲福乎、居數月、其馬將胡駿馬而歸、人皆賀之、其父曰、此何遽不能爲禍乎、家富良馬、其子好騎、墜而折其髀、人皆吊之、其父曰、此何遽不爲福乎、居一年胡人大入塞、丁壯者引弦而戰、近塞之人死者十九、此獨以跛之故父子相保、云々と見えたる是れなり、

官祿身にあまりて云々

此の時、法性寺關白集にあり、夏日於桂別業即事、

京洛西南桂水邊、地形勝絶任天然、松杉山暗陰雲底、鳥雀林喧落日前、官祿餘身雖照世、素閑承性不爭權、尋來此處有何意、觸境逸遊感緒連、とあり、

御輿の綱を長くなされ

輿輿は、屋形より綱かけて、行幸の時、大舍人助、之をとりて

供奉する例なり、之を御綱のすけと稱する事、職原抄その外諸書に見えたり、忠通公、近衛帝の御野邊送りに供奉して、彼の助に打まじり、御綱みづからとらむ爲に、長くなされしなり、

法性寺殿

拾芥抄に、九條河原とあり、

かつら殿

桂川の邊にありし、公の別業なり、

佛道ならせ給へる

佛途ならせ、とありし、邇と道と、草書の体似たるからに、寫し誤りて、諸本に傳へしならむ、佛にならせ給ひたりと成るべし、

漢月天にうるはしく云々

漢月は、漢の月なといはん程のとなり、江匡衡が、王昭君

廿二ウ

六

九

十三

三

四

六

十二

を歌せし時に、漢月不知懷土涙、邊雲空憶惜金名、などあるにて知るべし、コトコトクナリは、古本にクの字なし、事異ナリならむ、尼文は詳ならねど、強ひて云ひ試みば、仲尼の文といふ意にてもあるか、猶後考を俟つ、

都率の内院

兜卒天とかくも同じ、四天の一、唐譯して知足と云ふ、俱舍論に委しとて、

(四十)藤の初花

題號は基房公若くして一の人になり、藤氏の長者し給ひし事あれば、藤の初花と名づけつらむ、

あきあはず

關官にあはざるをいふ、折節大將の關員なかりけるにや、となり、

甘羅

秦相文信侯呂不韋に事へ、年十二にして隣邦に使し、事能く處したる人なり、傳長ければ略す、委しくは史記列傳第十一、甘茂の傳に附載せり、

中關白

東三條兼家公の長子、道隆公の事をいふ、御堂關白道長公の兄なり、

姫君ふた所

國信の女、信子國子の姉妹なり、姉は基實公を生み、妹は基房公を生みたるなり、

三笠の山の朝日は云々

玉葉集賀に、左近中將爲藤、

わづらひ人たしう

天の下、くもりなかれど、照らすらし、三笠の山に、出づる朝日は、」とある歌の詞に基くなるべし、三笠山の朝日は、春日大明神の神威を喻ふ、此の神は藤氏の氏神なり、

閑院

拾芥抄に、二條南、西洞院西とあり、

十二

いかばかりかは

此の下「褒めさらむ」の一句を補ひて、扱「ほめ奉るらん」と續く文と心得べし、かゝる例、外にも多し、但し異本には「いかばかりかは、ほめ奉らざらむ」ともある由、其れに従はゞ、事もなく聞てゆべし、

十二

内裏になりなどし侍らむ

是れは、高倉天皇の御代の事なり、百鍊抄八高倉院嘉應二年九月廿七日の條に、遷幸大内、是閑院被返攝政、依可被行大遷也、とあり、又翌承安元年正月廿八日の條に、遷幸閑院、攝政營之、被返奉之、など見えたるにて知るべし、當時の攝政は、すなはち基房公なり、

三

(四一)濱千鳥

題號は、末に載せたる歌の詞による、

をどこにおはしまさば

僧に對して、在俗の人を、男ともいふ也、この文義、僧ともならず、常の男にておはしまさばとなり、

いなごなどいふ蟲云々

詩の周南、螽斯の章に、螽斯、羽説々、宜、爾、子孫振々、とある故事による、此の意をいはゞ、螽斯は蝗の類にて、一度に九十九子を生むといふ、説々は和集の貌、爾とは螽斯を指す、振々は盛なる貌とあり、さて螽斯を后妃に比して、后妃妬忌せざれば、子孫衆多なり、螽斯の羣處和集して、子孫衆多なるが如し、との意なり、

關白におはし、かば

おはしまし、かば、とあるべきを、脱字せし也、

濱千鳥あどなき(歌)

千鳥の跡とは、文字の事なり、跡なき跡といへるは、白紙の冊子

廿五オ

十三

廿四ウ

六

十

八

廿五ウ

二

なればなり、もろこしの著信、鳥跡を見てより思ひつきて、文字を作れりといふ故事に據る、拾遺抄 三代集の拾遺集とは別なり、華山院御撰とも、公任卿の抄出したるものともいふ

兩説あり、拾芥抄に見ゆ、小野宮のおどりのふる事

拾遺抄雜下に、内侍馬の家に、中納言實資、わらはに侍りける、小弓いにまかりたりけるに、物書かぬさう紙を、かけものにして侍りければ、小野宮の大いまうち君、

いつしかど、あけて見たれば、濱千鳥、あとあるとに、跡のなき哉、「とあり、此の事をいふ、小野宮太政大臣は實賴公なり、

廿五ウ

四

(四二)使合 題號は、文の使合といふ事、催し給ふ由をかければなり、

傳の殿 東宮職員令に、傳一人、掌以道徳輔導東宮、とあり、賴長公、保延五年に、内大臣に

て皇太子、傳を兼ねたる事あればなり、

此の宮人云々 東宮がたの人なればの意なり、

うらみぬ袖 後拾遺集戀四に、公圓法師、

芦の根の、うき身の程としりぬれば、うらみぬ袖も、涙は立ちけり、「とあるをいふ、

遠くおはします 保元の事に付き、崇徳院、讃岐に遷されましくたるを申す也、

上藤 藤は年藤とて、年功を積みたるをいふが本にて、後には、男女とも階級の名となり、

廿六ウ

八

十三

廿六オ

十

十二

十二

二

二

後漢書に對して前漢書の時を當時の唯前書とのみいへるが猶考よ

廿七オ

四

十二

八

入道の宮

上中下藤など稱せり、禁秘御抄に、不謂是非、二三位典侍、號上藤云々、と見ゆ、貞丈雜記に女をも入道と云ふ、源氏物語に見えたり、入道とは、佛の道に入りたるをいふ故、尼をも入道といふ也とあり、

(四三)饒太刀

前書といふふみ

題號は饒太刀奉り、歌よみ給へる事あれば、かく名づけたり、前書は、前漢書の脱字ならむ、然思ふ由は、古今著聞集第十に、後白河院、保延五年御元服の事を記して、「左大臣が加冠はし給ひける、御遊の笙のと、内大臣に仰せられけるに、去四日春宮大夫師賴卿、うせられにに、幾程もなく、笙を吹かんと、憚りありとて、

手の所勞の由申されて、吹き給はざりけり、漢書の説は、近代よみ傳へたる人、稀に侍るに、かの大夫江家の説を傳へられたりければ、内府習ひ給ひけり、師を重する禮、いみじく侍る、「と見え、其の次に師賴の子師能、漢書文帝紀を失ひたるに、父夢中に示しけるとをも載せたるにて、かたく師賴、前漢書に通じたりしと明かなり、扱又按ずるに、著聞集に内大臣とあるは、實行の事なるが、此の人させる學生とも、笙の上手とも聞てえざれば、恐くは左府を、内府と誤りたるにはあらしか、

因明などいふ書

因明は、佛家の謂ふ五明の中の一つにて、事の因る所を究むる、論理の學なりとて、因明入正理論(商羯羅主菩薩造玄奘譯)因明正理門論一卷(大城龍樹菩薩造義淨譯)因明正理論本一卷(同造玄奘譯)などいふ書あり、

七

廿七ウ

十四

着座

公請

つかや(歌)

こ、め

かくれみの(歌)

公事ある日、陣、座に、公卿の出仕する事なり、禁中名目抄にあり、
 公儀よりの請招なるべし、それに故障を申して、参らぬなり、
 つかやは、平兼盛の歌に、「道のくの安達が原の黒塚に、鬼こもれりと聞くは
 誠か、」などいふを考へ合するに、鬼の住みかを、いふと聞てゆ、
 こ、めは、後世いはぬ詞ながら、鬼の類ひをいふかと思はる、さるは古今著聞集
 利口廿六の中に、仲正沙金といふ女を、思ふとをかきて、「いかなる鬼こ、めをも、物ならず思へ
 る武士、」とあるにて知るべし、なほ類聚名義抄に、醜女、コ、メ又シヨメとあるをも、思ひ合す
 べし、一本に、こゝろとあるは、中々に非なり、
 これも鬼に縁あり、夫木集に衣笠内大臣、
 かくれ篋、うき名をかくす方もなし、心に鬼をつくる身なれど、
 又躬恒集にも、しはすのつこもりに、夜の鬼を、
 鬼すらも、都の内と篋かさを、ぬぎてやこよひ、人に見ゆらむ、「なぞあり、鬼は隠れ篋隠れ笠
 きて、人目をしのびつゝ、ありくものといふ俗話にてもありしか、そはとまれ、かく鬼に縁ある詞
 を歌によみ入るゝを見ても、前のこ、めは、鬼の類なる必せり、
 よづかざりし
 よづかぬとは、大方世間並みならぬ意に、用ふる詞なれど、今一つの意
 あるが如し、そは雅言集覽に、世は男女の間にいふとて證をあげ、「よづく」の下に、雅言には色

廿八オ

二

九

七

七

四

十四

廿八ウ

十三

廿九オ

一

二

八

九

六
 氣づきたる事にいへる如く、大方男女の道知りそむるとにいへり、とある是れなり、此の條の世
 づかぬも、よづくの反對にて、色めかぬをいふと心得べし、此の殿二度まで女がり來給ひけれ
 ど、事端正して、色めきたる事なかりきと也、
 いしつき
 石突の義にて、太刀の鏢なり、いしつきもせずは、盡きもせずは、云ひかけた
 るなり、忠實公の歌なり、
 ひき給ひ
 枕草子に、かたひきてとある同じ、援引すると、後世は、音便にひいき(最負)と
 いふ、
 青海のなみ
 青海波といふ楽曲の名をかけたる詞なり、青海波の傳來は、上に註せり、
 嵇叔夜
 名を康といへり、謂はゆる林竹七賢の一人なり、晋書列傳に委し、
 この世ならぬ人に云々
 彼の列傳の文に、彈琴詠詩、自足於懷、以爲神仙真之、自然非
 積學所得、云々とあるをさすにて、神仙より真けたる由をいふ也、
 賀王恩
 唐の楊州の陳宗肅の作とも、又嵯峨天皇の時、大石峯良の造る所とも云ふ、
 かずの外の大納言
 權大納言をいふと聞てゆ、さるは源氏明石の巻に、源氏の君歸京
 の段に、「程もなく元の御位あらたまりて、かずより外の權大納言になり給ふ、」とある花鳥の御
 註に、職員令云、大納言二人云々、令の文の如くならば、二人の外はかずより外なれば、權の字を
 加ふべき也、定まれる官の外は、いづれも權の字を加ふべきに、源氏も權大納言といはれ給ふ也、

と見えたり、又尊卑分脈によりて、師長公の官歴を檢するに、仁平元年參議中將、久壽元年權中納言保元々年千時權中納言左中將、除名土佐國に配流、父左府の縁坐に依る、長寛二年召返され、同年本位に復し、永萬二年權大納言に任せられし由なれば、かたぐ爰は、權大納言の事を云ふと心得らるゝ也、もしは權の字を、れとしたるか、

廿九ウ

四

(四四) 苔のころも

題號のいはれは、古今の出家せし人たちの、事をかければなり、

あく宰相

昔、惡何某といひしは、本文の如く、氣象行狀の荒々しき、又顔のにくさげなるなどより、假り名に付きたる也、眞の惡行ありしにあらず、武家の惡源太、惡七兵衛といへる類

ひとは異なり、

ざえ

當時の詞に、才をざゑとて、學才の事にいへり、

三十オ

九

花山僧正

俗名良峯宗貞、法號遍昭と云ひしなり、

深草の御時

仁明天皇を申す、山陵深草にあればなり、

苔のころも云々

古今集哀傷に、深草の帝の御時に、藏人、頭にて、よるひるなれつかうまつりけるを、諒闇になりければ、更に世にもまじらずして、比叡の山にのぼりて、かしらおろしてけり、其の又の年、みな人御ぶくぬぎて、あるはかうぶりたまはりなど、喜びけるを聞きてよめる、僧正遍昭、

皆人は、花の衣になりぬなり、苔の袂よ、かわきだにせよ、とあるをいふ、苔のころもは、僧

衣のとなり、

入道中納言

顯基朝臣、院にかくれ奉りける時、忠臣は二君に仕へずとて、横河の楞嚴院に上りて、僧となりける由、十訓抄著聞集等にあり、上にも古事談を引いて註せり、

高光少將

師輔公の御子なり、若きに道心かはしけるが、御姉君なる、村上の皇后かくれ給ひしより、いよく心進みて、出家したる也、榮花物語月の宴にも、多武峯少將物語にもあり、

たゞかばかりぞ枝にのこれる

拾遺集春に、如覺法師、

春過ぎて、散りはてにける梅の花、唯かばりぞ枝にのこれる、

始めは横河に

拾芥抄に、横川「楞嚴院、九條殿建立、惠心院高光少將如覺住之、と在り、

多武峯

拾芥抄に、妙樂寺「多武峯、定惠和尚とあり、大和國十市郡、鎌足公の骨を埋めし

所といふ、

四條大納言公任の云々

公任の二字古本になし、傍註の誤りて入りしなるべし、

飯室の入道中納言

飯室にて入道せし中納言は、顯基義懷兩人あり、義懷の飯室にて

の事は、榮花物語袋草子を始め、拾芥抄の類にも見え、顯基はた始め飯室にて出家の由、古事談に見ゆ、されば此の條は、いづれと定むべきか、下に御子成房とある、成房は義懷の子、と系圖にあれば、無論義懷の事とすべきなれど、さては下に、「義懷惟成云々と、言更めて云へるもいかゞ也、按ずるにこれは、いづれも飯室の入道といへるより、成房を顯基の子と思ひ違へたるならし、

三一オ

一

三十ウ

十四

七

六

六

五

三

二

義懐

花山院の御叔父にあたる人にて、伊尹攝政の子なり、

二

惟成

これも花山院の、めでたきものに覺しめして、親しく召使ひし者、二人ながら、院の御薙髪と承りて、出家したる事、榮花物語花山の巻に見ゆ、清輔の袋草紙などには、惟成の進めて、義懐をも出家せしめたりと見ゆ、

四

浪やまかの浦風(歌)

志賀でら、即ち崇福寺にて、出家されたればなるべし、但し拾遺集には、少納言統理の出家したるに、いひつかはしける由詞書に見ゆ、

九

(四五)花の山

題號は、花山院左大臣、およびその子孫の事をもかけるにより、花の山づけいひ、

四

少しのつま

聊の縁ともならむかとなり、

七

家忠のおどと頭辨におはしける時

これは、宗忠のおどと云々であるべきを、誤りたる也、宗忠は、中御門大納言宗俊の子にて、従一位右大臣までなりし人なり、

十四

おどろかし

むかし、おどろく、おどろかす、といひたるは、唯驚愕の意のみならず、氣のつく、氣を付くる、の意に用ひたる所多し、こゝも、帝を脅かすとして聞てえず、御返事いかにど、注意し奉りしなり、

一

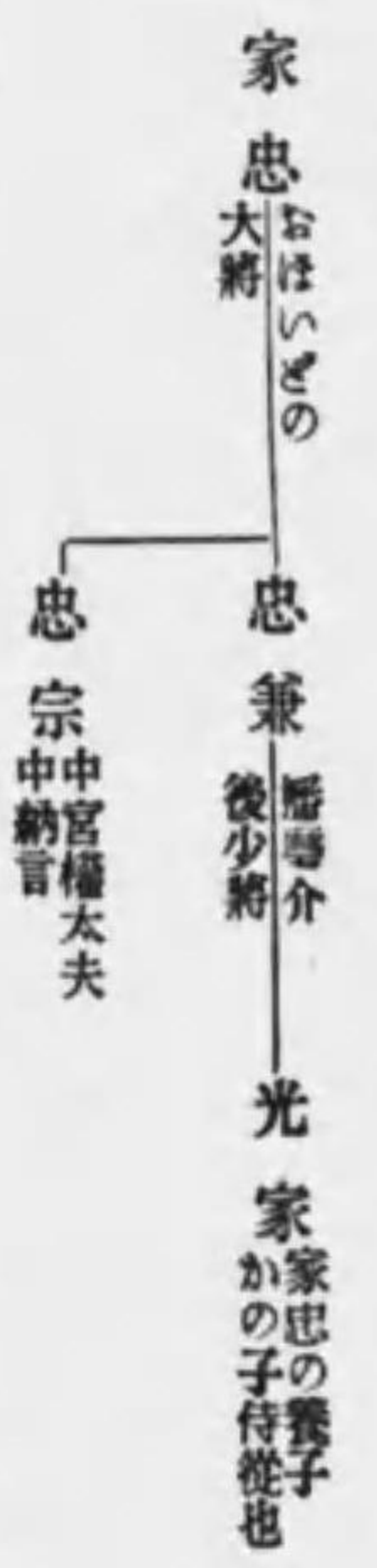
雅兼の中納言

具平親王の孫なる、顯房卿の息なり、よき上達部にて、本書村上源氏の巻に傳あり、

十二

中宮權大夫の兄云々

此の條は、略系を圖して示すべし、左の如し、



三三

かのこ侍從

富士谷御杖の北邊隨筆に、かのこは、蚊の子なりとて、此の條を引きて末に、「然れば夏月人をさすは、皆子なるべし、」とあれど、蚊といふむし、果たしてかくの如きものか、疑ひなきにあらず、尙尋ぬべし、

四

おほいどの、三郎にては

此の大いどの、京極大殿師實公の事なるを、家忠と傍注したるは誤なりき、扱上(卅二ウ十四行)なる大いどの、家忠なるを基まきはしけれど、彼れは親のおほい殿とある、親の字にて分かつべきなり、

四

按察大納言と申して云々

經實卿は、上の京極大殿の三郎なり、例の略系を引きて、示すべし、



三四オ

一

(四六)みづぐき

題號は、能書家の物語をかきたれば、然なづく、みづぐきとは、本のこころは扱措き、此の頃は手跡の事をも、轉じては筆の事をもかくいへばなり、

浮島とかやに流され云々

教長の中將は、初め崇徳院の御企を承り、諫め奉りしかど、納れ給はず、事敗るゝに及び、院の近臣たる故を以て、流罪せられし也、保元物語に在り、

佐理

時平大臣の孫にて、書の上手なりし事、また譽まれある物語ども、大鏡著聞集其の外の書にも見えて、人の知る所なり、

まんのやう

眞の様なるべし、眞は眞行草の眞にて、楷書の風を好みて、といふ意なり、これは佐理の兵部卿の、まんのやうをどありし、のゝ字を脱せしにや、さらでも聞てゆれど、尙穩ならず、

法性寺のおどゞの筋

忠通公も能書にて、内裏の類などかきしと、「三笠の松」の段に見ゆ、彼のおどゞの流といふ意なるべし、

花園のおどゞも云々

左大臣源、有仁公も、亦法性寺流にかき給ふと也、

朝隆

參議權中納言たり、高藤内大臣七代孫、大藏卿爲房六男、母は法性寺關白忠通の乳母なりける由、系圖に見ゆ、

定信

定信は、世尊寺流筆道の祖たる、行成卿の末なり、初め宮内大輔、後入道せしなり、よりて次の文に、その入道とはかけり、

四

七

七

七

七

八

九

十一

三四ウ

一

ひじりの進むる文

すぎか

一切經

五部の大乘經

賀茂ばら

おほちの名高き歌よみ

月やむかしの

(四七)ふるさとの花の色

といふ歌の意をとりて、名づけたり、

僧のため、勸進帳を書きたり、との意なるべし、

すぎかは朱雀の音便なり、朱雀大路のあたりに住みけるなるべし、備房とある傍註は、伊房の誤なり、

日本書紀天武天皇紀の通證に、三代實錄を引いて、一切經、三千四百三十二卷と記せり、

拾芥抄に、華嚴經六十卷、大集經五十卷、大品般若三十卷、法華經十卷、

賀茂、神主成繼の女なり、作者部類に、刑部卿賴輔母、賀茂神主成繼(イニ續又強ニ作る)女、千載夏一首、雜下一首、とある程なれば、歌よみとはかける也、

作者部類に、成助、中賀茂神主成直男、五位、とあり、後拾遺を始め、あまた勅撰の歌の作者なり、母方の祖父にあたるなり、

金葉集秋に、藤原有教母、

形見なるらん、とあり、有教は賴同母の兄なり、

題號は、尋範僧正がよめる、「宿もやど、花も昔に匂へともし

三五オ

二

十二

十一

十

七

六

五

三五ウ

六 六 七 十四 二 四 六 八 十一 十四

心のき、給へる 俗に氣の利たるをいふ、こゝは意匠のあるとにいへるならむ、

法金剛院 靜意といふ人なり、傍註を加ふべきをおとし、なり、此の法師、庭の石たて輔

物語、續古事談にあり、

石たてなど 庭のたて石を物するとなり、昔庭の作りやう、泉石の立てやう、配置など

を尙ふしからに、庭造るとを、打ちまかせて石立つと云ひし也、今昔物語續古事談などに多かり、

三昧のあざり 讀經三昧か、又三昧堂の阿奢梨の意か、詳ならず、

尊勝陀羅尼 經典の名なり、

五鈷 眞言僧の、祈禱などに持つ佛具にて、長さ五寸ばかり、銅にて作り、兩端に五又をな

すもの、元は天竺の武器をうつしたるものとす、佛像圖彙にあり、

わらはやみ 和名抄に、瘧病、云々熱寒並作、二日一發之病也、とあり、今俗おこりといふ

病なり、狩谷氏箋註に、俗傳、行瘧鬼小、多不病巨人、とあり、かゝれば童病と名づく、

げんざ 祈禱修驗する、僧の稱なり、

おをこたらせ 病の少し癒ゆるをいふ、病勢の烈しからずなる即ち愈る也、

諸方の辨 師實公の系圖によれば、尋範僧正の母を、右大臣師房女と註せり、按ずるに諸

師訓同じく、房方字体似たる所あれば、轉寫の際誤りたるか、諸方の辨といふは家系詳ならず、姑

三六オ

一 四 八 九 十

奈良には清き僧も難き 當時奈良法師ばらは、大かた鬪争を事とし、上に對悖して不

行迹の徒多かりしかば、かくいふなるべし、

近院の大臣 諸本近を、をどかき、上につけて讀みたるは、草字の似たるからの誤なり、

近院は、拾芥抄に、春日北、烏丸東、左大臣能有公家、とあり、

月の光りも云々 後拾遺秋上に、藤原範長朝臣、

住む人も、なき山里の、秋の夜は、月の光りも、さびしかりけり、とあるをいふ也、

あら法眼 澄眞をいふ、一本あく法眼ともあり、あくといふと、上に注せり、

てらに法印 覺實といふ、

◎第六

(四八)繪合の歌

題號は、賀茂の齋宮にておはせし姫君の、繪合したまへるとあれば、名

とす、

八

千載の一過

舊本いづれも一過とあれど、一遇の誤ならんとしるければ、改めつ、千年の間に、一たび出であふ程の、珍らしさをいふ、

十

花紅葉七夕千鳥

これは、後拾遺集なる歌どもの、すぐれたる分をさすなり、まづ花の歌は、春の下に、

櫻花あかぬあまりに、思ふかな、ちらすは人や、惜しまざらまし、

紅葉の歌は、秋の下に、

いかなれば、同じ時雨に、もみぢする、は、その森の、うすくこからむ、

七夕のは、同上に、

たなばたは、雲の衣を引重ね、かへさでぬるや、こよひなるらむ、

千鳥のは、冬に、

佐保川の、きりのあなたに、鳴く千鳥、こゑはへだてぬ、物に予ありける、」とあるを云ふ、

十二

戀はうらなし

後拾遺戀四に、
うしども、さらに思ひ予、かへされぬ、こひはあやなき、ものに予ありける、」とあるをいふ、

三七ウ

卯の花さける

後拾遺集夏に、さがみ、

見わたせば、浪のしがらみ、かけてけり、卯の花咲ける、玉川の里、」とあるをいふ、

大食調

大食調は、十調子の一つにて、もと平調より分かれ出でし調なりとぞ、拾芥抄大食調の下に、呂金音秋とあり、

入調

入調は、伊勢氏の武藏鎧に、ジュシヨウと訓むべき由をいひて、其の次に、「樂家に入調と云ふは、手法なり、琴なれば、其の琴の曲の手なり、彈物にも、吹物にも、打物にも、曲に依て手あり」と記せり、歌なくして、唯手事のみを、入調といふなり、按ずるに、此の入調傳授の事、古事談第六にも見えたり、

うしなどどりよせ

牛をどりよせしは、車の用意なるべし、こしとある方は、輿と見る

續松

べし、されと輿は通例の人、乗用すると叶はぬ法なれば、車の用意と見るかた、穩ならむ、

名簿

松明ともかく、和名抄にあり、たいまつなり、松の脂ある者を燃く義なり、

挑みて云々

名札をいふ、こゝは入門のために、名札を出だし、なり、追従する意ならず、

放出

時光が心なり、年來互に軋りてありしものをとどなり、

家屋雜考に、

これは南開き北開きなどいふ程の名にて、外さまの明るみへ、向ひたる所

をいふ、

必しも常ある一間の名とは聞てえず、扱是れを放出と唱ふる謂はれば、時にどり大客な

とある折々、やり戸障子の類を放ち出だして、圍ひ廣むる故の名とおぼし、」といへる誠による

七

十三

十三

二

四

十一

十二

十三

三八ウ

九

(四九)から人の遊び

題號は、唐の白樂天等が張行に倣ひて、尙齒會の催しあり、詩作

りて遊びたる事をかければ、しか云ふなり、

催馬樂

催馬樂は唱歌の曲名なり、此の稱の起りを按ずるに、玉かつま七に、長瀬具幸

がいはいく、催馬樂といふ名は、その初めについでたる、「吾駒」の歌によれるもの也、其の歌は、「いで吾が駒、早く行きこせ、云々」とある歌なり、初めの二句、馬を催す詞なるをもて、催馬樂とは名づけたるにて、やがてその字音をとりて、良と呼ぶ也、扱此の「吾駒」の歌を、初めとする故に、其の名をもろくの曲の惣名とせる也、といへる、此の説よろし」と本居翁もうべなひたれば、右の説に従ふべし、

尙齒會

古今著聞集に、唐の會昌五年三月廿三日、白樂天履道坊にして、始めて行ひける、

我が朝には貞觀十九年三月十八日、大納言年名卿、小野山莊にして始めて行はれけり、又安和二年三月十三日、大納言在衡、栗田口の山莊にて行はれける、云々とあり、

これ加へて三たび

三度とは、右に掲げたる貞觀安和の兩度と、此の度即ち天承元年

三月廿二日の會とにて、三度なるをいふ、

爲康

爲康は三善氏、此の時八十三歳なりき、此の外主客ともに七人の名、著聞集に見わた

れと今略す、

十三

一

四

三九オ

六

垣下 垣下は又、カイモトと訓む時もあり、弄花抄に、大饗なごに、人数の外の人の交はりたるを、垣下の公達と云ふ、とある如く、饗宴の時、正客の外にて、相伴する事をいふ、禁中名目抄の註も同じ、

十一

かうなる紙 香のしみたる紙をいふか、又は香染などいふ色の紙か、詳ならず、按ずるに唐の紙といふもの、源氏物語などに、所々見えたれば、こゝも、からをかうと誤寫したるが、ひろく傳はりたるにはあらざるか、姑く記して疑を闕く、又按ずるに、宗輔公蜂かはれしと、古事談にも見えたり、用なければ引かず、

一

知り給ふ所 知行所、すなはち領地をいふ、

八

やとせにやあまり給ふらむ 系圖を按ずるに宗能公應保元年七十七才にて内大臣に任じ嘉應二年薨とあり、應保元年より此の年までを算するに、齡八十六歳になるなり、されば、やとせは、やとせの誤りなるべし、

十

わきの關白 按ずるに、これは其の身關白にもあらざるに、傍より容喙などする由にて、かゝる名はつきたるか、下文に「さかしらなごもし給へばなるべし」とあるにて察すべし、流布本に、さきの關白とあるはいかゞあらむ、今は古本に従ひつ、

一

霰地に窠の紋 新野問答に、縮線綾と申して、浮文の石疊の中に、窠の紋を織り候物に候窠は、木爪を裁りたる象を、うつしたると申し候と有り、なほ装束圖解を見よ、

七

よる河原にてはかなく成り給ひ云々 此の事、百鍊抄崇徳天皇天承元年十月十一日の條にも、刑部少輔宗重、於勘解由小路河原被殺害、とあれども、いかなる意趣によりてか、詳ならず、將ふに藝道の恨みか、さる例當時多かりき、

十四

歌よみ詩つくりにて云々 清輔袋草紙卷二、金葉集を俊頼一人して、撰みしとかける次に、時有基俊者、兼和漢、尤便撰者、雖然不奉之、若爲御不請之者故歎、などあり、其の作れる詩も、當時の詩集に散見せり

二

岩もる清水云々 金葉集夏に、

三

夏の夜の、月まつ程のてすさみに、岩もる清水、幾結びしつ、とあるをいふ、

五

七の翁 前に見えたる、尙齒會の七老をいふ、

九

(五十)旅寐のどこ 題號は、「さこそかりねの、どこならめ」とある、歌の詞によれり、とこは、床と獨結とを、兼ねたるなり、なほ本文の歌の詞を、よみ味ひて悟るべし、

九

よぬ 夜居なり、加持のため、夜起きて居るをいふ、

一

滋目結 蓮の苔の形したるをいふ、五結のと上に註せり、參觀すべし、
貞丈翁いへり、

一

水干

狩衣を、略製にせしものにて、彼れと異なる所は、首上に長き紐あり、前後に菊綴の總を付く、水干といふは、もと地質の名なり、此の服多くは生の平絹にして粘を用ひず、水はりに製するによると、委しくは裝束圖解に、圖を出だして説明せり、

四

此の末のもの、けこはく

宗通卿の末裔には、物の崇り強くてとなり、

七

うやかき

うやは、わやと同語原にて、うやまふなといふ、禮の意、かきはかくとも活きて、やく、めく、などに同じ語脚なるべく、敬禮してあるを、いふなるべし、

八

よせぶみ

寄進の文なり、寄進したる上は、更に其の人に預けて、處理せしめんとなるべし、當時かく莊園預るとは、其の人にとりて、利得ありしと、本主に同じかりしにや、其の地を預かりだにすれば、我が領ならでも、さまで苦しからぬ事なりしなるべし、猶領地を預けて、預り人を利するとは、「小野のみゆき」の段に、白河院より小野の皇后宮に、美濃の國の御庄の券參らせたるを、仕うまつる男女、これかれ望みければ、院の御幸のと告げ奉りし、舍人信定に預け給へる由見えたるも、預り人を利すればなり、

十一

卿殿おはしまさねば候はんとて云々

これは、家正の死靈の、宗通を恨みたるに、宗通(即卿殿)今は失せられたれば、其の子の信通の許に、參らむとて來たり、となり、

五

其の由あると云々

由緒ある次第を、殿の侍者して云はしめたるなり、云ひ出だすとは、外なる僧に對して、内より云ひ渡すなり、ことはりの侍らむ云々といふより、僧の申す詞と

四二オ

一

(五一)弓のね

題號は、伊通公のよまれし、歌の詞によれり、いちはやくいと捷しといふ詞の、轉音したる熟語にて、鋭敏の意となるなり、

四

百大夫變じて云々

伊勢氏の尺八笛に、此の條を引きて、百大夫の百は、唯數のあまたあるを云ふ也、大夫は諸大夫にて、四位五位の人なり、四五位は地下の位なれども、昇殿をゆりたる人は、殿上に候ふなり、これを殿上人といふ、御幸の時、殿上人の御供に候ふを見て、伊通公いち捷き物云ひにておはしければ、地下の諸大夫變じて、殿上人になりたりといふとを、百大夫變じて、百殿上人になりたるよと、云ひ給へる也、百大夫といふ世諺あるを、百殿上人といひ給へる所、口きの利口なりとあり、

七

うなじのくぼに云々

昔人は、烏帽子高く着たるに、己れはひきく、うなじのくぼに烏帽子を結ぶても、出でんと思ふとなり、うなじは頸なり、

八

除目

縣召の除目、京官の除目などいふとあり、公事根源などにも見ゆ、こゝは臨時の除目なり、禁中名目抄に、臨時官を任ずる事、春秋を待たずして行ふ也、所謂目は名也、前官名を除し、當官名を記す、云々とあり、

九

井は司もならぬにか云々

平治物語一の卷、信賴が三條殿焼き討ちしたる條に、公卿殿上人、局の女房たちに至るまで云々、火に焼けじと出づれば矢に中り、矢に中らじと返れば火

四二ウ

に焼け、矢に恐れ火を憚る類は、井にこそ多く飛び入りけれ、云々とあり、又次の篤信頼の除目行はれし條に、大宮の太政大臣伊通公、其の比は左大臣にておはしけるが、才學優長にて、御前にても常にをかしき事を申されければ、君も臣も、大きに笑はせ給ひ、御遊も興を催しけり、内裏にてそ武士も仕出したる事もなければ、思ひの如く官加階を成る、人を多く殺したる計りにて、官位をなさんには、三條殿の井こそ、多く人を殺したれ、なほ其の井は、司をなされぬやと笑はれける、とあるにて知るべし、

爲通宰相の太郎子

爲通は伊通の長男なり、されば此の意は、爲通が伊通の太郎子にて、讃岐院の御寵ありしによりて、父の太政大臣伊通も、遂に中納言になられし由なり、さて太政大臣の傍註に、惟通とあるは、伊通の誤植なり、

なりもかへらで

參議を辭職したるに、今又元の參議にはなりも返らで、非役の身より、直に中納言になられしをいふ、

陣の座

左近の陣の座、右近の陣の座とて、日華月華兩門内に在り、拾芥抄に見ゆ、禁中に於て、公事などある時、諸卿の其の事執行せん爲、參着する所なり、禁中名目抄着陣の註に、大臣納言拜任之後、始日着陣座、陣は軍陣の陣に非ず、參觀の諸官の列座を陣と云ふ、つらなるといふ意なり、とも見ゆ、

うへの御せうと

忠通關白の室宗子は、伊通公の妹なれば、うへの御兄人とはいへるなり、

四三ウ

十一

檳榔毛の車

檳榔の葉を細くさきて、白く曝せるにて、車蓋を葺きたる車なり、淺深抄に見ゆ、さて此の車は、仙洞以下四位以上通用する由、西宮記に見えたり、之を伊通公節會の日に焚きすてたるは、憤る所ありて、節會などにも、參朝せしとの意ありてなりけり、

十三

くれなゐの衣

これは出だし衣とて、水干の下、袴の上に、衣のつまさを出だして、裝飾にするなり、出だしきぬのと、裝束圖解に委し、

十三

川尻へかねとかいふ遊びがり云々

古事談には、騎馬被渡神崎遊女金、許、云々とあり、かねは遊女の名、川尻は津の國なる由、河海抄に見ゆ、

八

宰相とて失せ給ひにき

爲通卿參議にて、久壽元年に身まかりしをいふ、年三十一なりき、

十一

侍従大納言の子にしまひて云々

侍従成通は、伊通の弟なり、子なければ、姪爲通の子泰通を養子とせり、伊實は伊通の子にて、爲通の弟なり、

十二

むかひばら

正妻の出をいふ、

十三

ふたりながら云々

二人は爲通と伊實となり、爲通卿卅一才にて卒せしと、前にいへる如し、伊實卿も天曆元年三十五才にて、歿せしなれば、父の伊通公に先立ちたるなり、

四四オ

五

(五二)かりがね

題號は、成通大納言のよめる、歌の詞による、其の歌末に在り、

五

今様 今様歌の略なり、今様とは、古体の歌に對する稱にて、當世風の歌といはんが如し、

大かた七音五音の續きにて、おほかた八句の調べをいふ、百鍊抄に、高倉帝承安四年九月、仙洞に於て、今様合といふとあり、又禁秘御抄諸藝能之事とある條に、後白河今様、無比類事也、などありて、其の頃今様作ると、又うたふとも、専ら行はれしなり、

十

釋迦の御のりはしなくぐに 此の今様歌、全句、詳ならず、猶尋ぬべし、

一

ほこぎ 勾欄の柱なり、雅言集覽に、矛木の意なるべし、といへり、

二

ついちのうらうへ 築土なり、土をつきて、塙としたるもの、和名抄に築塙、和名都以

加岐、一云豆以知、とある是れなり、うらうへは裏表なり、此の物語古今著聞集にも見ゆ、

十四

折烏帽子 立烏帽子のさきを折りたる也、當時多くは武士の料なりき、委しくは裝束圖

解に註せり、

一

あはすてにどて あはは感動の聲、すでは、既になるべし、

一

すみやけき 速かど同意の詞にて、急ぐこと也、こゝにては氣の早ることといふ、流布本

には、すゝやきとあり、さゝやきの轉音か、

五

北の對 正殿の北にあたる殿舎なり、正殿に對して、東西北の方にあたる殿を、何の對と

いふなり、對^ノ舎の略なり、

九

れこたり申さん もと怠狀^{オコマイフキ}を出して、謝罪するより出で、後には、唯謝するを怠

四四ウ

四五オ

一

り申すとも、怠狀すともいへり、保元物語著聞集の頃の、詞つかひなり、雅言集覽に、あやまり入ると云ふほ色のと也、とあり、

十

あがひ 贖ひなり、物を出だして、我が罪を消すとなり、

十一

さうなきこと 左右なきにて、子細なき事と、いはんが如し、

十三

から國の江都王云々 和漢朗詠集に、親王 源順、

江都之好勁捷也、七尺屏風其徒高とあり、西京雜記卷四に、江都王勁捷、能超七尺屏風、とあるに基つけるなり、

一

呪師 拾芥抄諸僧部に、導師呪師等あり、御祈りの僧なるべし、

十

色ゆるされ 禁色とて、袍の色に、深紫深紅は、御免なき者、着す可らざると、古の制なり

き、之を免されたるをいふ、

八

うれへ 訴ふる事なり、唯憂愁する事にあらず、

十一

ひきわたのかりころも かりころもとあるも、狩衣の事なり、ひきわたは薄く綿を引

きたるにか、定かに知りがたし、

一

かどりうすもの 和名抄に、練、和名加止利、云々其練細緻數兼於絹、とあり、地を細密

にして薄く堅く織りたるものにて、かどりは堅織の義といふ、うすものは紗羅の類なり

九

こひせよとても云々 金葉集戀下に、戀の歌とて人々よみけるによめる、源俊賴朝臣、

四五ウ

四六オ

あさましや、こは何事のさますとよ、戀せよとても生れざりけり、」とあり、本書成通の歌としたる、いづれか誤りならむ、

十

ふる白雪の云々 同し集戀下に、冬戀といへるとを、藤原成通朝臣

水の上に、ふる白雪のあともなく、消えやしなまし、人のつらさに」とあるをいふ、

十二

なにがし千里 成通の詩を評する詞と見ゆ、これは朗詠集なる、謝觀の、夜登庚公之樓、

月明千里といへる、句の評にや、

十四

けふあり 興ありなり、きよらの假名に正すべきを、直しもらし、なり、

やぶさめ

流鎗馬とかきて、ヤブサメと訓めり、矢馳馬の轉語なりといふ、馬場に數ヶ所

的を立て、騎馬ながら之を射るわざなり、それく定式あり、委しくは四季草を見よ、

法橋

僧位なり、法印法眼法橋と次第する也、拾芥抄に見ゆ、

大峯

大和國吉野山の奥なり、金峯山と號す、行者山伏の上りて修行などする所なり、拾

芥抄にあり、

にほふ兵部卿薰る大將

源氏物語句、宮の巻に、明石、中宮の生みましたる、兵部卿の

宮と申すと、女三宮のうめる大將の君といふとが、衣に香なとたきしめて振舞ひ給ふに、百歩の外までかゝるべき様をかきて、「例の世の人は、にはふ兵部卿、薰る大將ときく、云ひつゝけて、其の比よきひすめおはするやんことなき所々は、心ときめきに聞てえさちなとし給ふ、」と

四六ウ

四七オ

四七ウ

三

あるに據れるなり、

六

(五三)ますみの影 題號は、能信贈大臣のよみ歌の詞による、

八

はるに富める山の月は云々 新撰朗詠集下、詠史に、得吳漢とて、開院贈太政大臣、

十

吳漢 後漢の人にて、質厚く文少し、造次も辭を以ては自達すること能はざりしかと、光

三

白河、院の御事を伊勢、大輔よみ侍りける 此の歌は、後拾遺集賀に、「後三條院

六

みこの宮と申しける時、今上幼くおはしけるに、ゆかりあるとありて、見參らせければ、鏡を見よとて賜はりけるに、よみ侍りける、伊勢大輔、

八

君見れば、ちりもくもらで萬代の、よはひをのみも、ます鏡かな、」とあるをいふ、此の歌のか

二

樋、口 京の五條の地名なり、拾芥抄に見ゆ、

六

富、小路 左京、京極の次なる小路なる由、これも拾芥抄に在り、

八

おばの女院 陽明門院禎子内親王は、三條院の皇女にて、後三條院の御母なれば、篤子内

二

親王には、祖母にあたり給ふ也、さればをば(叔母)とあるは非なり、

八

御年殊の外におどなれ云々 中宮は、此の時御年三十四にて、帝に超え給ふこと十

四八ウ

十四

昭登親王

華山院の第二皇子、四品中務卿にておはせし也、

昔の物語

榮花物語第十、日かげのかつらの巻をさすなり、

庭白妙の霜と見えつゝ

後拾遺集夏に、民部卿長家、

十三

夏の夜も、すゞしかりけり、月影は、庭白妙の、雪と見えつゝ、」とあるをいふ、

をどこ女のふみかはし 堀川院艶書合とて、今もあるものなり、

十二

あやしや何のくれをまつらむ

詞花集戀下に藤原顯廣朝臣の歌とて、

十一

心をば、くゞめてこそは歸りつれ、あやしや何の、くれを待つらむ、」とあるをいふ、上の撰集とあるも、詞花集のことなり、按ずるに、顯廣といふは、俊成卿が、はやくの名なると、作者部類大日本史等にて知られたり、

十

(五四)竹のよ

題號は、公實卿のよまれし、歌の詞による、

九

閑院のおほきおどゞ

師輔公の十男、公季公なり、仁義公と諡す、

八

堀河殿

昭宣公基經の事をいふ、御女穩子、醍醐帝の后にて、朱雀村上の二帝を生み奉りぬ、基經は良房攝政の猶子にて、始めて關白し、光孝天皇を立て奉りし人なり、此の人より藤氏外戚の勢盛になりし也、

七

九條殿

貞信公忠平の息にて、師輔と申し、也、

十一

一條殿

貞信公忠平朝臣の孫師輔公の男にて、謙徳公と諡す、御女懷子、冷泉院の后となり給ふ、

十二

東三條殿

師輔公の三男、大入道殿と號す、

十三

御堂の入道殿

東三條兼家公の三男、道長公なり、是れより引續き、此の公の流にて、關白を相襲せり、

十四

陽明門院

三條帝の皇女にて禰子と申す、御母道長公の息女研子とて、批把殿と號す、

四

みかどの御おほち

公成の女茂子、後三條院の女御となりて、白河院をうみまし、又公成の子、實季の女茨子は、堀河院の妃となりて、鳥羽院を生みましたるをいふ、

八

琴爪おほして

琴引くに便りよきやう、わざと爪生して居たりとなり、一本に「琴爪をぐして」どあり、それにも聞てゆ、

十一

雑色

貞丈雜記に、條々聞書を引いて、公家には中間を雑色と被仰候、とあり、師説に輿脇侍士の如きものといはれぬ、藏人所にも雑色あり、良家の子を補する由、禁秘抄職原抄にあれど、それとは別なり、

七

かいばみ

垣間見の意、かきまみの通音なり、元覗くとをいふ詞なれど、こゝはしのびあるきせしとにつかへり、

七

からうすの音して云々

源氏物語夕顔の巻に、源氏の君夕顔のすみかに宿りし夜の、

五十オ

四九ウ

状をうつして、

こほくと鳴る神よりも、おどろくしくふみとよるかす、からうすの音も、枕上とおぼゆ、云々
明けがたも近うなりにけり、鳥の聲などは聞こえて、御機さうじにやあらむ、たゞ翁びたる聲に、
ぬかつく予聞てゆる、立ち居のけはひ、堪へかたげに行ふ、いとあはれに、あしたの露にことなら
ぬ世を、何をむさぼる身の祈りにかと聞き給ふに、なも當來の導師と予をがむなる、とあるによ
りてかけり、

去、あいて

執しあひてを、入聲に唱ふるなり、互に執拗する意なり、

當來導師

源氏評釋に、當來は未來といふに同じ、導師はみちびく師なり、彌勒佛の事な
り、とあり、

夫などいひて云々

夫役の夫にて、賤しき人夫などいふ者の事をいふ、をつとと假名
つけたる本はわろし、

(五五)梅の木のもと

題號は、基俊實行が、贈答の歌の詞による、

身の時なかりしをのみ見え奉りて云々

實行公は、我が身の時にあはずして、沈
めりし頃のみ、父の公實卿に見え奉りたるとよと、歎かれしなり、今は藏人頭にもなり、立身した
るに、父君の失せてなければ、うれを歎かれしなりけり、

中院かくと申し

中院に、かくと申し、云々とありけん、にの字落ちたるにや、諸本か

五十ウ

五一ウ

五二ウ

八

くの如くなれど、さては聞こえず、下の詞、中院雅定のいはるゝなり、
ときはの山は春を知るらむ 金葉集春に、

さき花やかにかおはせ

先駆をいふ、先拂ひさするなり、

四位、少將の時になりたり

公教の四位、少將、例として夕暮れ時に入り來にけれ
ば、女房たちの職れて、夕暮を四位少將の時と云ひたるなり、

世のさだ

世評なり、さだは品定めなどいふ定の意にて、今沙汰と書くは、當らず、

家などは叶ひ給はず

我れと、家などを造り構ふる事は、かなはざりき、となり、次の文
に、我れと國一つも知り給はず、とあるにて、廉潔なりしと想ふべし、

厚額の冠

厚額とは、イソとて、冠の縁の厚きをいふ、これの薄きを、薄額の冠と稱す、尋
常は厚額を用ひ、若年賤官は薄額を用ひし由、古き装束抄にも見ゆ、委しくは装束圖解を見よ、

透額

額を半月形に透かして、其の上にくすものをはりたるなり、装束圖式にあり、これは
老成の人の料とて、

清暑堂の御神樂

大嘗會の時の、御神樂をいふ、清暑堂の所在上に註せり、

志たゝめ

下留むのにて、用意の義、轉じて取締るといふ、

五四ウ

十

八

七

二

一

十三

十一

五

傳教大師

初の名は最澄といふ、近江の人なり、入唐して天台の教を習學し、歸朝の後、天台宗を弘め、桓武天皇の時、比叡山を開創せしなり、寂後傳教大師と謚す、

十

佛頂尊勝陀羅尼

法華經の中に陀羅尼品といふ經文あり、それを唱へしなり、

一

(五六)花ちる庭のおも

題號は、實能公の歌に、「庭こそ花の」とよみたる詞をとれり、

六

うつ、にづらき心なりども

此の歌の上は、金葉集戀上に、左兵衛督實能、

七

命だにはかなからずは

これ金葉集戀上に、

八

思ふばかりの色にいでは

これも同集に、

八

我が戀の、思ふばかりの色にいでは、いほでも人に、見えまじものを、

十

あひ見し夜はのうれしさは

これも同集戀下に、

一

庭こそ花の

これも同集春に、

十

けさ見れば、よるの嵐に、ちりはて、庭こそ花のさかり也けれ、とあるをいふ、

五五オ

四代なり絶え給へるに云々

是れは、初め公季の左大將となりしより後、實成、公成、實季、公實の四代は、大將たらざりしに、實能に至りて、又再び大將になりし由を云ふ也、

九

四足たつ

四足門を建つる由なり、四足門とは、扉付きたる柱の前後に、添柱とて、別に四本の柱を立つる也、家屋雜考に、大臣以上の御家々ならでは、なき事の由、海人藻芥に見えて、其の造り方も、さまざま、精粗あり、と記せり、

十

さうすき

さうすきと同じ、裝飾するとなり、

十二

烏帽子直衣

貴人の平服なり、直衣のと上に註せり、

二

半尻なる狩衣

狩衣の略躰なるものなり、装束雜事抄に、半尻は狩衣のうしろの、一尺ばかり短きものなり、色目、着用時節、狩衣に同じ、とあり、装束圖式に、半尻とて載せたる圖は、疑ひなきにあらず、委しくは、装束圖解に辨じおけり、

十

五節の淵醉

公事根源五節の條に、寅、日の殿上の淵醉あり、朗詠今様などうたひて、三献はて、亂舞あり、次第に杵をはきて、北の陣を廻りて五節所にむかふ、云々」とあり、淵醉は、深く酔ふの義なり、五節の事は上に註せり、

十

權現うたひ

權現とは、今様の詞なるべし、梁塵口傳集に、

十

熊野にまします權現は、なぐさの濱にぞあり給ふ、わかぬ浦にましますば、年はゆくとも、若王子、といふ今様を載せたり、權現うたふとは此のことか、

十

内侍所

温明殿内にあり、賢所とも稱す、神鏡を齋き祀り安むる所なり、禁秘御抄拾芥抄などにくはし、

五五ウ

一

細太刀 新野問答に、螺鈿劔、蒔繪劔、皆細太刀にて候、先日申入候儀刀、木刀の類にて、眞劔にあらず、なまがねにて作りたるにて候、とあり、細身の軽く作りたる太刀にて、束帯に用ふるなり、

三

羅綺の重衣たる 和漢朗詠集に、管絃付舞妓、菅三品、

七

大公望が周文にあへる これも朗詠集に、老人、大江匡衡、

十一

侍従 職員令中務省の下に、侍従八人、掌常侍規諫拾遺補闕、とあり、

十二

太刀はき給へる 侍従になりて、帯劔したる由なり、官職秘抄に、大同三年の格を引いて、右、侍従内舍人、在中務省中、今就帯劔、編武官之列、云々と云へり、侍従は侍衛官にして、武官ならず、されど勅授なしに、帯劔する事例なり、

十三

一寸物 一種物を、假名がきにしたる也、一種物とは、日本紀略村上天皇康保元年十一月廿五日の條に、今日於左近陣座、諸卿有一種物、魚鳥珍味、每物一兩種、於中重調備之、云々などあるを始めにて、度々行はれ、諸卿一種づゝの食物を持出で、數献の後、亂舞雜藝して遊ばれしなり、さて公能が、此の時一種物のすさみを、再興されしとは、續古事談一に、殿上の一種物は常のとまれども、久しく絶えたるに、崇徳院の末つ方、頭中將公能朝臣は、絶えたるをつぎ、廢れたる

十三

日記の辛櫃 ニキノカラウトと讀むべき由、禁中名目抄に見ゆ、又其の註に、日次の日記を興して、神無月のつごもり比に、殿上の一種物ありけり、云々とあるやがて此の事なり、

一

(五七)宮城野 題號は、始めの歌の詞によれり、

四

きささき二人が中にておぼろげの御振舞あるまじ云々 公能公の一女は、頼

五

長左府の養女となりて、近衛帝の時、中宮にたち、又一女は、後白河帝の中宮になり給ひぬ、かく

六

二人のおととひ、中宮に立ち給ひたれば、次なる姫君は、常の様にはよからず、なまじひなる、

七

よすが求めんよりはとて、尼にしたまへり、となり、

五

御帳 中宮の御座の、四方に垂る、帷なり、類聚雜要抄に圖あり、

六

臺盤所 禁中名目抄に、禁秘抄花鳥餘情等を引いて、清涼殿の西庇、女房の侍所なり、と

七

註せり、こゝは清涼殿にはあらねど、宮大臣家にて、女房の居る所をかくいへる也、

七

御几帳 長さ三尺又四尺のもあり、帷を垂れたるもの、婦人座席の傍にかくなり、これも

十三

いづれにかおはしますすらむ云々 女院が、皇后の方へ参り給ひし時か、又は皇后よ

十四

みくら 御座なり、女院か皇后か、いづれか人の御座所に参りたまへるに、となり、

十四

雑要抄に圖あり、

五八オ

小桂

婦人平常の上衣なり、唐衣の代りに着るといふ、やゝ後のものながら、一條禪閣の女官飾抄に、小桂之事、衣の上にひとへ、單の上にうちぎぬ、打衣の上にうはぎ、上衣の上に小桂、其の上に袴を着るなり、長さ小袖とひとし、中べうらあり、寸法次第に、上に着るはあめらかす也、と見ゆ、委くは裝束圖解に記せり、

五九オ

(五八)志賀のみそぎ

題號は、上西門院、志賀にて御祓し給ひしと、末にあればなり、

第二の御子は御目くらくなり給ひて云々

通仁親王と申す、御盲目にておはせし也、次の註を見合はすへし、

三の御子は云々なえさせ給ひて

君仁親王と申し、身体氣力なくして、しなえ給ひし也、愚管抄四に、待賢門院の事を記して、「其の御腹に、王子いくらともなし、初は崇徳院、次

二人は、目宮癩宮とて、生ひもたゝせで、失せさせ給ひぬ、とある目宮癩宮は、此の二親王の御事なり、

日本紀の歌

竟宴歌の事なり、昔、日本紀を博士に講せしめて、一段竟りたる時、宴を設け給ひ、さて日本紀中の人物事跡を題にて、歌よませ給ふとあり、之を竟宴歌といふ、

蛭子

伊弉諾伊弉冉の二尊の御子なり、此の兒三年に満ちぬれども、脚尙たゝず、云々と日本紀神代卷に見ゆ、

隱君子

江談抄五に、問云、隱君子名如何、被答曰、尊歟、嵯峨源氏之類歟、云々とあり、月

五九ウ

六十ウ

輪攝政兼實公の玉海、治承四年八月四日の文によれば、貞觀のころは、なほ世にありし人を見えたり、古今著聞集第五文學に、不是花中偏愛菊、此花開後更無花、これは元慎が秀句なり、隱君子琴を弾じ給ひけるに、雲より影のやうなるもの來たりて、云ひけるは、我れ此の句を受す、宿執あるによりて、其の感にたへず、但し後の字、盡とあるべし、と云ひて失せにけり、(此の物語江談抄にもあれど、解し易からむため著聞を引く、)などあり、文才高かりし、隱君子にておはしけんぞ知らる、

ひきもの

此のひきものは、帳帷、壁しろの類をいふか、

廣相

廣相は橘諸兄五世の孫、博識にして吏幹あり、宇多帝東宮の時、侍讀たり、後左中辨に進みし人なり、

本院にもつかで

凡そ齋院は、卜定訖りて後、宮中の便所を初齋院として、こゝに入り、三年齋し畢りて、更に本院に参り給ふと、延喜齋院式に委し、此の條は、本院に参り給はざる前をいふなり、

薨奏

公卿薨去の時、外記より上卿に申し、更に職事を以て、主上に奏聞する事なり、其の作法禁秘抄にあれど、こと長ければ省く、

廢朝

廢朝も禁秘抄にあり、廢朝者諸司、政如恒、天子一人不臨朝政、と見えたり、

紋もなき御冠繩纒などきこえて云々

冠をはりたる布に、織紋のなき、謂はゆる

三 七 七 九 七 十一

無地の冠なり、繩纒とは、二筋の細き紐をわがねて、纒としたるにて、是れ凶事の御料なり、御當代装束抄に、繩纒冠、天子諒闇の時用ひ給ふ、日蔭の糸無之、雲も無之、漆にてぬらす、黒く墨にて染めたる布を着するなり、袖繩にして、二筋の内一筋は、黒布にて巻く也、無紋御冠これなり、と見ゆ、禁中名目抄も同じ趣き也、

十二 日の數を月なみのかはりにせさせ給ふ 安齋翁の尺八笛に、天子の凶事の御服

は、月の數を以て、日の數にかへ給ふなり、三月の御服を、三日にしたまふ也、とある是れなり、

六十一 一 から崎の御祓 近江の唐崎なり、御祓の式、江家次第に委しけれど、言長ければ引かず、

萩 狩衣の重ねの色目なり、萩は、表薄紫、裏青なるを云ふ、装束要領抄、全色紫、織文圖會

八 龍丸 龍膽は、表蘇芳、裏青色なる由、前同書にもあり、

十 八 いがきのあけの色 齋垣の略にて、神社の垣の、赤く塗りたる色を云ふ、

今鏡中卷證註 終

校定 今鏡 下卷 證註

關根正直 著

◎ 第七

一 (五九)うたゝね 題號は師房大臣の歌に、「有明の月まつ程のうたゝねに、云々」とある

八 後中書王 饜飜天皇の皇子、兼明親王、中務卿にておはしければ、人呼參らせて、中書王

と申しけり、中書とは、唐名にて、我が中務の官にあたればなり、又村上帝の皇子具平親王も

中務卿になり給ひしかば、前の兼明親王を前中書王と申し、それに對して具平親王を、後中書王

とは申し、也けり、

一 野のみかりの歌の序 白河院、嵯峨野みゆきの度の事をいふ、十訓抄に、今度の御會に

は、土御門右大臣殿、序題を奉られけり、其の詞にいはいはく、境近都城、故無車馬之煩、路經山野、故

有雉兎之遊、とすかゝれたる、云々」とあるをいふ也、

十三 弟となれども どの字衍なり、弟なれどもとあるべきを、印刷の際誤りたり、

十一 あがり馬 伊勢氏の尺八笛に此の條を引いて、あがり馬は、馬の癖にて、前足をあげて立

二
ウ

つ馬なり、行列といひ、隨身を上り馬にのせて、先に立て給ひしなり、此の人馬の上手なりしゆゑ、あがり馬を乗りしづめて、御先をつかまつりしなり、といへり、
雪見んとしも云々 金葉集冬に、

朝ごとの、鏡のかけに面なれて、雪見んとしも、いろがれぬかな、とあるをいふ、
盛重といひしが云々必おくれ奉るとなかりけるに云々 俊明の校本には、

「おくれ奉るとなりければ、とありて、かの字を削れり、げにさなくては聞えず、按ずるに、盛重常は臥してをれば、夜中の御供には、必ずおくれして仕う奉らざりけるに、こよひに限りて、中侍士と二人、御供に召しつれ給ひし由なり、

よべかしく云々 是は武者のいふ詞なり、其の意は、昨夜忝くも、御忠告の御恩庇を蒙りたり、さなくば、過失をも仕出でんに、と謝し申したる也、

(六十)堀河の流れ 題號は、堀河左大臣俊房公の、子孫の傳をかければ、かく名づく、
ひら宰相 古本ひらの二字なし、但しひらは平侍ヒラツケなどといふ、平の意か、參議の外に、兼官のなきを平宰相とはいふにや、

母后の御ゆかりにて 大系圖に據れば、師頼大納言のはらからの姫君は、長實中納言の室にて、美福門院の母儀なれば、門院は師頼卿には、姪にあたれり、此の縁にて、春宮大夫に

五

三
オ

九

七

四

一

七

五

三
ウ

五 八 八

四
オ

三 七 九

四
ウ

三 六 十一

はなりたるなり、

周防、内侍 作者部類を見るに、此の人白河院の女房にて、周防守平繼仲の女なり、後拾遺以下勅撰によみ歌多く入りたり、

日記などはかりなく書きつめ 日記は長秋記とて、今も傳はれり、
權大夫云々 大日本史列傳に、此の條を譯載して、題二權上二曰二權大夫次第とあり、

宗茂菅軒などいひし外云々 此の外の字は、次の行の末に入りて、外記の車云々とつやくべきを、印刷の際、前後入れちがへしなり、

あさいを午時まで云々 あさいは朝寐すると、午時は晝中なり、
少納言大藏卿 師清師行といふ、皆師仲の異母兄なり、系圖に見ゆ、

たうのもと 塔の下か、塔はたふの假名なれど、音便にはたうといへる例もあり、
土御門殿はさえ深く堀河殿は文作り云々 師房公は學問すぐれ、俊房公は詩文

を能くせりと也、さえとは學才をいふ、
中納言の御子 中納言は師仲にて、御子は雅仲なるべし、系圖に雅仲大宮、權亮、とあるにて知るべし、師時師仲父子ともに、中納言なれば、混じたるにか、

山の探題 山は例の比叡山をいふ、探題は僧の役名なり、
四の法文 天台四釋とも云ひて、法華經を説くに、四つの法あり、因縁、約教、本迹、觀心、

五
オ

十一

是れなり、此の目、諸乘法數にも見ゆ、
如是より經の末まで云々
如是は經の首の文句をいふ、大かた經文の首は、如是我

四

聞云々とかければなり、この意は、經文の首より末までといふとなり、
(六一)夢の通ひ路
題號は、始めに夢見たる物語あり、後に業平の、夢か現かと、よみた

七

りけん様なる事にて、俊房の齋宮が通ひしともあれば、かたぐ夢の通ひ路とは名つけしむ、
採桑老
樂曲の名なり、百濟より傳來せしにて、採桑の翁、老衰の状をうつししものぞや、

八

合はせたりける(夢合也)
夢を合はすとて、我が見し夢の趣きを、人に問ひて吉凶を

十三

占ふなり、日本紀に、相夢どかきてゆめあはせと訓あり、源氏若紫に、さま異なる夢見給ひて、合する者めして問はず、云々とあるは、夢解とて、專業の如くする、かんなぎやうの者ありしかと聞こゆ、又次に引ける大鏡の記事、並びに古事談一、伴善男が夢を妻に語りたるは、其の答へによりて、我が心と判するならし、扱其の答へのよしあしによりて、吉夢も凶事となる事と心得たるならはしも、是れらの書の趣にて知られたり、

十三

九條の右の大臣の御夢をあしく合はせ云々
九條の右大臣は、師輔公なり、大鏡四に、「此の九條殿(中畧)いまだ若くおはしける時、夢に朱雀門の前に、左右の足を西ひんがしの大宮にさしやりて、北向にて、内裏をいできて立てりとなん見えつる、と仰せられけるを、御前になまさかき女房のさぶらひけるが、いかに御また痛うおはしましつらむ、と申したりける

五
ウ

一

に御夢たがひて、かく御子孫は榮えさせ給へど、攝政關白おはしまさすなりにし也、」とあり、此の事をいふ也、
いつきをとりす云々
俊房のおとと、後冷泉院の御時、前の齋院娟子内親王と契り

二

給ひ、我が方にとり据ゑ置きしと、榮花物語古事談等に見えたり、
九條殿の北の方の宮も便なきとなれど云々
九條殿は上にいへり、北の方の宮

二

とは、醍醐天皇の皇女、康子内親王なり、大鏡五、公季公の傳に、「是れ九條殿の十一郎、(中畧)此の大きおとと(公季)の御母上は、延喜の帝の御女、女四宮ときこえさせき、延喜いみじく時めかせおもひ奉らせ給へりき、(中畧)さて内住みしてかしづかれおはしましし、を、九條殿の、女房をかたらひ、みそかに参り給へりしやかし、(中畧)扱殿にまかでさせ奉りて、思ひかしづき奉らせ給ふといへば更なりや、さる程に、この太政大臣をはらみ奉り給ひて、云々」とあるにて、その事情をさるべし、

二

それはたゞ宮ばかりに云々
九條殿の北の方としたまへるは、例の宮だけにて、齋

四

王におはしまさねばとなり、
ゆふしでかけし古に云々
後拾遺集十三戀に「伊勢の齋宮わたりより、まかりのぼり

四

て侍りける人に、忍びてかよひける事を、れほやけもきこしめして、守りめなをつけさせ給ひて、忍びにも通はずなりにければ、よみ侍りける、左京大夫道雅、

神葉や、ゆふしでかけしそのかみにおしかへしても、わたる比かな、ことあり、扱抄に、此の歌をどきて、内親王始め齋宮にておはしける時、神に木綿かけなほ清まはりて、男女の語らひなかりしそのかみを、再びおしかへしたる如く、逢ひ奉らで過ぐる歎きなるべし、といへり、道雅は伊周公の子なり、齋宮云々の事、榮花物語玉のむら菊、並にゆふしでの巻に委し、

齋宮の女御 式部卿重明親王の御女にて、齋宮かり給ひて後、村上天皇の女御となり給ひし也、歌よみにおはして、拾遺以下の作者なり、

瑠璃の國の佛 藥師如來のとなり、瑠璃の國は東方淨土とて、藥師の居る所なり、故に藥師を淨瑠璃光如來ともいふ、

(六二)根あはせ 此の段には顯房公の御女の皇后、菖蒲の根合したまへる事あれば、名とす、

ひく手もたゆく長き根の 金葉集夏に、「郁芳門院根合に、あやめをよめる、藤原孝善、あやめ草、引く手もたゆく長き根の、いかで淺香の、沼に生ひけん、とあるをいふ、

田樂 百鍊抄堀河天皇永長元年七月十二日の條に、殿上侍臣有田樂事、凡近日上下所々、無不斷田樂、禁裏仙洞無他營、侍臣儒者至廳官、預此事、と見ゆる此の時の事なり、抑々田樂は、もと田植の祝ひにぞとて、賤の夫らのせしと、榮花物語御裝着の巻にも見えたるが、後には、田樂を專業にする者などありて、さらぬ時にも、催し行はれぬ、當時のさまは、大江匡房が、洛陽田樂記に、初

自閩里及於公卿、高足、一足、腰鼓、振鼓、銅鈸子、編木、殖女、香女之類、日夜無絶、喧嘩之甚、能驚人耳、云々とあるにて、大やう知られたり、

御事あるべくて云々 洛陽田樂記、前の文のつゞきに、郁芳門院殊催叡感、姑射之中、此觀尤盛、などあれば、田樂の流行、また此の君の深く好ませ給へるも、凶事ある前兆乎、など世に云ひあへりしならむ、是れにより、白河院御出家の事も、百鍊抄に在り、

ともものぶの大とこ 藤原知信、媼子内親王の御乳母子なり、大徳は上に註せり、

秋はつきぬと云々(歌) 去年の別れの悲しさに、秋の悲しみは盡きたりと、思ひしに、との意なり、

伯の母 神祇伯康資王の母なれば、略して伯の母といふ也、

金葉集には聞き誤りたるにや云々 同集雜に、郁芳門院かくれおはしまして、又の年の秋、知信が遺しける、康資王母とて、前の歌をのせ、返し藤原知信とて、後の歌を載せられたり、

(六三)ありす川 題號は、末に載せたる、中院入道の歌の詞によりしなり、有栖川は、城

州葛野郡にある由なるが、その邊に賀茂の齋院のれはしますなる、本院ありしなり、そは歌枕に、有巢川本院邊とあり、又「ちはやふるいつきの宮の有栖川、松と共に予かけはすむべき、京極前太政大臣、右二條太皇太后宮、賀茂のいつきと申しける時、本院にて松枝映水といふ心を、よみ給へ

六
ウ

七
四

十四

六
ウ

十一

十二

十三

七
オ

四
五

六
八

七
ウ

一

るとなん、などあるにて知るべし、

三條のれとゞ 正二位實房公、藤原公教公の息なり、傍註を脱したれば記しおく、

妻戸 家屋雜考に、「殿の四隅にありて、主客ともに出入する戸口なり、ツマとは、すべて物の端をいふにて、端戸の義なり、其の作りは、板戸を兩開きにして、内外ともに金具あり、總じて主殿の四方を格子にして、格子の間は常にとぎして、出入せず、別に妻戸といふを設けしは、専ら要害の爲なり、云々」以上「節」を見ゆ、

柳こそ、葵は、 ともに源氏物語中の、卷の名なり、

らんご 亂基なり、約めてらんごとも云ふ、石彈きに類する遊ひわざ也とぞ、

八橋と天の橋立と 八橋は三河、天橋立は丹後の名所なり、爲忠三河守より、後に丹後守となりしと、系圖に見ゆ、且爲忠は歌人にもあれば、此の兩名所のとを、問へと云ひたるなり、

ながらの橋といはゞこそ 長柄橋、攝州西成郡にて古歌にも名高き所なり、此の橋の名を問はゞこそ、津の御とは知れ、と戯れいへるなり、

かたみせん 圍碁のすさびに、互先とて、いづれ勝り劣りなき程の、相手なるをいふ、

嵐や峯をわたるらむ 金葉集春に、水上落花といへるとを、源雅兼朝臣、

花さそふ、嵐や峯をわたるらむ、櫻波よる、谷川の水、とあるをいふ、

むかしおぼしいでて 中院入道おとゞは、顯房公の孫にて、雅實公の子なれば、賢子中

四

九

十

十二

二

七

十三

五

十

十

三

九

一

六

九

十

三

十

七

十二

六

九

一

九

三

十

三

十

三

宮の甥にあたり給へり、そのゆかりにて、かくはおぼし給へるならむ、

(六四)紫のゆかり 此の段は、中宮の御兄弟たちのとをかけるによりて、紫のゆかりといふ、古今集に、

紫の一本ゆゑにむさしの、草はみながらあはれとぞ見る、とあることゝも也、

知る所など幾ばくも傳らねば云々 知行所幾ばくもなき、小分限の者なれば、候

か小者に處置せさせ置きて、下司などいふ職事は、知り奉らずと答へたりと也、給はぬとは給へぬことゝありしを、讀みたがへてかけるならむ、

尊者 饗宴の席に、正客となるものを尊者といふ、多くは年若い位高きがなる例なり、

子を辨になさんと申しけるものを云々 此の一句、院の御詞と見ゆ、子は長忠の

子にて、能忠をいふなるべし、この意は、長忠かねて己が子の能忠を、辨になさんと申しけるものを、さらば此の際願のまゝにせんとて、これを口實に、長忠の中納言を大藏卿に轉じ、其の子能忠を辨になして、父の心を慰め、さて中納言の關官を作りおきて、其の關に雅定宰相を補したりとの意なるべし、

今は其のさたあるまじ云々 このあたりの文意、能くは心得られねど、試には、

院の姫君を、上藤女房と御職れに仰せられし言質をとりて、さては姫君としての御暗に及ばじと、彼の御後見呼びて、御供給を止めしなるべし、「うけたまはりぬ」といへるも、院の上藤女房と

と、彼の御後見呼びて、御供給を止めしなるべし、「うけたまはりぬ」といへるも、院の上藤女房と

と、彼の御後見呼びて、御供給を止めしなるべし、「うけたまはりぬ」といへるも、院の上藤女房と

と、彼の御後見呼びて、御供給を止めしなるべし、「うけたまはりぬ」といへるも、院の上藤女房と

と、彼の御後見呼びて、御供給を止めしなるべし、「うけたまはりぬ」といへるも、院の上藤女房と

と、彼の御後見呼びて、御供給を止めしなるべし、「うけたまはりぬ」といへるも、院の上藤女房と

と、彼の御後見呼びて、御供給を止めしなるべし、「うけたまはりぬ」といへるも、院の上藤女房と

と、彼の御後見呼びて、御供給を止めしなるべし、「うけたまはりぬ」といへるも、院の上藤女房と

と、彼の御後見呼びて、御供給を止めしなるべし、「うけたまはりぬ」といへるも、院の上藤女房と

十二

仰せられしを、確に承知せりと、具にとりなしたるならむか、折れ給ひにけり 今もいふ詞の意と同じく、我意を折りて屈服することなり、

十三

いづれの國のきぬとかをこまかにきりなどせさせ給ふ 此の一句詳ならぬを、強ひて考へ試みるに、陸奥の希婦の細布などいふ類の、狭ききぬの端をすら、こまかにきりて用ひたまふ、儉約なる所もかはしますをといふ意か、又はいづれの國とは、漢土をいふにて、漢の孝文帝儉約なる君にて、幸する所の慎夫人だに、衣地に曳かずと、文帝紀の贊にも見ゆる如く、衣の長きをきらしめたる由をいふにや、

十四

おこりこち 瘧病なり、和良波夜美ともいふ事、和名抄に見ゆ、

十五

小弓のゆづか 弓の中程の、手して握ひべき所をいふ、

十六

(六五)にひまくら 題號は、雅定大臣の歌の詞による、

十七

打ちつゞきたもつこと云々 引き續きて、永く山の座主たるをいふ、

十八

鐘ならしておこること云々 座主に不服なるとあるには、鐘つきならし、山僧もど

十九

嘯集蜂起せしと、雜史記録などに見ゆ、こゝも其の事を云ふ、

二十

むらといひて云々 むらは群の意にて、後世の里神樂師の如く、一群の樂人の座組ありしを、むらと稱へならひしものならむ、下の文に、むらのをのことあるをも、考へ合せて悟るべきなり、

十一ウ

四

稻荷 本社は山城國紀伊郡に在り、稻荷山是れなり、いなりは稻生の義にて、保食神を祭るなりとぞ、されば賤しき田のわざする者も、所々に祭りしなり、

十三

義光あづまへまかりたるに云々 古今著聞集時秋物語等には、義光始め笙吹く業を時元を受けしが、關東下向の時、足柄山にて、時元の子なる時秋に傳授せし由にて、本書の説とは異なり、

十三

資忠とてありし舞人の云々 古事談六諸道に、舞人助忠、爲傍輩正道、被殺害祇園社畢、仍堀川天皇御歎息云々、被仰云、神樂秘曲胡飲酒探桑老此等三箇事、亦無傳説之人、已欲絶、争不歎思食哉云々、とあり、正道政連、連道の字形似たり、何れか誤寫なるへけれど今定めがたし、

十三

祇園の會 六月十四日なり、公事根源に、七日に神輿御旅所へ出で、七日ありて十四日御靈會行はる云々、祭神は素盞鳴尊と申す、

十三

兄の忠方云々 此の兄弟資忠の子ともなり、兩人舞傳授の事も古事談に見ゆ、

十四

落蹲 納蘇利といふ樂の一名なり、作者傳來とも詳ならず、

十四

まことじや二とせもまたで(歌) 此の歌千載集にあり、伊勢物語に載する、

十四

あら玉の年のみとせを待ちわびて、唯こよひころ新枕すれ、といふ歌を本とせしなり、扱三とせ云々とは、戸令に其夫没落外番、有子五年、無子三年不歸、及逃亡有子三年、無子二年不出者、並聽改嫁、とあるに據れるなり、

十二ウ

四

むくのかう 木工頭をしか稱ふるなり、俊頼朝臣當時木工頭たりき、
思ひもかけぬ春なけば云々 後拾遺春下に、三月つごもりに時鳥のなくを聞きてよ
み侍りける、中納言定頼

十三ウ

二

郭公思ひもかけぬ春なけば、ことしを待たで初音きゝつる、とある歌のとなり、
(六六)むさし野の草 題號は、中宮の御はらから雅俊卿等の傳なれば、猶かの紫のゆか
りと同じ心にて、むさしの草とは物しけん、

丈六 佛の身長一丈六尺ありし由にて、佛體をきざむに、坐像にても猶丈六の割合に従ふ
といふ、

堀河院の御をち 院の御母、皇太后賢子は、顯房公の御女にて、國信中納言の御妹にお
はすればなり、

十三ウ

三

百首 堀河百首をいふ、基俊俊頼以下十四人の歌百首を集めしなり、國信卿も其の中なり、
ふたりの一の人 基實と基房との兩攝政をいふ也、國信卿の女ふたりながら、法性寺殿
の室となりしなり、左の如し、

おほい君信子、忠通公の室となり、基實公を生む、
國信卿 次は入道とのに候ふ、
三の君國子も、忠通公の室となりて、基房公を生む、

十四ウ

九

公里 豊原氏時光の子にて、笙のふえ吹く業を、家藝とせし人也、
露しげき野べにならびて(歌) ならびは、ひの誤植、習ひてなり、

車の紋 車屋形に付くる紋の事なり、普通は八葉とて、蓮花の八瓣に象とりたる、紋を付
くるに、これはかたばみの紋にせられし由なり

弘高金岡 共に巨勢氏、繪かきの上手なり、金岡は宇多の朝の人、弘高はそれより後な
り、二人ながら繪の道の譽まれある物語、今昔物語などにもあり、

きんざう 手簡の上書にすなる、謹上の文字なり、假名の消息には、書かであるべきなり、
はうどうねん 平等院を假名にかきたるなり、

風などの重く 昔も風邪のとを、みだり風、又ふべうなといふと常なれど、それならぬ
病ひをも、風といへるが如し、當時の書に證例多かれを略す、こゝも唯の風邪にはあらじ、

やまじなてら 拾芥抄に、興福寺不比等銅三年造、山階寺是也、とあり、されば興福寺
のとをいふと知るべし、

俊頼の君金葉集えらびて云々 拾芥抄に、天治元年甲辰依白川院繪言撰之、再三注
直大治二年奏之云々とあり、天治大治ともに崇徳の朝なり、

春九つとをかすがの、 貫之朝臣集七、賀に、
年の内に春立つとをかすがの、若葉さへにも知りけるかな、とあるをいふ也、

三代集

清覺内供

あふまでは思ひもよらす

あふまでは思ひもよらす夏引の、いとほしとだにいふときかばや、

身をうち川のはし柱

かすならぬ身をうち川のはしと、いはれながらも戀わたるかな、かくあれば、橋はしらと

ある本は、ひがとか、

(六七)藻しほの烟り

ある本は、ひがとか、

かうの君

音便なり、次のかうの殿といへるは、督の殿なるべし、

堀河院の御たほち

一の人の御祖父

高松院の中宮

後、實相覺と號し給ふ、

東寺の長者

不同、とあり、有職小説に長者東福寺、統願と見ゆ、

古今集後撰集拾遺集の三つなり、これら撰集の由來、拾芥抄に委し、

内供は僧官の名にて、内供奉十禪師の略なり、これも拾芥抄に見ゆ、

金葉集戀上に、女のもとにつかはしける、源雅光、

これも金葉集戀下に、戀の心をよめる、源雅光

題號の謂はれば、二條の帝の、かうの殿といふ寵姫に、賜はりけ

る御文をも、かくれ給ふ際にとりかへして、焚き捨てさせ給ふとを、かければなり、

内侍のかみになり給へれば、略してかうの君といへるかとなり、かうはかみの

院の御母は、顯房公の息女なり、

顯房公の長女は、師子とて忠通關白を生みたればなり、

二條天皇の中宮にて、妹子内親王と申す、鳥羽院の皇女なり、御落飾の

拾芥抄廿一寺の部に東寺、九條高野末寺云々、又綱所部に、座主長者等依寺

◎第八

(六八)源氏のみやすどころ

御子たちあまた生み給ひし事をかければなり、

良頼の中納言

中關白道隆公の孫、陸家の帥の息にて、正三位權中納言たり、

ものつき

上りまじとも云ひて、物のけをかりうつしたる別人なり、

笙のいはや

吉野大峯の奥なり、

春の宮人(歌)

春宮坊官の事をいへるなり、

金葉集に輔仁のみことかき云々

此の事世に響きたる物語と見えて、ます鏡第一

おそろの下に、金葉重ねて俊頼の朝臣に仰せて、撰ばせ給ひし、始め奏しけるに輔仁の親王と御

名のりをかきたるに、わろしとてかへされ、又奉りけるにも、何事とかやありて、三たび奏して後

よろこびもなくうれへもなし云々

新撰朗詠集下、述懐、第三親王

有琴有酒閑中樂、無憂無喜世上情、と見えたり、

(六九)花のあるじ

題號は、花園のおとと有仁公がよまれし歌の詞による、

ひきもの

琵琶琴の類なり、花鳥餘情に見ゆ、

ふきもの

笛笙尺八などをいふ、これも花鳥に、

二十

初元ゆひ

初元ゆひは、源氏物語桐壺の巻に、いとよなき初元ゆひに云々とあるは、元服

のときをいふ由に聞こゆれど、こゝにては、元服の時理髪とて、髪あげする人をいふなり、御かうぶ

御かうぶりせさせ奉り

加冠といふ役を勤めしなり、元服の儀式は、西宮抄江家次第

に委しければ、長ければ引かず、

源氏の御姓賜はり

眞淵翁の源氏新釋に云はく、國史また新撰姓氏錄などを按ずるに、

嵯峨天皇の弘仁五年に、皇子信以下男女廿八人に、始めて源朝臣の姓氏を賜はりてより、皇子に
氏賜はるは、専ら源氏なりと云ひ、東涯先生の乗燭譚に、北魏の時、源賀に始めて源姓を賜ふ、源
賀はもと魏の皇族にて、源を同じうするによりて、始めて源姓を賜ふと源賀が傳にあり、本朝に
ても同一義なりといへり、

うすくてやおはしけん

喪服の色の、薄きをや著給ひけんとなり、

衣紋

衣服の製、着用の作法等をしかいふ、當時の詞なり、

指貫もなかふみて

指貫といふ物は、足のくるぶしの上にて、結るべき法なれど、いと

長くして穿くからに、指貫の中を踏みてあるく様に見ゆるを、かくはいふなり、

さびるぼうしきらめき烏帽子

さびとは烏帽子の鞆ツバの事なり、烏帽子を揉むにしわ

のよるを、様々品々にしなしたるなり、又きらめきとは、さびもなくならぬらかに塗りて、光りある

廿一

十

御装束まねる人

白河院に御装束を召させ奉る人の、引きつくりひ奉れば、それを叱り

給へりとの意なり、一本に御さうりきて参る人どあれど、さては下文の引きつくりひなとせし参ら
せどあるにかなはず、

世のさが

世の習風といふに同じ、土地の習慣をところのさがなと、古くいへり、

肩あて腰あて

姿勢の優美端正ならむため、表衣の下に着せしものなるべし、定まりた

る装束の具にはあらず、

かうぶり烏帽子のまりは雲を穿ちければ云々

冠帽のさきの高きをいふ、かく

冠帽とも高くしたれば、冠とよめ烏帽子とよめをせざれば、落ちぬべしとなり、

かげぼし

影法師なるべし、其の人の影の離れざる如く、常に従ひ居たる由なり、

くさり連歌

鎖の如く、次第につながり行く連歌をいふ、即ち後の方の連歌の如く、まづ

下の句を打出だして上を附け、またそれに下の句を附くる類ひなり、

三條の内のおとよ

正三位公親公なり、白川藤原實視の子と、作者部類に見ゆ、

ふきすわづらふ云々

此の連歌のと、西行法師と江口の尼との作なる由、撰集抄にあ

り、いづれならむ、

十二

十四

廿一

五

九

十

十二

廿二ウ

九

さこそばかりの人はつらけれ

金葉集冬に

ことわりや片野の小野になくきす、さこそばかりの云々」とあり、

(七十)ふし、ば

題號はある女房のよめる、歌の詞による、

十二

かねてより思ひしものを(歌)

こるばかりは、苅るに懲るをかけしなり、撰著聞集

に、待賢門院の女房に、加賀といふ歌よみ有けり、とて此の歌をかきて、「年ころ(此歌)よみて侍りつるを、同じくはさるべき人にいひ契りて、忘られたらんによみたらば、集などに入りたらひ優なるべしと思ひて、いかゞしけん、花園の大臣に申しそめてけり、思ひの如くにやなりけん、此の歌を参らせたりければ、大臣いみじく哀におぼしけり、さてかひくしく千載集に入りけり、ちし柴の加賀とすいひける、」とあり、此の書の趣きは、さる殊更にしまうけたる事とは見えす、又此の歌の作者も、此の書には土御門の前齋宮に侍ひし、中將の御といへる人どあり、是れも傳への異なるなり、

いたきもの

雅言集覽に、いたきものはすぐれてよき也、俗にほむるに、コレハキツイ、キツイモノヂヤなどいふに同じ心か、とあり、

廿三オ

十

昔のみかどの御世にもかやうなる御事は云々

村上天皇の、式部卿、宮重明親

王の御息所を見そめ給ひ、遂に登花殿の内侍のかみと申して、寵し給ひしと榮花物語月の宴に在り、其れらの事なるべし、

廿三ウ

九

みどせもまたで云々

上の新枕の段に註せり、

十一

(七一)月のかくる、山の端

題號ハ、花園の大臣かくれ給ひし時、ある人のよめる歌

の詞によれり、

十三

いとしもなき子どもの云々

こは有仁公の詞にて、よからぬ子のあらむは、却て不

本意ぞとなり、徒然草に九條太政大臣花園左大臣、みな族絶えん事を願ひ給へりとかける、此のゆゑなり、

十四

中務の宮のうまご

中務宮と申すは二人ましますと所々に見えたり、醍醐天皇の皇子

兼明親王を前中書王と申し、村上天皇の皇子具平親王を後中書王と申し、とも上にいへり、さて爰に村上のみかどの末とあれば、具平親王のいと聞てゆれど、此の親王の御子孫は、師房俊房師頼など、いづれも才學なき人にあらず、頗る不審なり、按ずるに、こは醍醐の御末とかくべきを、記者のふと思ひたがへしなれば、此の中務の宮は、兼明親王の御事と心得べくなん、さるは此の前中書王こそ、詩文に秀で、能書のきこえ高かりしかと、その御子伊勢卿は文盲にて、父親王のかきおかれし菟裘賦を、うさぎのかはでろもと讀みて、笑はれたる物語、十訓抄などあれば、この事を指せるならし、返すくも村上の末とあるはひがとなり、

上西門院

鳥羽院の皇女、御名菟子と申す、後白河院の御母代となり給ふ、

高松院

これも鳥羽院の皇女にて、御名妹子、二條院の皇后におはしき、

廿四オ

六

十 きそく 氣色の字なり、御けしきを伺ひたるをいふ。

十二 みつといふ所 攝津國住吉のわたりなり、

十三 さいはいとさんぞのおまへ(歌) 再拜と、三尊の御前、伏しをがみとなり、三尊は拾

芥抄に阿彌陀觀音勢至、また釋迦普賢文珠ともあり、此のうちなるべし、下の句とをながらみては、十分圓滿なれとの意にて、上の七夜といふに對せしならむ、

十四 御神のみこと云々 神の託宣の言とも、頼まんとなり、

三 あら人神 現世に人といまし、神、即ちいきがみといはん程なり、

三 昔のみかど 應神天皇を申すなり、石清水八幡宮に齋ひ奉る、即ち此の神におはします、

九 石倉 拾芥抄諸寺部に、石藏王城西方有之、と見ゆ、

十一 風いたみける 風とは、唯病ひの事をもいへる由、上に註せり、

十四 たゞ人 通例の人といふに同じ、人臣に列し給ひしを云ふ也、

二 雲かくれ 暁花抄に、雲がくれとは、人の逝去をいふ、万葉に人の逝去の歌、

とよめえぬ、命にしあれば敷妙の、家より出で、雲隠れにき、と見ゆ、

七 一定にもなかりしにや云々 此の一句詳ならず、僧正僧都の君たち、いづれも一つ

所に定まりては住み給はず、といふ意か、又は御腹の別々にて、一つに定まりてはおはしますと、その意にてもあるか、

十 齋院 傍註に始子女王とあるは、怡子の誤植なり、

十四 庭のおもても云々(歌) 庭の面に、面目の意をかけたるなり、

廿五ウ (七二)はらぐの御子 題號は、白河院、鳥羽院、崇徳院、後白河院、二條院の皇子たち、

その御腹の方々の傳をもかければ、かく名づく、

七 御うらにあひ給ひて云々 ト定とて、齋宮になり給ふ前には、必ずトひて定まり給

ふとなり、其の式江家次第などに委し、

十三 院のおろして着てわたる 院のめしふるしたるを、おろし賜はりて、着たる由なり、

一 位おはしまさぬ程は云々青き色か黄なるか云々 無品親王の袍の色は、淺黄

に定まりたる事、日記に見ゆれど、當時は親王がた幼くおはします時より、多く出家したまひて、

御元服のさたまなければ、たましく御元服ある時は、御料の服色定かならずして、黄と云ひ青と

いふ説、いづれならむ覺束なき程になれりとなり、此の條に思ひあはずべきは、飾抄に後白河天

皇親王にて御加冠の時、御料の袍は黄色なりと云ひ、舌縁の御袍なりなど、諸卿論議せしと見ゆ、

長ければ記さず、猶次項の註を参考すべし、

二 淺黄 諸本センクワウと假名を付けたれど、ひかごとにて、あさぎと訓むべきなり、さるは

玉勝間六に、淺黄とは今の世には青色の薄きをいへども、昔は黄色のうすきをいひ、又綠色をもいへりき、黄色の薄きをいへるが本なり、綠色をいふは、淺葱の意にて異なるを、唱へのおなじき

まゝに、混ひつるなり、とあり、げに此の説の如く、淺黄をあさぎと訓めばこそ、青きともまがひ來つるなれ、

無位の人ば黄袍

衣服令に無位黄袍とあり、西宮記にも、無品親王源氏及夏家子孫、弱冠者着之、公卿子孫候殿上、無官時用黄衣、と見えたり、

小野篁が隱岐より歸り

篁の隱岐に配せられしは、仁明天皇の承和四年、遣唐副使にさゝれて發せんとせしに、大使藤原常嗣奏請して、篁の乘るべき船を奪ひ、己が料と定まれる朽損の船に換へぬ、篁之を忿恚し、俄に辭して船に上らず、仍りて朝廷、律條に准據するに、死刑に當れるを、特に一等を減じて遠流に處し、免して庶人とし、隱岐に放ちしなり、擬數年の後召還され、詔ありて本位に復せられたり、續日本後紀また大日本史の列傳に見ゆ、

請ふ君菊を愛せば云々

此の詩の全句、管見に入らず、猶尋ぬべし、

つるばみのころもは王の四位の色

つるばみは椽とかきて、黒き色なり、令の制には家人奴婢の服、また凶服の色にてありしを、中古以來紫服を著る程の人、ふしがねにて染むる事となりしに、ろの色椽染と同じければ、遂にろれをば椽の衣といへり、名正しからずして事まざれ易し、そもく、大寶令の服制は、其の後次第に沿革して、諸臣の三位以上は黒の一色に歸し、四位は黒あけ(深緋)五位はあけ(淺緋)を正しとせしに、又此の頃より四位も椽の黒袍となり、五位も黒緋を著る事となりぬる由なり、是れより後世に至りて、公家の服色は黒(紫のうつれる也)

蘇芳(緋のうつれる也)縹の三色となりけり、

くろあけ

右の註にかける如く深緋をいふ、裝束色彙要領抄等に見ゆ、

御子の御名得たまひ

親王の宣下、蒙り給ひしをいふ、

一つ御はらから

覺法々親王と、忠通關白とは、異父同母の兄弟におはする也、御母師子、始め白河院に参りて法親王を生み奉り、後に富家入道忠實公の室となりて、忠通關白を生めるなり、此の事みかさの松の段に見ゆ、されば次の文に、帝の御子關白など、一つ腹どかけり、

高野大師

弘法大師の事なり、紀州高野山を開きし人なればかくいふ、大師の能筆なりし事、古今著聞集などにあり、

覺超僧都

俗姓巨勢氏、泉州大鳥郡の人なり、元亨釋書に傳あり、

よろづの事を夢に見るかな

後拾遺雜六に、月輪觀をよめる、

月の輪に心をかけしゆふべより、萬の事を夢と見るかな、

あしで(歌)

屋代弘賢翁の葦手書考に、あしでがきといふは、今のちらしがきのととなり云々、あしでとは蘆のうちなびきたるさまに、ちらしのくだりをうちゆがめてかけるなりとて、種々語をあげ、世に歌繪と一つもの、様に心得たるとの、非なる由を辯せり、

傳の大納言

東三條兼家公の男にて、道綱といふ、御堂關白の異腹の兄なり、傳とは東宮

傳をいふなり、

廿七ウ

五

廿七オ

三

三

十三

廿六ウ

十

三

十一

十三

五

十 身を知る雨

我が身の憂きを知りて、降る雨その意にて、涙のとによそへていふなり、引歌やあるとも思ひしかど、さまではあらじ、

十 時にもあらぬしぐれ

時雨は秋の末、冬のはじめに降るものと、古歌などにもよめり、さるにその時節にはよらで降る雨なり、これも涙の事となる、さみだれのない歌の縁に、身をふる雨又しぐれなど云ひしなり、

一 石清水の流れ

六七の宮の御母は、紀氏にて、美濃局と申す、石清水の宮の別當光清の女なれば、かくいへるなり、

一 俊頼の撰集

金葉集の事なり、上にもあり、

一 鹿の歌

金葉秋部に、曉聞鹿といへるとをよめる、皇后宮右衛門佐、

おもふとありあけかたの月影に、あはれを添ふるさをしかの聲、とある是れなるべし、

一 雙林寺

拾芥抄に、祇園東、薬師、左大臣尾張定鑑建立、とあり、

十 河内守何某とかいひしが子の男云々

百鍊抄崇徳院保延四年の條に、十一月十日、待賢門院三條局(宰相家政女)被殺害、とある是れなり、一代要記によれば、普賢堂にての事なり、いかなる意趣とも知られず、又成賢の姓も嗣けて傳はらず、

遠くおはしたりけるが云々

崇徳院に具し奉りて、讃岐におはせしなり、是れは法勝寺の執行信縁が女なり、

廿八ウ

四

廿八オ

十

十

十一 白河の御寺のつかさ

是れ法勝寺の執行の事なり、

廿九ウ

真如親王 真如親王は平城帝の皇子にて、御名を高岳と申しき、嵯峨帝の御代に太子に立ち給ひしが、仲成亂の時廢せられ給ひ、其の後僧となり真如と更め、東寺にこもりて真言の宗義を究め、遂に求法のため入唐し給ひしが、猶あかずや思しけむ、天竺に渡りて薨し給ひし也、大日本史皇子傳に委し、

御あしの病ひ 和名抄に、脚氣一云脚病、俗云阿之乃介とあり、うつぼ物語藏開の上、源氏物語若菜の上巻などにも足の病といふ名あり、

醍醐のみかどの御母方の御寺 勸修寺の事なり、拾芥抄に勸修寺、醍醐、右大臣定方建立、と見えたり、

かへる浪路にしほれこし 姿れは志をれにて、をの假名なれば、ほは誤りかと思へど、この歌「浪路の汝と姿れとをかけたるにやと覺ゆる上に、當時の歌には、まゝ假名づかひを誤りたる如きあり、仲正の「祝ふ鏡のもちひさらめや」頼政の「志ひを拾ひて」などよめる類ひ場合によりては、假名ちがひと知りつゝも、呼び聲の同じきは、憚らずよめるやうなれば、こゝも強ひて改めず、なや後の考を俟つ、

八 松山(歌)

松山は讃岐國にて、崇徳院のおはしましたる所と見ゆ、さるは古事談五に、西行法師の事をかきて、「讃岐松山津と云ふ所にて、新院御座けむいとを尋ね侍りけるに、形もなかり

て改めず、なや後の考を俟つ、

かへる浪路にしほれこし

姿れは志をれにて、をの假名なれば、ほは誤りかと思へ

ど、この歌「浪路の汝と姿れとをかけたるにやと覺ゆる上に、當時の歌には、まゝ假名づかひを誤

りたる如きあり、仲正の「祝ふ鏡のもちひさらめや」頼政の「志ひを拾ひて」などよめる類ひ場合

によりては、假名ちがひと知りつゝも、呼び聲の同じきは、憚らずよめるやうなれば、こゝも強ひ

て改めず、なや後の考を俟つ、

三十オ

八

ければ、

松山のなみに流れてこし舟の、やがて空しくなりにけるかな、と記せるにて知るべし、

十二

昔の風吹き傳へ

元性御坊は、崇徳院の御胤なれば、御父君の風を傳へ給ひて、その意

なるべし、上文に、「かの院の御にほひなれば、ことわりと申しながら、歌などこそ、いとらうありて云々、などあるも、崇徳院の御ゆかりの、歌にすぐれたる由をいへるに、思合すべし、

一

梵字

天竺の文字なり、本名悉曇章といふ、西域用ふる所の點畫、波羅賀磨天の作る所なる

由、翻譯名義集に見えたり、

五

あねおとすと

姉宮亮子内親王と申すは、般富門院の御事なり、同母妹三どころおはし

ましき、伊勢のいつきとて、好子内親王、また六條院つたへておはしまし、は、觀子内親王と申す、又賀茂のいつきとて、式子内親王と申すもおはしまし、なり、

十二

中原の氏の博士

大外記中原師之をいふ、職原抄明法博士の條に、中古以來坂上中原兩

流、爲法家之儒門、以當職爲前途、とあり、中古より中原氏明法を家業としたれば、中原の氏の博士とはいふなるべし、

十三

源氏のうまのすけ云々

一代要記には左馬頭光盛とあり、此の女の生み奉れる男宮は、法師になり給ひて、慧尊と申し、也、系圖に見ゆ、

◎第九

(七三)あしたづ

題號は、雅材中納言の作れりといふ、詩の詞によれり、これより以下に

記せる事どもは、古事談、續古事談、著聞集、十訓抄等にも出でたる物語多し、但し此の書を古しとすべし、彼の諸書は、大かた是れに基けりと見ゆ、

八

ひとりの御息所云々

十訓抄五にも、此の物語ありて、それには東宮の御息所とあり、

十四

橘の氏贈中納言

橘の諸兄公五世の孫、廣相とて高名の學者なり、光孝天皇の御侍讀に

して、文章博士を兼ね、後に參議たりき、此の人御息所の御經供養の願文かきたるにより、薄墨の色紙を拜見せし也、十訓抄に見ゆ、

八

みくらの小舎人

藤中抄に、御藏舍人六人と見え、禁中名目抄註に、御倉は藏人所の官

人預るなり、小舎人出納方の御倉を預るなり、とあり、

十

所の雑色

藏人所の雑色を畧稱せし也、職原抄に、良家子補之、と見ゆ、

十二

秀才殿

秀才とは文章得業生の稱なり、

七

くらつかさ

中務省中の、内藏寮なり、くらのかみは寮頭をいふ、

七

天の羽衣

美服の事を形容して、かくいへるならむ、

八

釋奠

釋奠は毎年春秋に大學寮にて行はる、孔子の祭典なり、學令江家次第等に委し、

八

鶴九つの澤になく

十訓抄に、彼れがかきける句は鶴鳴九皋、

三十三オ

三十二ウ

三十二オ

三十ウ

十四 望廻翔於蓬島、霞袂未逢、思控御於芽山、霜毛徒老、とあるをいふ也
御ぶくを脱ぎ侍らで云々 帝の御忌に着るべき喪服を、年月へても脱ぐ事なくて、此の世を送り侍らばとなり、

三十三ウ

六 夢としりせば 古今集戀二、題しらず、小野小町
思ひつゝぬればや人の見えつらむ、夢としりせばさめざらましを、とある歌の詞なり、
八 (七四)祈るゑるし 題號は、諸僧の祈禱して、うの驗ありし物語をあげたれば、かく名づく、

九 行者の本尊になることは云々 行者の本尊云々とは、帝の問ひ給ふ御詞にて、行者たる者、不動尊の姿を現する事ありといふは、然るべき容軀をよそほふにや、又は誠に不動尊と成り代はるにやと、問はせ給ひしなり、

三十四オ

十四 御さはりものぞこらせ給ひ云々 御罪障も除かれさせ給ひなば、誠の姿を、御覽せらるゝやうもあらむとなり、
けしやきして 降魔のため護摩を修するに、芥子を焚くなり、それを芥子焼きしてといへり、

三

十四 降三世 五大尊の一にて、不動明王の類、東方を守る神なり、
禪林寺の僧正 師輔公の息なり、此の物語も古事談十訓抄にあり、

十二

十三

七

九

五

一

一

二

三十四ウ

下家司 下藪の家司なり、拾芥抄に見ゆ、

つきがみ 紙を幾ひらも積きて、後世の半切巻紙の如くしたるものならむ、

まなの御あはせ まなは魚なり、御あはせは、飯にあはせて食ふよりいふ詞にて、菜といふものゝとなり、枕草子にも見ゆ、

かくして給こと僧井し 給ことは、給事とありし文字を、讀みたがへて寫したるならむ、僧中に給事といふ職のありしか、又僧井は僧弁の誤にて、下のし文字は衍かとも思ひたれど、

古本のまゝに従へば、行事僧、醫師と讀むべきにや、給事僧、醫師とよまんにも、事なく聞ゆべし、

泰山府君 漢土の泰山の神にて、天にありては之を輔星といふと云、人の壽命を長くする神なりといふ、扱こゝの物語も古事談十訓抄などに在り、

六位の史 太政官の大史なり、

かうぶり給はれる 官位賜はるとをいふ、

心高く播磨國の司を望み云々 古の制に、國を四等に分ちて、大上中下の差をなせるに、播磨は大國なれば、よからぬ人は、容易に國司となるまじきを、此の人心高く望みける由なり、扱此の物語は古事談にも見えたるが、そを合せ見る時は、大に解しよく心得易き所あれば、左

に古事談の文を和解して掲ぐべし、
一條院の御時相尹春の除目に、播磨國を望みしかと、沙汰の外となりぬ、扱除目始まりて、執筆の

人播磨國に任せらるべき人を、書き付けんとすれども、一切書かれず、奇怪なる由評議しあへり、遂に件の國を所望せし人々の、申文を取集めて、次第に書き付けんとすれども、其の名なほ書かれず、件の相尹の名に至りて、鮮明に書かれたりと云ふ、是れ觀修僧正の彼れが所望を成就せしめん爲に、聖天供を修じたる靈驗といふ、

おほつか おほつかは大東なり、諸人の申文を、多く取東ねたる中より、その意なり、

聖天供 聖天供とは、天竺の神の大聖歡喜天といふを、祭るとなり、此の神靈驗殊に著し

と云ふ、

(七五)からうた 題號は、詩に關する物語あれば、「からうた」と名づく、

志たうづ 下履の音便にて、襪子の事なり、襪子は錦にて作る、指の股を縫ひふさぐ也、裝束圖式にあり、

周文王の車の右にのせたる 本朝麗澤賢人部に、早夏陪宴同賦所貴是賢才、各分一字應製詩一首并序、とある序文中の句に、齊桓公之得道左矣、便是商頭牛口之匹夫、周文王之載車

右焉、亦猶潤陽鶴髮之賤老者也、云々とあるをさす、大江以言の作なり、

齊名以言保胤 齊名は紀氏、以言は大江氏、保胤は慶滋氏なり、是れらの人の傳、大日本

史文學列傳にあれば、こゝには省きつ、

響ひにて申し侍らむ云々 此の事古今著聞集文學第五にもありて、それには漢文に

三十六

十四 十 七 五 十三 八 五

てかゝれたり、參考の料に下に掲げん、

親王命曰匡衡如何、答曰敢死之士數騎、被介冑策驛驢、似過淡津之濱、其鋒森然少敢當者、又命云

齊名如何、答曰、瑞雪之朝瑤臺之上、似彈箏柱、又命曰、以言如何、答曰砂庭前翠松陰下、如奏陵王、

又命云、足下如何、答曰舊上達部駕毛車、時々似有陰聲、と申しける、いと興ある事なり云々、

緋威 緋色の糸、また草にて綴ぢたる鎧をいふ、威はおとしと讀めども恐威の義にあらず、

安齋翁のおとしは緒通しなりといへるよりよき、おとしをその假名だがへとも、威の字は後よりあて

たる字なれば、證とはならず、

檳榔毛に乗り云々 高古にして上品なる由をいふ、檳榔毛の車は、院親王攝關大臣の

料なればなり、

うるはしき詞は色の糸をつゞれり 新撰朗詠集下、文詞に、白樂天の詩句を載せ

て、聲々麗曲敲寒玉、句々研詞綴色絲、とある詞を云ふ也、

苦學の寒夜に云々 古事談には、雲袖とあり、十訓抄には濡巾とあり、いづれにても、

除目の春朝云々 除目のとは上にいへり、蒼天在眼とは、唯青天をながめて、嘆息する

由なり、

(七六)まことの道 題號は、佛道に入りし人々の事蹟を集め記せれば、かく名づく、

大内記 職員令中務省の下に、大内記二人掌造詔勅及御所記録事、とあり、下に記すべき

三十七

三十七

三 二 四 四 十一 六 四

事ありてどかけるも、かゝる職掌なればなり、扱て、の大内記は、傍註にもある如く、慶滋保胤とて、當代の鴻儒なりき、後に法師になりたれば、大内記のひじりとかけるなり、

左衛門の陣

建春門をいふ、拾芥抄にあり、

石の帯

革製の帯にて、背にあたる所に、石また玉を十個綴り付け、飾りとしたるもの也、正装の時に限りて用ふ、装束圖解に圖を出だしおけり、

手をすりて

合掌をして拜み敬ひたる也、

池亭記

本朝文粹卷十二に載せたり、保胤六條の北に荒地を卜し、小池を穿ちて住まれたる亭の記なり、

身は朝に在りて云々

池亭記の中に、唐白樂天爲異代之師、以長詩句歸佛法也、晋朝七賢爲異代之友、以身在朝志在隱也、とあるをいふなり、

増賀ひじり

増賀は平城の人、參議橘恒平が子なり、十歳の時父母叡山に送り、慈惠の弟子とす、學顯密を綜べ、尤も止觀に深し、名利を惡み交關を絶つと、元亨釋書に見え、後遂に大和國多武峯に入りて、智朗禪師の庵の、かたばかり残りけるに居を占めたる由、撰集抄に記せり、

事にがりて

雅言集覽に、事がらあしく、不興なる意なりとあり、

さいなみ

叱責するとなり、さきなむの音便といふ、

三河のひじり

大江定基の事なり、此の人も儒家に生まれながら僧となり、保胤入道に

三十八オ

一 九 七 五 一 一 十二 七 五

師事せしなり、

智者

天台智者大師とて、唐の僧なり、拾芥抄に見ゆ、

寂公

寂公とは保胤の事を云ふ、保胤入道して、法號を寂心と云ひしかば、弟子等敬ひて寂公と呼びし也、其の證は本朝無題詩下に、藤原季綱が秋日遊藥王寺といふ詩をのせたるが、末句に、獨詠寂公先日句、とありて自註に、昔寂心上人在俗之時、遠來山寺忽成詩序、故云、とあるにて知るべし、

三十八ウ

二 二

大江氏の上達部

齋光をいふ、定基の父なり、

とりすつること

埋葬の事といふ、身のなり行きの衰狀をいふ、死行くことなり、まかるは、身まかるななりまかるさま

講師讀師

拾芥抄下諸僧部に、七僧「講師、讀師、呪願、三禮、唄師、散花、堂達とあり、經典供養などの時、講說讀經などつとむる僧なり、昔諸國の僧尼を司る寺を、國分寺とて、其の住僧に講師讀師といふありしかど、其れとは別なり、

からぐに、おはしても

十訓抄第十、可麻幾才藝事の條に、三河守定基云々、出家の後、寂昭上人とて入唐しけり、かしてにては圓通大師とぞ申しける、清涼山の體にて往生を遂げける時、笙歌遙聽孤雲上、聖衆來迎落日前といふ詩を作れりと記し、次に定基前生は、唐の娥眉山

三十九オ

二 十三 七 七 四

八 寂照といひける僧なりしが、日本に生まれたる由をかけり、この事は古事談にも見えき、
ひがき、かもし 此の歌、おのが持てる古寫本に、ひが耳かどあり、その方よろしげなり、

十二 ゆするまうけよ 流布本ゆつるとあれを非なり、ゆするは泔の字をかきて、髪を梳る料の
香水を云ふ、上にも註せり、

八 まめやかなるもの 浮華ならぬ、質實なるものをいふが本なれど、又生計の便りとも
なるべきものを、かくいへりを見ゆ、そは、源氏物語末つむ花の巻に、源氏の君より末摘の方の貧

七 しきをみつぎて、絹綿など老婢従僕の料まで送りし事を、まめやかとどかけりにも知るべし
伏見の修理のかみのやうに 伏見の雪のあしたの條を見よ、

十一 持經者 常に經を誦する法師の稱なり、
江文 拾芥抄三十神名の中に、八日江文とあり、又諸寺の中に、江文毘沙門、火事之時本

六 尊自出、ともあれど、何處なるか詳ならず、姑く記して後考を俟つ、
(七七)かしてき道々 題號は、諸道に堪能なる人々の物語をかけるにより、かしてき道

七 雅忠 丹波氏典藥頭醫術の名人なる事、古事談其の外の書にも在り、
障子のつら 古本にほかどあり、俊明校本につらと有るに従ふ、つかどある本は非なり、

十二 有行 系圖によれば、安倍の晴明三代の孫、陰陽博士とあり、

四十一オ

十三 なお 根ゆりの轉語とか云ひて、地震の事なり、

二 市佑 昔左右京に、東市司西市司とて、財貨交易器物賣買等の事務を扱ふ役所ありき、うの
司の役人を、佑といひたるなり、イチノジャウと讀むべし、
こうちて歌うたふ云々 こうちては、流布本に基とあれを非なり、按ずるに、もとは

三 てうちてとありしなるべし、手を打ち拍子とりて、歌うたふ様に、寄り合て居たるをいふ也、さる
は、こどとと、字形似たるからに、誤りかけるを、諸本基と改めかきしは、中々にひがとなり、末の
文にも、唱歌の事はあれども、基といふとはなきをや、

六 唱歌 田中大秀翁の説に、笛の譜を誦ふを唱歌といふとて、源氏若菜の巻、及び著聞六の卷
の文を證とせり、言繁ければ證は略す、

八 裏頭樂 漢の明帝の作とも、唐の李德祐の作ともいふ、傳來詳ならざる由、歌舞音樂略史
に見ゆ、

九 相撲の使 公事根源に、七月すまひの節といひて、天子の御覽するとなり云々、左右の近
衛、方を分けて、國々へ使を下して相撲を召す、是を萬葉にも、こどり使と申す也云々とあり、こ

九 どり使は、都領使とかく、事執使の意にや、用光此の使にたちたる也、

沖つ白波 海賊の來りしをいふ、伊勢物語に、
「風吹けば沖つ白波たつ田山、云々といふ歌の詞をとれる也、盜賊のとを白波といふは、漢朝の

末に黄巾の賊白波谷に集まり、亂を起し、故事によると、人の知る所なり、

九 屋形 船の屋形なり、和名抄に、蓬癖とかきて、しか訓めり、

十三 かづけもの 纏頭の事なり、昔は人に祿とらするに、装束をろの肩にかづがせて遣りた

れば、かづけ物といふ也、さて此の物語も十訓抄に在り、

七 凜々として氷しき 和漢朗詠集に、八月十五夜といふを題にて、公乘億、

秦旬之一千餘里、凜々氷鋪、漢家之三十六宮、澄々粉餅、とある句を詠ひし也、

八 微滂まづおちてなどいふ所 無量義經の首に、微滂先隨、以掩欲塵、開涅槃門、扇解

脫風、除世惱熱、致法清涼、とあるを云ふ、註疏の文に、先隨苦空之微滂、以掩五欲之五塵云々とあり、

四十二ウ いたね 板にて圍ひし井なり、井水に月やとじて見居たるなり、

馬部 大寶の職員令左右馬寮の條に、馬部六十人とありて、寮の馬を取扱ふもの也、

七 月夜よし云々 此の歌古今集戀の四に、よみ人知らずとして出でたるなり、古歌を誦して答へけるなり、

◎第十

一 (七八)敷島のうちき、 題號は、歌よみたる事の、物語を記し、からに、かくなづく、敷

島は大和國の地名にて、やがて其の國の枕詞となり、敷島のやまと歌とつけ云へるより、遂に歌道を、敷島の道とも稱しならへり、

二 男ありけり 藤原隆經といふ者の事なり、今昔物語卷卅一に、此の物語をのせて、女の名

を小中將ぞかけり、

八 鬼に一口くはれけむ 伊勢物語に、昔男ある女を盗みて、鬼ある所とも知らず、あばら

なる倉に女をおきて、夜あけなんどする時の思ひをかきて、「鬼はや一口にくひてけり、あなやといひけれど、神なるさわざに、得きかさりけり、やうく夜もあけゆくに見れば、ゐて來し女もなし、足すりをしてなげ、ともかひなし、」とある詞によりてかけり、

十 鳥部山 和名抄に城州愛宕郡なる由記せり、徒然草に、あだし野の露きゆる時なく、鳥部

山の烟り立ちさらで云々なども見えて、埋葬の地、茶毘など執り行ふ所なり、

七の卷の即住安樂世界 法華經七の卷なる彌王菩薩本事品に、若有女人聞是經典、如

說修行、於此命終、即住安樂世界阿彌陀佛大菩薩衆圍繞住所、生蓮花中寶座之上、とある所なり
土におりて 榮花物語さまくの喜びの卷に、兼家公薨去の事をかきて、「東三條院の廊

渡殿を、皆つちとどのにしつゝ、宮殿ばらおはします、とあるは倚廬の作法と聞てゆれば、こゝも

四十三ウ

九 六

十

八

二

一

四十三オ

四十二オ

七 三 一

八

七

十三

九

四十四オ

四

女の喪にこもるにて、土殿に下りての意かと思ひしかど、此の人の分限を思ふに、さまではあらじ、仍りて再び按ずるに、源氏夕顔の君葬りの條に、惟光かりたちてよろづは物し侍る、云ことあるかりたちの意にて、今俗徒既にて働く、又ふみこんで世話するなといふ意ならひか、
ゆふかけてしも(歌)
夕に木綿を兼ねたる也、神の御前の神などに、木綿かくると常なるに、稻荷山とあれば、いと縁ある詞なりけり、

四十四ウ

七

あらひたる佛供
佛前に供ふる洗米なり、

四十五オ

二

宮寺のつかさ
八幡の別當をいふ、當時は本地垂迹の説盛に行はれし世なれば、僧にして神に事ふるなり、それが居る所を宮寺といふ、別當所の事なり、
すゞりがめ
硯に添ひたる水入といふ器にて、龜の形したるものをいふか、次なる歌の詞にても知らる、瓶にはあらじ、

四十五ウ

四

うき木の身云々(歌)
浮木盲龜の喩へをよめりと見ゆ、下の句に、廻らばに、めくら(盲)を兼ね、流れあへかめに、瓶と龜をいひかけしなり、さて浮木盲龜の故事は、圓覺經に浮木盲龜難値遇とも、涅槃經に生世爲人、難猶如大海中盲龜值浮木孔ともありて、容易に値ひ難きよしをいへる也、

四十五エ

五

むすめなりける人
光清の女にて、鳥羽院に幸せられし、美濃局と申し、人なり、大日本史后妃傳に見えたり、

四十五イ

十三

菅原の氏寺
拾芥抄に、安樂寺、天神號天滿宮、在筑紫大宰府、と見えたる是れなるべし、よろこびには
謝禮にはといはんが如し、

四十六オ

十三

いかなる大事かある
何程大きな望みかある、謝禮のため叶へさせんとなり、
夫さを
古本に夫れさをとあるは、おなさを(舟棹)の誤寫かとも思ひしかど、さては下に召してといふ詞おさはす、山岡の校本には、夫さをとあり、さらば夫は夫卒、人夫などの夫にて、下司の男をいひ、さきは先供のとなるか、姑く記して後の考をまつ、

四十六ウ

三

むしたれ
女のかふる笠の下に、布を垂れたるものにて、旅行などに用ふるなり、之をむしたれぎぬとも稱す、その布の間より、顔の見わたる由なり、擬むしたれといふ被り物の、古歌に見わたる證は、古今六帖戀に、衣笠大臣
むしたる、あづまをどめがすきかけに、なごり多くて、行き別れぬる、とある此れなり、

四十六エ

五

石清水の僧
上の八幡僧都光清の事なり、舟人はその僧都の具したるもの、供人は然るべき人の女、すなはち小大進の召しつれたる供人なり、この人たち相共に物云ひけれど、主人の女君は聞きも入れぬ程に、彼の僧都の詞を傳言して、筑紫へ誘ひたるなるべし、

四十六イ

十三

中將のみたちの御時
實方中將在館の時との意、此の卿陸奥の國司たりし頃をいふ、實方卿は侍從藤原定時卿の子なり、行成大納言といさかひて、笏もてその冠をうちおとしなど、あるまじき振舞によりて、奥州へ遣はされしと、著聞集十訓抄などにも見えたり、

四十六ウ

三

日なくて 古本に日なかくてとあれど、尙こゝろよからず、強ひて云はゞ是なくて云々
とありしを、かきひがめたるにか、又はいかのろを誤りて、日とかけるか、
ひくてもたゆく 金葉集夏に、郁芳門院の根合に、あやめをよめる、藤原孝善

あやめ草、ひく手もたゆく長き根の、いかであさかの沼におひけん、とある歌をいふ、扱此の
歌をおぼつかなしといふは、淺香の沼にはかつみこそあらめ、菖蒲の長き根おひ出でんこと、い
かゝあらむとなり、
ひをりの日 五月五日左右近衛の士、騎射を試みる式日の名なり、ひをりは引折の義な
りといふ、散木集に、殿下にて五月五日の心を仕う奉りける、俊頼、
長き根も、花の袂にかゝるなり、今日やまゆみの、ひをりなるらむ、とあるにて知るべし、
まてつがひ 射術に、眞の勝負をなす時の稱なり、荒手つがひとて、試みの射術をなすと
あり、それに對して、眞手番ひといふとぞ、

四十七ウ

九

江次第 恒例臨時、さまざまの儀式をかき集めたる書なり、今も版本にてのこれり、
出雲國にてうせ給ひし大將 誰れならむ詳ならず、猶尋ぬべし、
はしにかきつけたり 金葉集雜上に、家を人にはなちてたつとて、柱にかきつけ侍り
ける、とあれば、こゝのはしにとあるは、はしらにの落字なるとまゐり、
かみわたり 上京の事をいふ也、

四十七ウ

十

石たて 庭造りして、泉石の配置を工夫せし也、此の僧意匠ありし人と見えて、法金剛院
の彌の石をも立てたること、續古事談に見えたり、
餅り車 賀茂祭に勅使の乗用する車にて、此の時代には、さまざまの風流を盡くし、華奢
を競ひしと、物語記録にも見えたり、
御覽をへつる瀧のしら糸歌 へつるは、經つるとに、綜つるとをかけたるなり、ま
ら糸といふ詞あるにて知るべし、
ふわい さいの誤寫なるべし、不愛は愛相なきとなり、

四十七ウ

四

井でのかはづ云々 清輔袋草紙に、加久夜長帯刀筋信は、數奇の者なり、始て能因に逢
て相互に感あり、能因云、今日見參の引出物に、見すべき物侍りとて、懷中より錦の小袋を取出
す、其の中に鈍屑一筋あり、示して云く、是は我が重寶也、長柄、橋造るの時かなくなり也と云々、
于時節信喜悅甚し、又自懷中紙につゝめる物を取らせり、開之見るに、枯れたる蛙なり、是れは
井堤のかはづに侍り云々、共に感歎して、各懷之退散云々、今の世の人は可稱嗚呼歎、と見えたる
とをいふ也、
うる木をせしやうは云々 今様うたなり、大意次に云ふべし、
くつくかうなるなめすゑて 今様うたなり、大意次に云ふべし、
にかうながの誤字なるべし、かうながは髮長の音便にて、齋宮の忌詞に、法師の事を髮長といへ

四十八ウ

五

十三 庭造りして、泉石の配置を工夫せし也、此の僧意匠ありし人と見えて、法金剛院
の彌の石をも立てたること、續古事談に見えたり、
餅り車 賀茂祭に勅使の乗用する車にて、此の時代には、さまざまの風流を盡くし、華奢
を競ひしと、物語記録にも見えたり、
御覽をへつる瀧のしら糸歌 へつるは、經つるとに、綜つるとをかけたるなり、ま
ら糸といふ詞あるにて知るべし、
ふわい さいの誤寫なるべし、不愛は愛相なきとなり、

四十八ウ

十

井でのかはづ云々 清輔袋草紙に、加久夜長帯刀筋信は、數奇の者なり、始て能因に逢
て相互に感あり、能因云、今日見參の引出物に、見すべき物侍りとて、懷中より錦の小袋を取出
す、其の中に鈍屑一筋あり、示して云く、是は我が重寶也、長柄、橋造るの時かなくなり也と云々、
于時節信喜悅甚し、又自懷中紙につゝめる物を取らせり、開之見るに、枯れたる蛙なり、是れは
井堤のかはづに侍り云々、共に感歎して、各懷之退散云々、今の世の人は可稱嗚呼歎、と見えたる
とをいふ也、
うる木をせしやうは云々 今様うたなり、大意次に云ふべし、
くつくかうなるなめすゑて 今様うたなり、大意次に云ふべし、
にかうながの誤字なるべし、かうながは髮長の音便にて、齋宮の忌詞に、法師の事を髮長といへ

四十八ウ

十三

くつくかうなるなめすゑて 今様うたなり、大意次に云ふべし、
にかうながの誤字なるべし、かうながは髮長の音便にて、齋宮の忌詞に、法師の事を髮長といへ

四十八ウ

一

ば、くつ／＼ぼうしといふ蟲のとを、わざとくつ／＼かうながと唱へかへたるならむ、又次の句、染紙よませんとある、染紙も、例の忌詞に、佛經の事をいふ由は、忌詞内七言外七言とて延喜式拾芥抄などに出でたり、そもく／＼此の今様歌は、

植木をせしやうは 鶯すませんども非ず

くつ／＼法師並めすゑて 經よませんどもなりけり

と誦すべきを、さては齋宮の御前にて、思ひべき詞の出でこんにと、人々憚り思ひける程に、下の句、法師といひ經を誦ふとを思みて、「くつ／＼かうなが云々、染紙云々」とうたひしが、心きゝたることゝ、人の褒めしなり、

刑部卿 此に刑部卿といへるは、從四位刑部卿平忠盛なり、忠盛はよみ歌、金葉以下勅撰の歌集にも入りて、武邊一方の人にあらず、

侍從大納言 藤原宗通の男、成通卿なり、此の卿も金葉以下の集に、よみ歌多く入りし程の名人にて、且今様の上手なりしと、中巻かりがねの段に見えたり、

萬葉集 孝謙天皇の御代に、左大臣橘諸兄の、私に選集せしを、後また中納言大伴家持の補ひたる由、今は世の定説となりぬ、

鶯のかひこの中の云々 此は萬葉集卷九に載せたる、詠雀公鳥一首并短歌とある中の句なり、長ければ引かず、

十三

匡房中納言の物語云々 江談抄のとをいふ、同抄第三郭公爲鶯子事といふ條に、昔人宅之樹陰造生子、漸生長之比、近臨見之自鶯願大鳥、云々奇思之間、ホト、ギスト鳴云々、とある是の事なり、

四十九

父に似てもなかず云々 萬葉卷九にある長歌に、鶯のかひこの中に郭公、獨うまれてゑが父に、似ては鳴かず、ゑが母に、似ては鳴かず、云々とあるをいふ、

六

(七九)奈良の御代 題號は萬葉集を選みし時代に就いて、不審をかける故に、奈良の御代といふ、

九

神無月まぐれふりおける云々 此の歌は、古今雜下に、貞觀の御時萬葉集はいつばかり作れるやと、問はせ給ひければ、よみて奉りける、文屋在季とて、載せられしなり、當時萬葉は高閣に束ねられて、撰集の由來だに、知る人稀になりけむと、次の文を見ても知るべし、

四十九

長屋の原 大和國山邊郡に在り、

四

柏原のみかど 柏原の帝は、桓武天皇を申す、長岡は山城國乙訓郡にあり、始めこゝに遷都し給ひて、後更に葛野郡なる今の京都に遷りまし、也、

十

大同のみかど 長岡の京大同は平城帝の年號なり、されば平城帝をしか申す、平城とは、大和の奈良をいふ也、此の帝奈良に退隱し給ひしかば、後の御名平城天皇と申すなりけり、

十四

淨見原のみかど 淨見原のみかどは、天武天皇を申すなれど、萬葉一に幸吉野宮之時柿

五十才

一 輕の皇太子

本人磨作とあるは、持統天皇の行幸の時のとにて、記者のひが目なり、
天武天皇の皇子、草壁皇太子の御子なり、安騎野は大和國宇陀郡なり、
人丸が讚 人丸が讚は、大學頭藤原教光が作なり、朝野群載卷一にあり、其の序文に、仕

持統文武之聖朝、遇新田高市之皇子、と書けるを云ふ也、此の事は元永元年六月十日、修理 夫顯
季卿の催にて、兼房に影像をか、せ教光畫像の賛並ひに序文を作りし也、委しくは古今著聞集に
見ゆ、新田は新田部親王の略なり、高市皇子と共に、天武天皇の御子なり、

二 あさもよひきの關守がたつか弓云々

古本に、結句「まつ夜ふる君」とあり、あさ
もよひは、あさもよしの誤なるべし、こは麻裘着とつゝ枕辭にて、よしは助辭なり、惣じて此の
わたりは、清輔袋草紙に引ける、萬葉集抄序といふものに據りて、記せりと見ゆ、同草紙卷二に、
世間有萬葉集抄序物、不知作者、件序云、柿本朝臣人丸歌集云、天平勝寶五年春二月、於左大臣橘
卿之東家、宴饗諸卿大夫等、于時主人大臣問、……如此件、大臣橘諸兄公也、年號又孝謙時也、人丸
至于此時歟、と見ゆ、……とある所、「あさもよし」の歌と、石川卿が答への詞とありしならめと、
袋草紙には歌を引かず

三 赤人人丸があひ奉れる云々

古今序に、これは君も人も身をあはせたりといふなる
べしとある文意をさす也、

四 億良

山上億良とて、聖武天皇の頃の人なり、それが歌は万葉集五の卷に多くあり、

五十一才

五十一才

一 類聚歌林

億良が編とて、萬葉集中に引き載せたり、

二 (八十)作り物語のゆく

題號をかきいへるは、源氏物語の評、紫式部が後の世の安
説などの事にも及べばなり、

三 後の世のけぶりとのみ消え給ふ云々

紫式部が後の世に、地獄に墮ちて、焦熱の
苦を受けし由をいふなるべし、寶物集第四にも、紫式部が虚言を以て源氏物語をつくりたる罪に
よりて、地獄におちて苦患志のび難きよし、人の夢に見えて、供養を頼みけるとをかけり、此
の書は平判官康頼入道が、島より歸りて後に筆録せしものなれば、この今鏡の出來し時代を、お
くる、と遠からず、又順德天皇の頃の書師信實朝臣の今物語にも、同じ趣きを記せれば、其の前
より世間に云ひはやし、こと、見えたり、

四 あらましこと

あらかじめ心に計るとをいふなり、源氏みをつくしの巻に、源君が「い
ま行く末のあらましことをおぼすに云々、とあるも豫期するとなり、

五 綺語とも雜穢語

書言字考に、法界次第を引いて、綺側語辭、言垂道理、名爲綺語、と見
わたり、雜穢語は、くさぐさの高深ならぬ物語、といふ意なるべし、
あるとしある人の ありとしある人のといふべきが昔の正しき語格なれど、諸本皆か
くあり、當時は既にかうも云へるにやと思へば、今妄りに改めず、

六 輪廻のこう

輪廻は佛典の語にて、善惡の報の來たる事、車輪の廻り來るに譬へて云ふ、

五十二才

ころは業の字の吳音なり、

三 奈落の底

奈落は梵語なり、こゝに譯して地獄といふ

五 な、そちの巻物

白氏文集のとなり、七十五卷あれば然いふ也、委しくは上に在り、

七 詞をいろへ

いろへは綵字の意、色とり飾るなり、

九 文珠の化身

佛説に文珠は智慧第一の菩薩とす、化身とは、身をかねて世に出現したる

由といふ、

十一 妙音觀音など申すやんごどなきひじりたちの云々

法華經、妙音菩薩品第廿

四に、爾時一切淨光莊嚴國中有一菩薩、名曰妙音、(中略)是菩薩現種々身、處々爲衆生説此經典、或現梵王身、(中略)或現長者居士婦女身、或現宰官婦女身、或現婆羅門婦女身、而説此經、諸有地獄餓鬼畜生及衆難處、皆能救濟、乃至於王宮、變爲女身而説是經、云々と見え、又觀世音普門品第廿五に、觀世音菩薩の功徳を説きて、應以長者居士宰官婆羅門婦女身得度者、即現婦女身而爲説法、云々とあり、女身に現して衆生に經を説くとなり、

十二 淨徳夫人云々

法華經、妙莊嚴王本事品第廿七に、彼佛法中有王、名妙莊嚴、其王夫人名

曰淨徳、有二子、一名淨藏二名淨眼、是二子有大神力福德智慧、久修菩薩所行之道、(中略)淨藏淨眼合十指爪掌、白母、我等是法王子、而生此邪見家、母告子言、汝等當憂念汝父、爲現神變、若得見者、心必淨清、或聽我等性至於佛所、於是二子、念其父故(中略)現種々神變、(中略)令其父王心淨

十二

勝鬘夫人

勝鬘經歎佛眞實功徳章第一に、一時佛住舍衛國祇樹給孤園時、波斯匿王及未利

信解、云々とある是れなり、夫人わが子を教へて、父を導き、佛所に至らしめたりとなり、夫人信法未久、相共謂曰、勝鬘夫人是我女也、聰慧利根通敏易悟、若見佛者、必速解法得無疑心、(中略)王及夫人與書勝鬘、略贊如來無量功徳、即遣內人名旃提羅、使人奉書、(中略)勝鬘得書歡喜頂受、向旃提羅而説偈言、我聞佛音聲、世所未曾有、所言眞實者、當修供養、仰惟佛世尊、普爲世尊出、亦應垂哀憐、令我必得見、即生此念時、佛現於空中、普於淨光明、(中略)勝鬘及眷屬、咸以清淨心、歎佛實功徳、云々とあるをいふ、

十三

普門の示現

これは觀世音普門品にある意にて、此の菩薩は慈悲を宗として何れの門に

も普く示現すとなり、其の文いと長ければ引かず、

六十帖

源氏物語五十四帖なるとは、誰れも知る所なれば、六十は唯大數をいへる迄かと

思へど、たましく古書に、六十帖として、天台の六十卷に准へたる由の説も見え、又拾芥抄にある、源氏の目錄には、明石の次に浦傳ひ、東屋の次に狹席などいふ、今の本になき名をかけり、さればこれら短篇の文、三四篇ばかり逸じせしにかど契沖あさりも云へり、猶後の考へをまつ、
優婆塞 うばそくは梵語なり、こゝに譯して善男といふ、在俗にして佛に仕ふる者の稱なり、さてこのうばそくの戒を保ちとあるは、源氏物語に、藤壺の女御の過ちを悔いてはやく入道し、心清く戒を保ちたるをさしていへるか、

五十二ウ

十一

十二

いごめごと 禁戒のとをいふ、親のいさめなどいふとのあるも、猶いましめの意なり、さ

十三

みかどの覚えかきりなくて云々 これは源氏の君のとなるべし、宿世の果報めで

二

提婆品にどかれ給へる昔の帝 法華經提婆達多品第十二に、佛告諸菩薩及天人四

五

世親菩薩の作り給へる文 世親菩薩とある本は誤なり、拾芥抄諸宗部、法相宗の條

十四

うゑきのもとに佛となりて云々 上に引ける妙莊嚴王本事品の中にも、二子自言、

大王、彼雲雷音宿王華智佛、今在七寶菩提樹下法座上坐、於一切世間天人衆中、廣說法華經、云々
とある故事なり、

今鏡下巻證註終

證註拾遺

御たちの用意

用意は装ひの誤なり、よろひとよいういと、走りがきの体似たるより讀み

桂を折る試

證註上巻の四丁ウに、事實のみを掲げて故事を漏らせり、故に今之を補ふ
山崎北峯の文教温故に、昔對策及第する事を、桂を折るといへるは、晋の郗詵が故事によれり、
(晋書本傳曰郗詵字廣基、濟陰單父人也云々、泰始中詔天下、舉賢良直言之士、太守文立舉詵應選
云々、武帝於東堂會送、問詵曰、卿自以爲何如、詵對曰、臣舉賢良、對策爲天下第一、猶桂林一枝崑
山片玉、帝笑、) 登第學士の宴會を、折桂會ともいへり云々とて、次に折桂といひ、月桂といふと
は、これより展轉して、訛謬をかさねたる由をも辯せり、言繁ければ略しぬ、委しくは本書を見る
べし、

司天云々分野云々

拾芥抄官位唐名部、天文博士の下に司天とあり、天文家のとを司
天といふ也、禁秘御抄天文密奏の條にも、毎有天變奉奏書司天先參内覽人許云々などあるにて知
るべし、分野は漢土にて大地を別けて、天の星宿に配當したる所の稱なり、
こまうどの彼の國よ着きたる 扶桑略記寛徳元年の條下に、八月七日丙申、前大隅
守中原長國任但馬介、民部少丞藤原生行任椽、爲令存問太宋國商客張守隆、漂着彼國岸也、云々と
見え、百鍊抄にも爲存問宋客也、とあれば、高麗人ならで、宋人なると明けし、按ずるに當時は宋

上四ナ

三

八

上五ウ

九

上十ナ

七

朝の人をも高麗の人をも、よろづ外國人は、おしなべて高麗人とも唐人とも呼びなしたるか、本文第九、からうたの中にも、「爲時を越前になさせ(中略)こまうとと文作りかはさせんと、覺しめしたるにあはせて、越に下りてから人と文つくりかはされける、云々」とあるをも合せ考ふるに、高麗宋朝の區別なく、外つ國人は大やうにから人、またこま人もいへるが如し、さればこまうととも、誤りにはあらじ、

上十三ウ

五

御前のものがね白がねを飾る

御前の物は供御の食膳をいふなり、そは扶桑略

記にも此の行幸を記して、池中有龍頭鵜首船、奏童樂訖、渡御經藏、御覽佛具、還御之後供御膳、以金銀珠玉儲之、事之希有殊催寂感、云々とあるにて知るべし、

鳥瑟三明影

王充論衡說日篇に、儒者云日中有三足鳥、淮南子精神訓に、日中有跂烏な

九

とあるが本にて、日輪のとを烏輪、鳥影、鳥曜などいへり、瑟は説文に玉光也とあれば、鳥瑟は日光の事をいふなるべし、さて三明影とは、此の行幸十五日より中一日を隔て、十七日まで三日にわたれば、三廻の日影を看給へる由ならむ、さては古本に三朝とあるも通すべし、下旬は中一日間鳳聲を停め、御駐在ありしを詠じ給へるなり、鸞輿は鳳皇のつきたる御輿にて、天皇の御料なり、鸞輿といふに鳥瑟を對し、三明に一日を對せしなり、此の詩は新撰朝詠集下、帝王付行幸の條にも載せ奉れり、扶桑略記には、此の行幸十月五日より七日までとす、

大御室

釋家官班記に性信、三條院御子、號大御室、とあり、仁和寺の傍注に、法親王とある三字は行なり、

上十四オ

七

今鏡標目

○第一 すべらぎの上 (上卷)

雲井(三オ)

後一條天皇御降臨 御即位 内裏新造 醍醐殿六十賀 後冷泉天皇御降臨

子の日(五オ)

上東門院御出家 同門院へ朝願 供奉の人々の装ひ 道長公去 鷹司殿七十賀 後一條院御 菩提院に御影を安置せし事

初春(七オ)

後朱雀天皇御即位 教康親王の姫君頼通公の養女として入内 教康親王の母后御落飾の時の事 清少納言の事 陽明門院立后 頼通公の高陽院へ行幸 上東門院のけしき有様

星合(八ウ)

藤子中宮去 長久二年花の宴 二宮(後三條帝)御書始 文章生佐國孝言等及第 高麗人但馬に來たりし事

望月(十ウ)

後一條帝御誕生の時の事 上東門院大皇太后にあら給ひしと 御落飾の事 御法名また女院の稱 顯基和歌を奉りし事 東北院建立 殿上人紫苑色の指貫きとめし事 此の時より女院に門の字付くる事

菊の宴(十二オ)

後冷泉天皇御誕生御即位 齋宮齋院立ち給ふ 皇子内親王中宮に立ち給ふ 大嘗會 正月御忌月にて踏歌節會を止む 殿上歌合花山院以來珍らしき例 頼通の女立后 元の皇后は皇太后と申し、事 萬壽の根合 長遠連歌殿上人付けざりし事 菊の宴催し行はれし事

こがねの御法(十三オ)

後冷泉天皇金泥の經か、せ給ふ 御八講 宇治平等院行幸 頼通公三后の宣旨を張る 正月一日日蝕にて應朝 教通公の女立后

司召(十四オ)

後三條帝は能信大納言の勤めにて立功ありし事 太政官廳にて御即位 既房を文學の友とし給ひし事 實政へ天皇御隨別の詩 内裡炎上の時左少辨政家とく胸せ参りしと

○第二 すべらぎの中

たひげ(十七オ)

後三條帝八幡の放生會の始 日吉行幸の始 物見車の金物抜かせ給ふ 大極殿建立 御讓位 住吉館での御歌

崩御 異國の弊を改めんとして崩御の由人の夢に見えしと 又佛の御國に生まれ給へる由夢見し御

御法の師(十八オ)

後三條院東宮の御時佛法修し給ひしと 同じ御時危くおはせし事 ゆきちかといふ殿上人帝を相したると 御

母后も道長公の御孫なると

紅葉のみか(十九ウ)

後白河天皇御母のと 御即位 法皇にて御政事久しかりしと 白河の御寺遊り給ふ 御弓上手におはし

ますと 後拾遺金葉の勅撰 大井川行幸 歌合に關房判者 風房朋詠の時の強句を撰ぶ 忠通公頼本朝秀句を撰ぶと 鳥羽殿にて五十

の御賀

つりせぬ浦々(廿二オ)

敦光博士宰相になるに七道ありと云ひしと 諸臣の學才を分別し給ひしと 除目を吟味し給ひしと 其

實に法文を問はせ給ひしと 金泥一切經か、せ給ひしと 殺生禁制 都芳門院喪去御歌きにより御出家 御遺亂にて崩御 忠盛忠通退

悼の和歌 院の御母のと

玉づさ(廿四オ)

堀河天皇御即位 御當好み給ひ 時元といふ笛吹時めきしと 圖書合 堀川百首 帝伎頼と連歌 連歌流行 篇

子内親王入内中宮に立ち給ふ 道々の博士多かりしと 讃岐典侍日記のと

所々の御寺(廿六ウ)

堀河天皇御母后のと 后内裏にてかくれ玉ふ例 御菩提の爲所々に御堂建立 圓徳院供養願文區房撰す

附皇太后のと

白河の花の宴(廿七ウ)

鳥羽院御即位 御讓位後父院と同居し給ひしと 父院と同車にて花見御幸の風流 待賢門院同じく行啓

女房の装束歌の意の趣向さまざま、 兩院御見の御幸 二條院女房出だし衣さまざま、 鳥羽院當好み樂に精しくおはせしと 公卿等當

の御弟子たりしと

鳥羽の御賀(廿九ウ)

鳥羽院御意のまゝに雅定を大將に任じ給ふ 御出家 實莊殿院供養 珍らしく隨身兵杖具し給ふ 後世の

功德に奇類詞ひ給ふ 白河院と日常の御振舞かはらせ給ふと 五十の御賀 船の樂 公達童謡 鳥羽に御留居

春のしらべ(三二ウ)

崇徳院御即位 立后 絶えたるを繼ぎ願れたるを興さんの御志 歌好み給ひしと かくし題 紙燭かなまり

の歌 花の宴 公卿樂樂 臨時客 帝后中宮御樂御覽 詞花樂勅撰 鳥羽院の御政事にて世を御心に任せ給はざりしと

八重の潮路(三三オ)

美福門院鳥羽上皇に寵ありしと 崇徳帝しよくに御讓位 近衛天皇御即位 崩御 鳥羽院も崩御 崇徳帝

御出家 讃岐へ遷幸 九年遷ありて崩御 御母后待賢門院のと

○第三 すべらぎの下

男山(三五オ)

鳥羽院の後三所のと 美福門院殊に御おはせありしと 皇女二柱並に近衛帝を産み奉りしと 御祈 御産屋の儀 近

衛帝を崇徳院の御子として立坊 同帝三歳にて御即位 美福門院立后 女御二人入内 忠通朝長兄弟不和 鳥羽院に后の女院三所 近

衛帝に后宮二所おはせし、事

虫のね(三七オ)

近衛帝御眼病 十七にて崩御 女帝をさ計らせ給ひしと 近衛帝法文にも通じ 廿八品の御歌よませ給ひしと

美福門院所生の皇女たちの御事 女院姫宮御落飾 門院の御骨高野にをさめられしと

大内又たり(四十オ)

後白河院御即位 守仁親王立坊 上西門院を東宮の御母代とす 保元の亂 記録所にて政事し給ふ 大内造

營 宮造りし關司叙位 忠通公殿門の額を書く 近來は里内裏にのみおはせしと 世の治まれると

内宴(四一ウ)

美福門院へ朝觀 東宮八條院へ行啓 久しく絶えたる内宴行はる 舞姫卒園にて叶はねは童舞に代ふ 尺八の笛始

めて吹出だす 相模の節會 かゝる儀式信西入道計らひ催し、事 信西の妻御めのさたと 八十島の使 信西和漢の學に通じ天文を

も習ひしと 二條帝受禪 後白河院蓮花王院建立 熊野權現を都に移し給ひしと 同院御出家

をとめの姿(四三オ)

二條院御即位 信西樂を好み 内宴に女舞を教へ習はず 此後永く絶えしと 立后 平治の亂 信賴信西不和

ひなの別れ(四四ウ) 信西の縁者配流赦免 額宗惟方後白河院の御意にたがふ 此の前後流罪の人々 額宗惟方配流 院の方人帯の方人とありしと 光頼柱の里に留る

花園のほひ(四五ウ) 二條院幼き時の御事 崩御 御院譲のさだ 六條天皇御即位 後白河院の御意にて高倉帯に讓位 御幼年の太上天皇

二葉の松(四七ウ) 高倉天皇御即位 後白河上皇御政治 平氏の後 平家の繁昌

○第四 藤波の上(中巻)

藤波(二オ) 道長公のと 姫君たち 皇子皇女生か給ひしと 男公達のと 上東門院のと 俊房院と密事

梅のほひ(二ウ) 頼通公の事 牛車之旨 宇治平等院へ後一條院行幸 辭職して宇治に留居 尋で薨去 長子通房早世のと

伏見の雪の朝(四オ) 師實公の事 橘伎綱は公の同母弟 橘直衣(改姓) 近江守有佐後三條院の皇胤といふと 伎綱前世の物語

伏見の山莊 師實公雪見に伏見へ行きしと 當時の勝地三所 素意石田を管圓僧正に參らせしと 師實公中將の時素意名跡せしと

雲のかへし(七オ) 頼通公の姫君中宮姫子のと 中宮所生の皇女たちのと 頼通公臨終に中宮おぼしなかれしと

白川わたり(八オ) 教通公のと 冬の御遊に牛臂着用 御後見能通宇治殿の御厨子に笏の置かれぬを誇りしと 宿直裝束にも笏持つべきと 懐紙を笏になして持つ例 上達部の外は笏をさゝめられし起り 俊家頼朝いさかひ 御侍子の覆の袖うちつけられしと

宇多帝葉平と相撲して椅子の勾欄折られしと

はちすの露(九ウ) 教通公の子息たち 僧公たちの事

小野のみゆき(十オ) 教通公の姫君たち 弘慶殿女御歌合 三の君皇太后にあら給ひ 小野に留りて行ひすまじ給ふ 小野の山莊へ白河院雪見御幸 同后の頼才意匠のと 打出十具を断ちて廿具にして出だす 美濃國の庄の券を小野宮に參らせしと 同后譲の時雷落ちて懸巻のみ焼けたると

薄花櫻(十一ウ) 師實公の事 内覽の宣旨 内舍人隨人を賜ふ 高陽院歌合區房判 薄花櫻の歌のさだ 處長行綱頼のわざ 行綱さるがう 行綱移給にて落馬のと

波の上の盃(十三オ) 帥通公の事 公の風采優れしを區房精美 玄上琵琶小さく見ぬしと 能書なりしと 曲水宴 山徒囃臺により遊去と云ふ

宇治の川瀬(十四オ) 忠實公の事 白河院宮家殿御幸 宇治舟遊遊 忠實公内覽を停めらる 鳥羽院の時宮家より出でらる 祇園女御白河院御寵 待賢門院幼き時白河院御養育 宇治御幸 音律仕は鳥に乗りたるに此の時より乗車 后宮の御前に布衣着用 忠實公傳學せしと 出家受戒 雲林院邊に住み給ひしと 平正感下北而たりしと 爲忠殿上ゆりし時忠實詠歌 藤頼頼朝諱諱利口 白河院の仰せ言授までのこりしと 忠實殿上ゆるされ 清樂盛むしと

○第五 藤波の中

みかさの松(十九オ) 忠通公の事 忠通公の母君昔は白河院の女御 母の名によりて師子王宮と稱せしと 四帝の關白二度の攝政 法性寺造りて住み給ふ 才學優れ詩作り能書 内裏の頼並に色紙形などかゝせ給ふ 舍人某基術より頼を取返しと 歌合 文の心ばへ深し 關本朝秀句を撰む 家の集 日記に明らかなりしと

菊の露(廿一ウ) 忠通公法文の方をも極めしと 保元亂後氏の長者にかへりしと 近衛帝御葬送に 御樂の調とりしと 御出家 性殿など巡覽

藤の初花(廿二ウ) 基通公の事 十六才にて關白これ始めなると 廿四才にて薨去 基房公の事 藤氏の母方は多く源氏なる事 関院作り出で後に内裡になりしと

濱千鳥(廿四ウ) 忠通公龍委並公達のと 姫宮の女院中宮などになりしと 小弓の御遊に扇紙を草子形にして贈物にせしと

使合はせ(廿五ウ) 皇嘉門院使合のと 崇徳帝遠島遷幸の後御落飾 上皇の入道宮院たち多くおはせしと

かざり太刀(廿六ウ)

朝長公の事 學才廣く前書因明にも通ぜしと 政治音略 父忠實に寵あり 藤氏の長者を授けられしと

平治の乱 矢に中りて薙去

若君達皆配流 師長藤洛の徳大將たり 師長斐西の上手

苔のころも(廿九ウ)

師通公の筋家政家隆等の事 家政三條源宰相と呼ばる 雅教公房二條常朝の時出家 花山僧正藤基高光の

花の山(三一オ)

師買公の二郎家忠公の事 白河院の御吹舉にて大將たり 公達の事 かの侍従 家忠の子孫 家忠の弟たちの末

みづぐき(三四オ)

教長の事 保元の乱浮島へ配流 藤洛後高野に住む 歌よみ手かき 佐理の書風 定信といふ人一切難を一筆

ふる里の花の色(三五オ)

師買公の僧公達の事 静意法眼庭の石立てしと 行支大僧正を鳥羽院御時依 當時奈良には清き僧も

繪あはせ(四八オ)

頼宗公の事 母君の素性 歌の上手 男女の子たち 宗俊笙を吹く 時光に大食調の入調習ひしと 時光武能

から人の遊び(三八ウ)

宗忠公の事 備馬樂の上手 尚書會興行 宗輔笛の上手 菊牡丹を大きく作りなしと 藤を好きて詞は

旅寮のどこ(四十ウ)

宗通行尊の許へ獨結返しと 歌 白河院殿上人に武者の装束させて御覽す 宗通臨終に家政の體出づ

弓のね(四二オ)

伊通詩書を能くす さるがうの口利き 辭官御厨 前宰相より直に中納言になる例 障の座の除目の上達部にな

○第六 藤波の下

る例の始 車を焼捨て、公事にも出仕せず 川尻の遊女が通ふ 前居中人の可を返す時の歌 子たち笛の上手 父より早世 弟の手

通筆斐西の上手なりし事

かりがね(四四オ)

成通音楽詩歌を能くす 物今様の修業 馬術の達者 早業無雙人を驚かす 五節の時密に歌うたひて箱居ひ

ますみの影(四七オ)

能信詩歌堪能 御子たち孫の宮たちの御事

たけのよ(四九オ)

朱雀院以下の外戚の事 朝院公季の末 公實御歌を能くす 笛腰にさし 琴爪生し居たり ゆり花と云ふ女と

梅の木のもと(五十オ)

實行公學問行狀のめでたきと 孝行 後白河帝の内宴に外戚の極老にて参列 通季世にあひたる人 公

花ちる庭の面(五四ウ)

實能公歌の上手 上臈三人を越えて大將したると 實行雅定大臣たりし時容休の相違 公能今様の上手

宮城野(五六ウ)

公能公の姫君后宮たちとの 二代の後の御事 此の宮多能におはせしと 定實詩歌神樂今様の名人 實家和平の

志賀のみそぎ(五九オ)

待賢門院所生の宮たち 日宮後宮の御事 姪子 隠君子の昔語り 仁和寺宮歌よみ詩作りにたはす 實

院の蓋奏により三日廢朝

無紋梅纏の御冠 日敷を月の代はりにして御殿三日なりしと 柗子内親玉唐錦のみそぎ

うたくね(一オ)

後中書王の事 師房公詩文作り歌よみ給ふ 十御門日記世上の鑑 俊房任大臣江帥の勤めによる 俊顯顯房を賀

堀河の流れ(三オ)

師頼當座に百首歌よむと 匡房師時の文才を賞美す 權大夫日記 池山なども造る 妻六七人もちたると

○第七 村上源氏 (下卷)

師仲保元乱の時配流 師俊詩歌を能くす 延喜帝以下師頼師時兄弟まで六代の學者 寛勝探題設法を能くす
夢の通ひ路(五オ) 師頼夢あしく合せたると 豊宮齋院を室とせし諷ども

根あはせ(六オ) 郁芳門院根合 門院兼 大田樂流行 白河帶御出家 金葉集の誤り

有栖川(七ウ) 令子内親王の女房逢ふるまひの優雅 齋院法文習ひ給ふ

紫のゆかり(八ウ) 雅實公の事 此の公重盛ありて父も憚り白河院も耻ぢさせ給ふ 雅實公富家殿に怨を含む 院にも關白にも心
おかぬと

にひ枕(十ウ) 雅定室を時元習ふ まじり九といふ室の由来 時忠新羅三郎に笙教へしと 足柄山にて善光より笙取返したると
雅定胡飲酒よく舞ひしと 出家して中院にこもる

武藏野の草(十三オ) 雅俊のと うの子たちとの 國信のと 顯仲歌よみ笙の上手 顯雅乘車を飾りしと 言ひたがへする録 金
葉集撰びかへしと

もしほの烟(十六オ) 關房の流の姫君 かうの君二條帝御體愛 帝の御文取返して焼かれしと

源氏のみやす所(十八オ) 行尊僧正修行 持賢門院の物怪を調伏す 笙の岩屋の歌 輔仁親王詩歌を能くす 金葉集に輔仁親王
とをかきしを白河院勅勤のと 輔仁親王無業無愛と賦せしと

花のあるじ(十九ウ) 有仁公詩歌管絃能書 源氏姓を賜ふ 白河の花見御幸和歌の序かく 衣文を好みしと 月は漏れ云々の連歌
ふしうば(廿二オ) 有仁公艶書多く見集めしと ふし榮の加賀 家の女房まで好色のふるまひ

月のかくるく山のは(廿三ウ) 有仁公八幡へ七夜詣で 花園の山莊にこもりて剃髮 花園焼く
はらくくの御子(廿五ウ) 白河院の姫宮 齋院辛綺のみそぎ 無位の衣淺黄といふは黄袍なると つるばみの衣のさた 服色浴

○第八 みこたち

法親王の宣旨始めて下さる 覺法々親王能筆 御室は代々能書 堀河院の御子たち 鳥羽院の御子たち 吉田齋宮の御母横死 崇
徳院の御子たち 後白河院の御子たち 二條院の御子たち

○第九 ひかしがたり

あしたづ(三三オ) 清和帝御息所藤墨の紙へ寫經 秀才稚材釋奠詩序をかく 延光村上帝の忌に久しく服きたると
祈るしるし(三三ウ) 慈圓僧正不動の像に見ゆしと 禪林寺僧正魚味を求められしと 同僧正教通の病めるに暮うたせて治せしと
有國泰山府君を祈りて父の死を救ふ 相尹聖天供の利益にて播磨守となりしと
からうた(三五ウ) 一條帝の時誦道に堪能者多かりしと 具平親王文才 慶保胤當世詩人の評 資葉の詩に色紙を綴ると作りしと
善思人の詩を難せしと 爲時苦學寒夜云々と作りしと 爲時越前にて唐人と贈答せしと

誠の道(三七ウ) 保胤石帯を與へて人の難を救ふ 出家して増賀の弟子となる 江定基亦出家保胤の弟子となる 請女の秀句 入
唐遷化 統理出家 公經河内の禪寺を再興す 定俊夢中に前生のとを見る

かしてき道々(四十ウ) 雅忠醫術すれしと 有行地震を前知せしと 時光用光唱歌に心入れしと 用光爲樂吹きて白波の難を
逃れしと 殿上人月夜に詩を誦し經を讀みたる風流 能因板井に月うつして見わたると

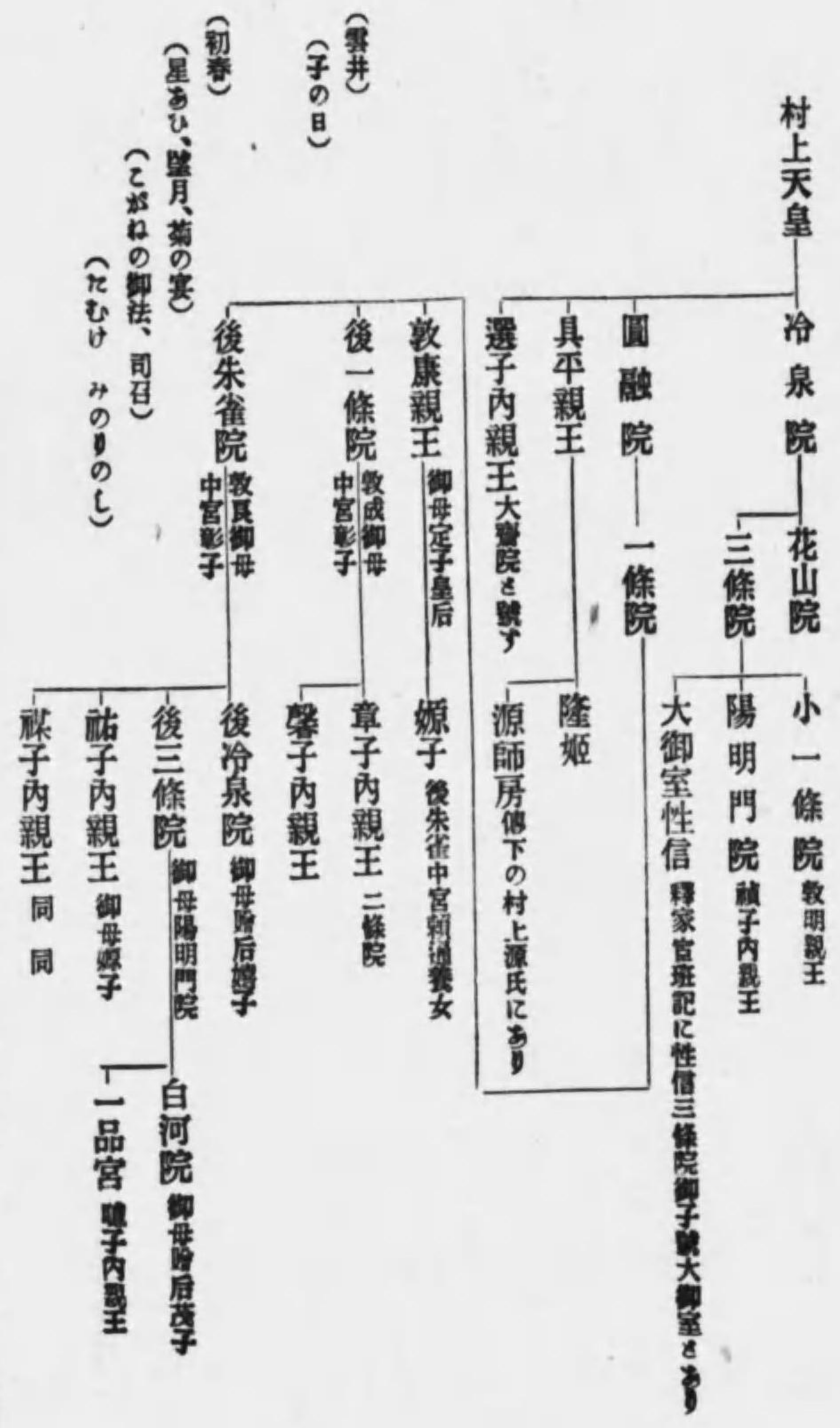
○第十 うちぎさ

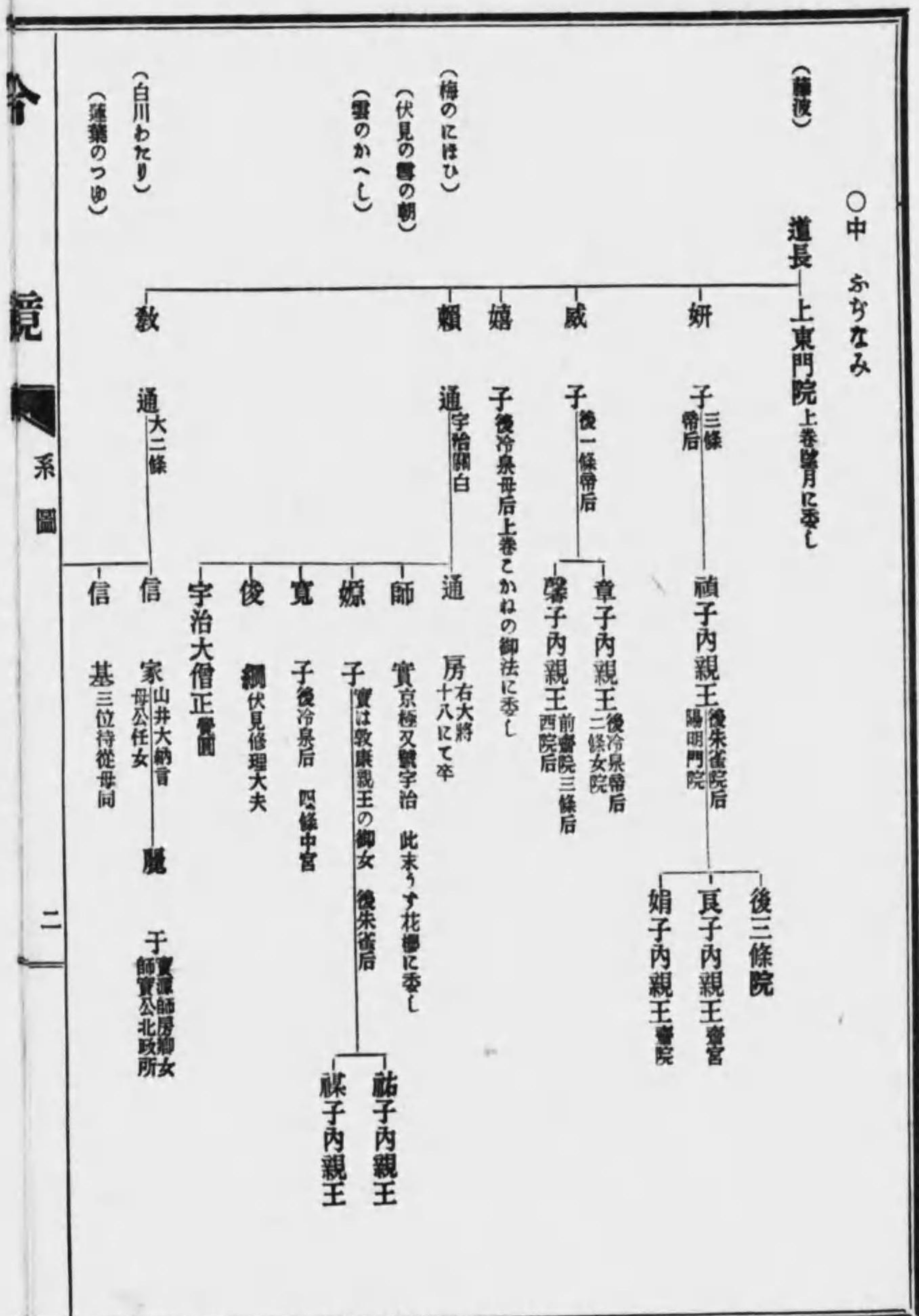
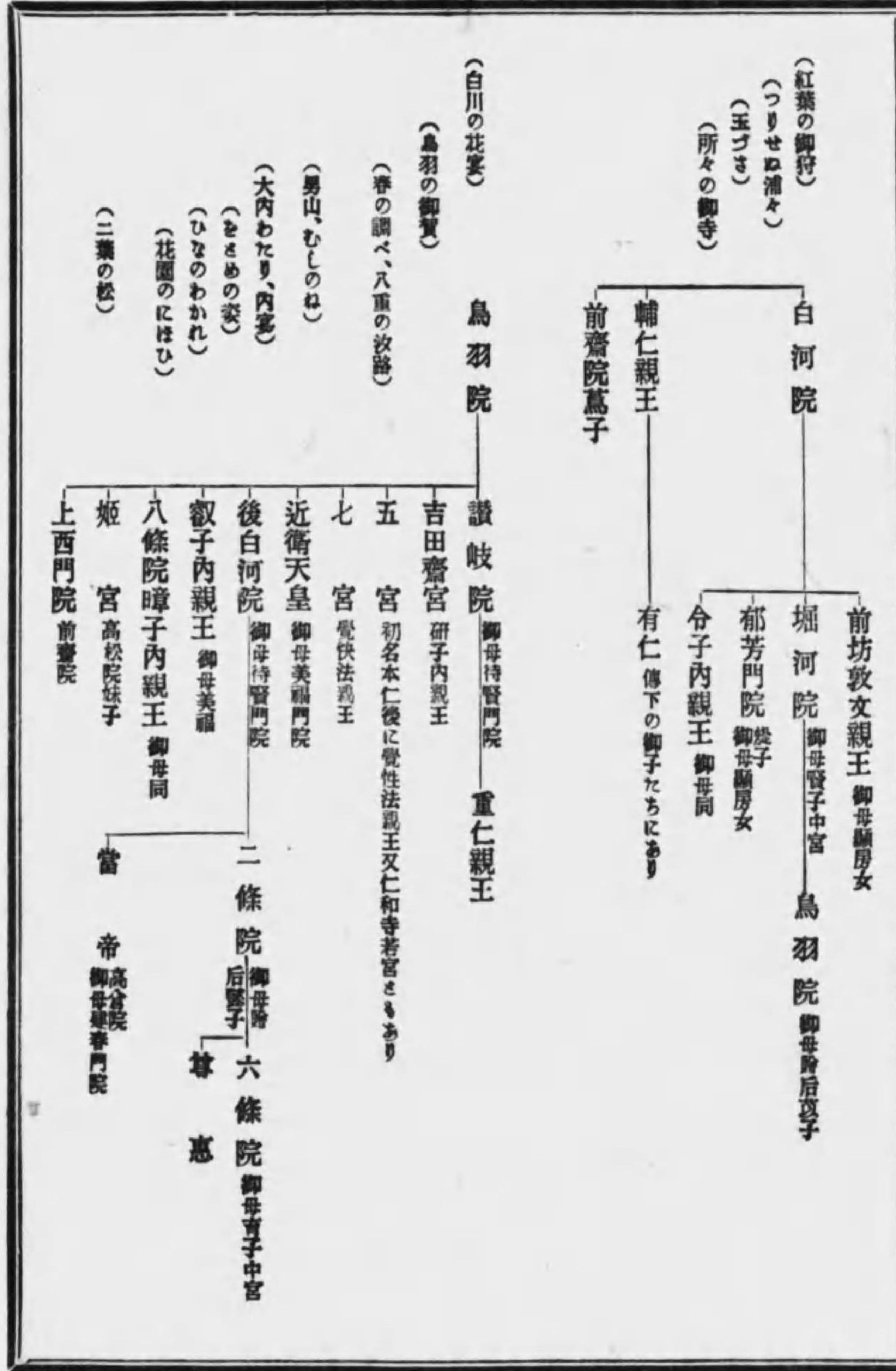
敷島のうちぎさ(四三オ) 人影燈の上に見ゆる時は其の人死ぬといふと 師賢の妻頓死 返る辨といふ彈鼓 頼實命にかへて秀
歌よまんと祈りしと 頼繼かたらひし女の歌 頼繼俊頼にむかひて自贊 光清委親瓶の歌 光清女小侍従 母小大進 端午にかつみを
奉くと 實方の墓 實方雀となりし話 重通女車の主と連歌 ひをり眞手番のと 周防内侍家を移る時の歌 珠賢石たて飾車の風流
歌をはめられて詠をやめしと 範永節信と連歌 能因と井手の蛙と 齋院にて今様の禁句を詠ひかへしと 雲の巢に時鳥の生ひ立ちし
昔話

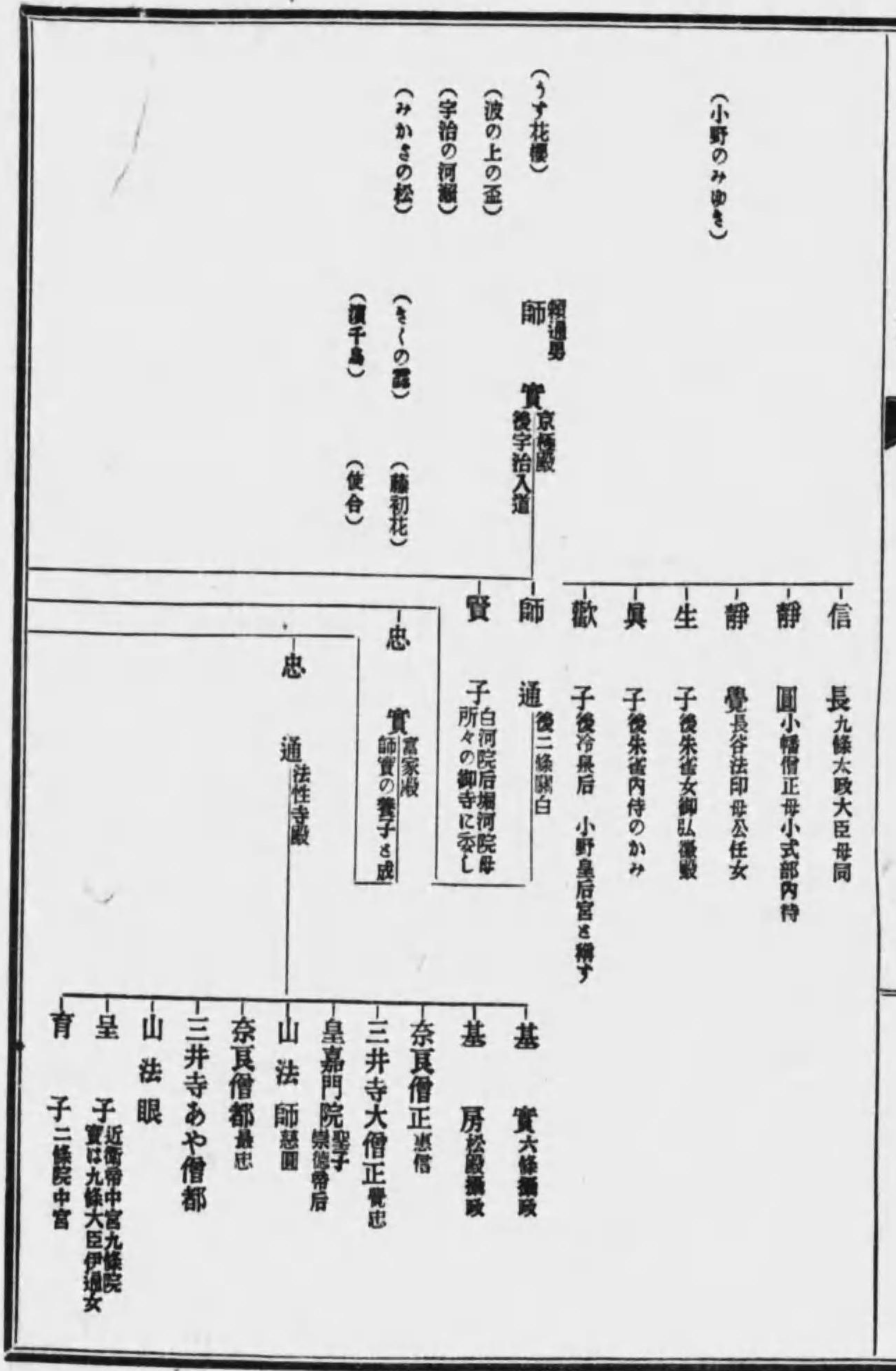
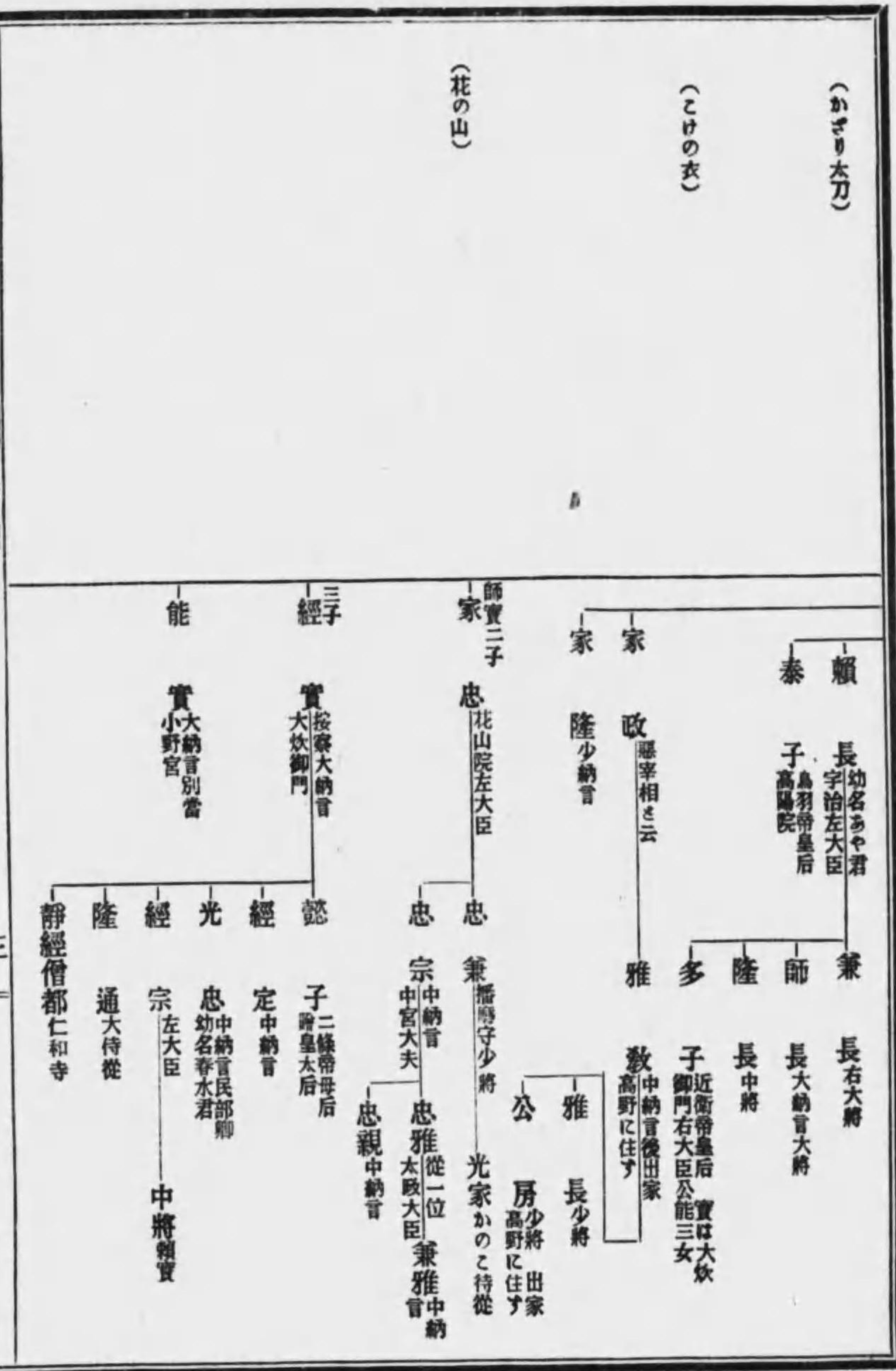
ならの御代(四九才) 萬葉の成りし時代 人廢の世にありし時代のさたなど
 作り物語のゆくへ(五一ウ) 紫式部地獄に落ちし風説 うの戀解 源語中人物の評

今鏡系圖

○上 すべらき







(水々)
(故郷の花の色)

忠 教 四條大納言
民部卿藤波家
仁源座主理智坊
覺信大僧正
增智
靜意法眼
玄覺僧正
行玄大僧正山座主
尋範僧正山階寺
仁澄法印
澄眞法眼 隱法眼
永實法印

(兼合)
道長次郎 頼 宗 堀川右大臣

延 子 後朱雀女御
關景殿
君後三條院東宮の時御息所
三 頼小野宮中納言
兼 家 大宮右大臣
俊 宗 中御門中納言
宗 俊 按察使
宗 輔 太政大臣
俊 通 前中納言
兵部卿

正子内親王 壽院

(かろ人の遊び)

(旅麻のまこ)
(可のね)

(かりがね)

(ますみの影)

道長三郎 能 信 関院東宮大夫
關太政大臣

師 兼 宰相中將
俊 左衛門佐
基 慶山座主
寛 大納言
宗 大納言
伊 大納言
季 通兵衛佐
成 通侍從大納言
重 通按察大納言
茂 子 實公成女御后
後三條院女御
白河院
聰子内親王 仁和寺一品宮
俊子内親王 樋口宮
佳子内親王 富小路宮
葛子内親王 前壽院
堀河院皇后
長 實頼宗子
三條内大臣
能 長 無動寺馬頭
信 入道長禪
顯 長 民部卿
家 大納言
忠 家 大納言
祐 家中納言
兼 宰相中將
少將家輔
通宰相
信 通中將
呈 子 近衛帝皇后九條院
爲 通宰相
伊 實中納言
伊 輔 少將侍從
長 中納言
忠 大藏卿
能 寺僧都
忠 石山辨
律師 某
宗 信 四位侍從
禎喜僧正 東寺長者

鏡 系圖

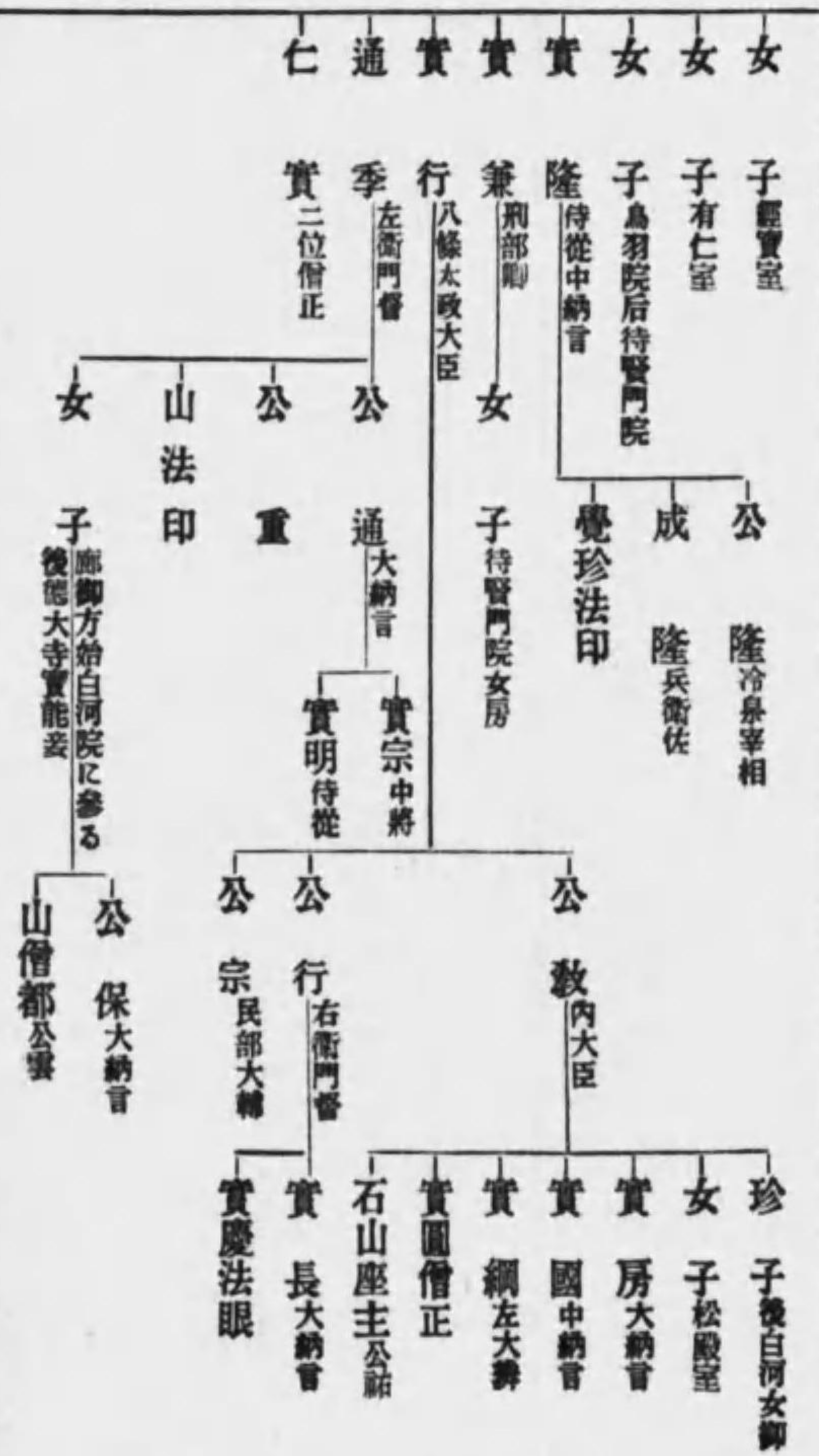
四

(たけのま)

師輔末 公 季 開院太 政大臣 公 成 左兵 衛督 實 季 按察使 大納言 公 實 東宮 大夫

基忠中納言 道 子 白河院女御 承香殿 善子内親王 聖宮 俊忠 快 成 山 成 民部大輔 主 成三位

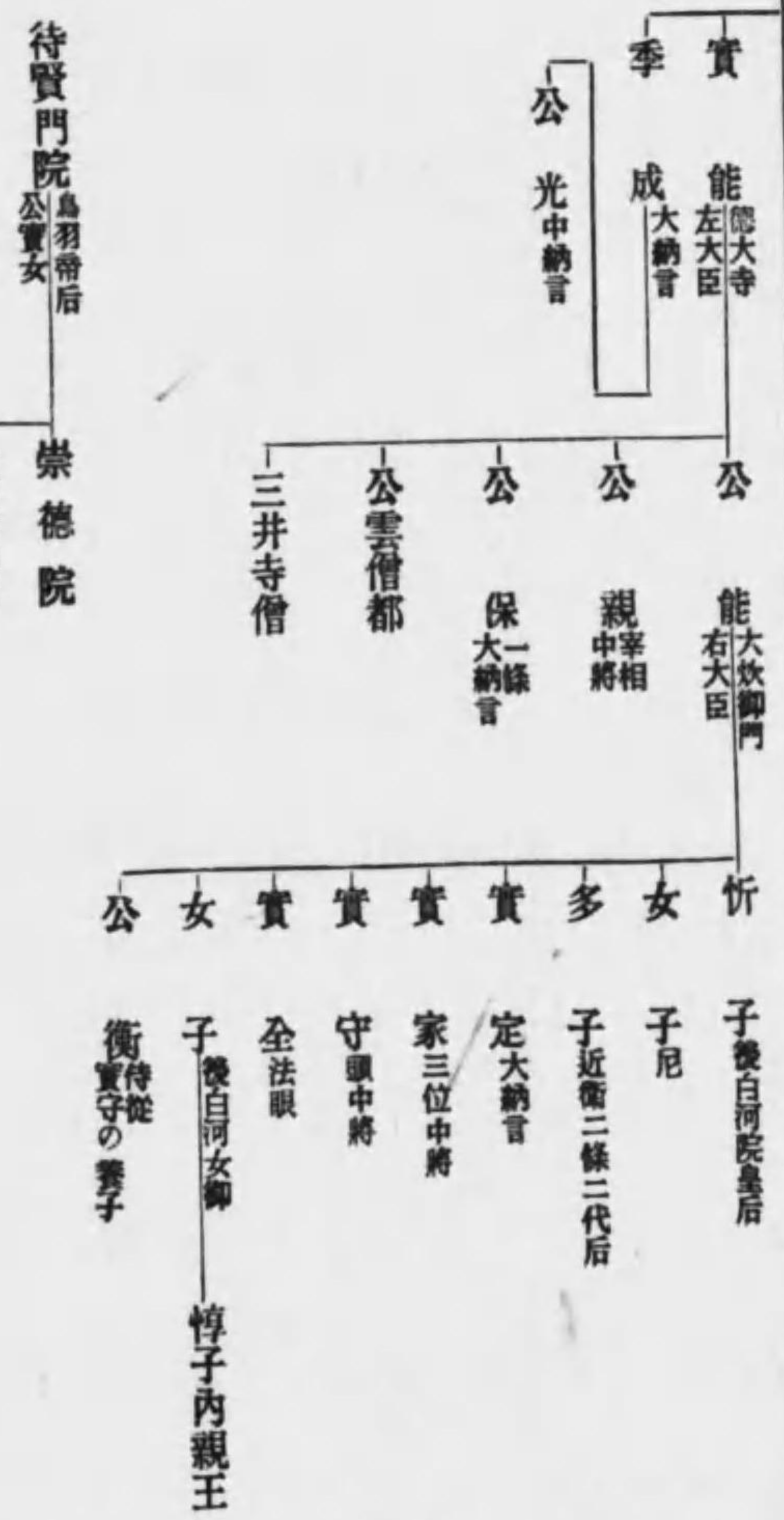
(梅の木のもと)



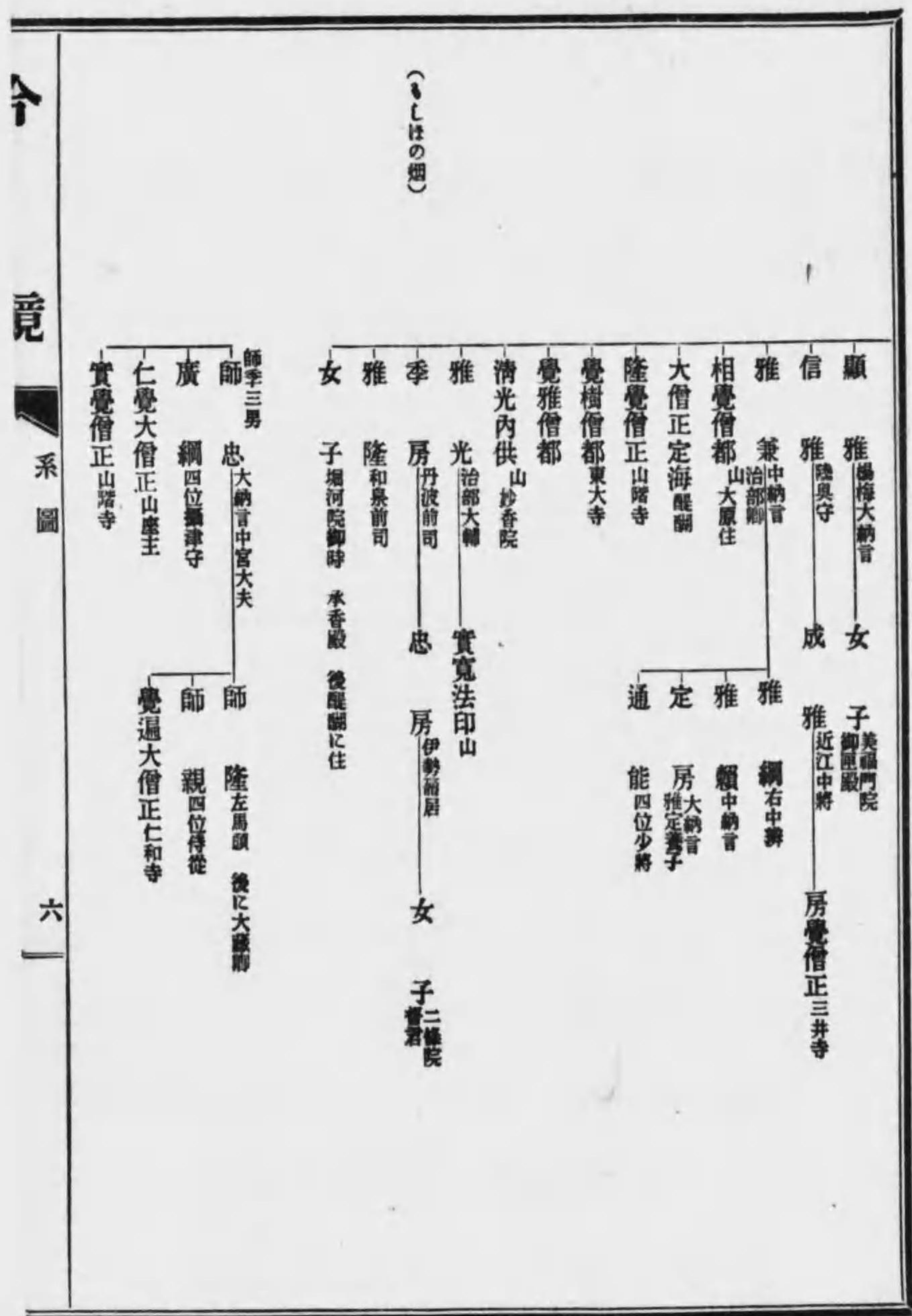
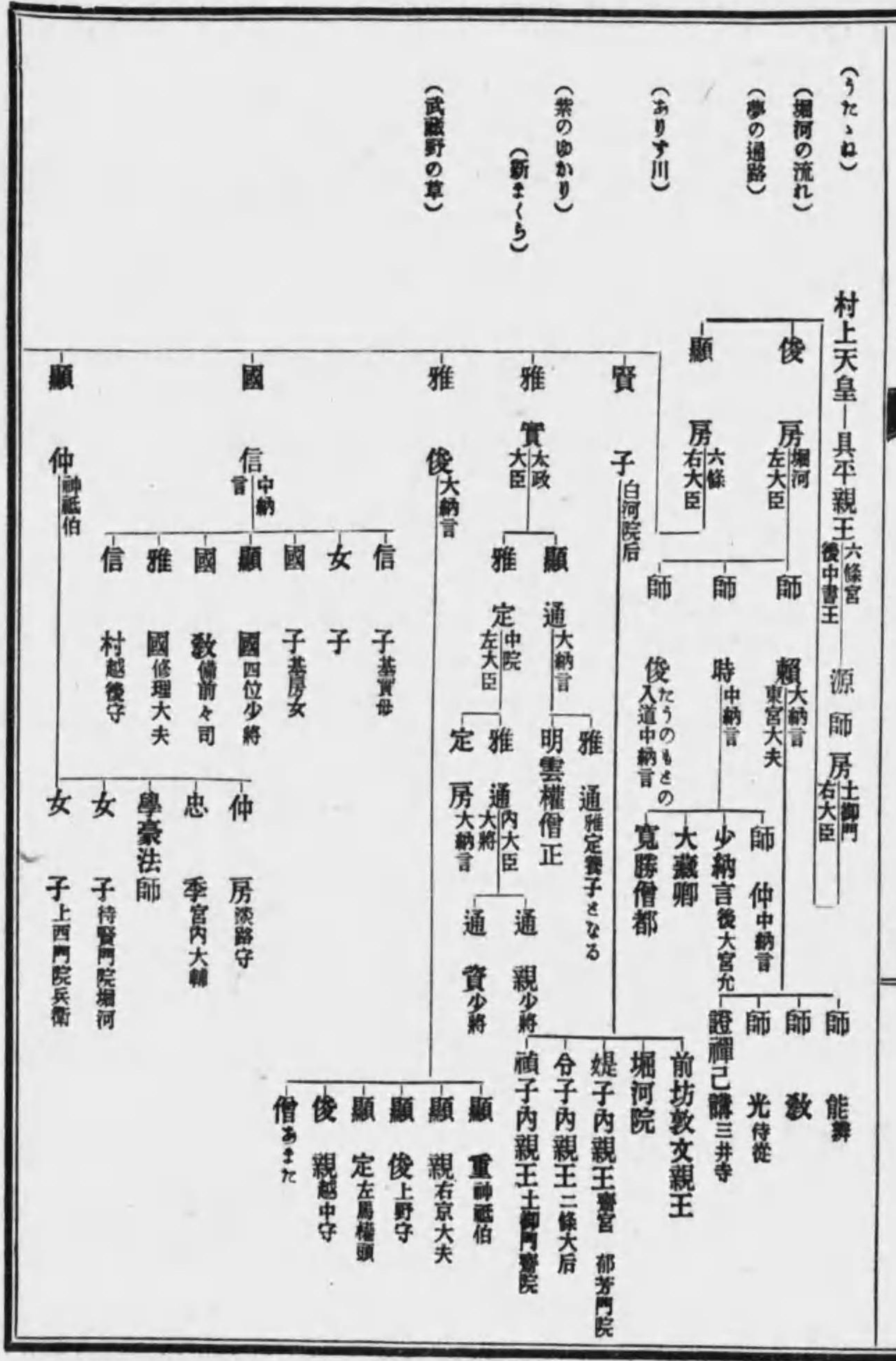
(花散る庭面)

(宮城野)

(志實のみろぎ)



○下村上源氏



○みこたち

(源氏のみやす所) 小一條院

源基平 侍從宰相

(花のあるじ)

基子 後三條院女御

實仁親王東宮

輔仁親王

(ふしは)

季 宗三位春宮大夫

有 仁 源姓を賜ふ
花園右大臣

(月のかくる山の端)

行 宗三位大藏卿

信證僧正仁和寺

女 子 上西門院の女房
子 高松院の女房

行尊僧正平等院

嚴老僧正勸修寺

頼基僧正光明山

仁操僧都山

白河院

守子女王伏見宮

(はらぐの御子)

白河院

娘子女親王 后腹也根合に委し

令子女親王

禎子女親王

道子女親王 女御也ますみの影に委し

女五宮 御子齋宮

官 子勸賢院齋院

覺行法親王仁和寺 法親王の始

覺法々親王御室

聖惠法親王花藏宮

行學大僧正三井寺胎僧正

堀河院

鳥羽院

圓行法眼若御前法眼

道 惠 大宮 三井寺

覺快法親王七宮

あや御前双林寺宮

吉田齋宮 餅子

冷泉姫宮 春日姫宮 頭子女親王

せか院姫宮

齋院姫宮

高松宮

最雲法親王塵土宮

寬曉大僧正仁和寺

好子女親王大宮齋院

喜子女親王前齋宮

崇徳院

後白河院

守覺法親王

以仁王 高倉宮

亮子女親王 般富門院 齋宮

好子女親王齋宮

式子女親王齋院

圓惠法親王

悼子女親王

重仁親王

元性法印

眞性

道尊

法圓

二條院

尊 惠
 六條院
 借子内親王
 眞 惠

大正十三年六月十九日

明治三十年六月十五日印刷
 明治三十年六月十八日發行

版權
 所有

著 者 關 根 正 直
東京市本郷區森川町一番地

發 行 者 渡 邊 兵 吉
東京市神田區三輪町二丁目一番地

印 刷 者 足 助 房 太 郎
東京市京橋區宗十郎町十五番地

印 刷 所 同 國 文 社
東京市神田區三輪町二丁目一番地

發 行 所 六 合 館 書 店
東京市日本橋區通三丁目六番地

發 賣 所 林 平 次 郎



終

